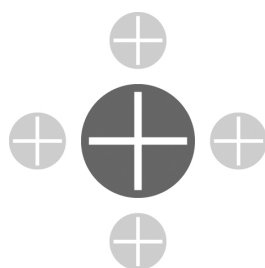


ローマ・ミサ典礼書の総則

(暫定版)

INSTITUTIO GENERALIS
MISSALIS ROMANI



カトリック中央協議会

出版にあたって

教皇庁典礼秘跡省は、『ローマ・ミサ典礼書』のラテン語規範版第3版を2000年3月20日付で公布し、これは2年後の2002年3月に出版された。この規範版の冒頭には、規範版の変更に合わせて増補・改訂された新しい「ローマ・ミサ典礼書の総則」(Institutio generalis Missalis Romani)が掲載されている(以下、新「総則」と略記)。

日本カトリック典礼委員会は、1994年から、現行の日本語版『ミサ典礼書』(1978年発行)の改訂に向けた研究を開始した。2000年6月には『ミサ典礼書』改訂委員会が正式に発足し、改訂作業が進められてきたが、上記のようにラテン語規範版第3版が発行されたことを受けて、この新しい規範版に基づいて改訂作業を続けることとなった。同時に、日本カトリック典礼委員会は、新しい規範版の内容を研究し、改訂の意図を伝えるためにも、日本語版『ミサ典礼書』の改訂作業が終わる前に、新「総則」の暫定版を発行することが望ましいと判断した。そのため、2003年6月の日本カトリック司教協議会定例総会に新「総則」の暫定訳の発行が諮られ、満場一致で承認された。

また、この定例総会では、新「総則」における規則の変更箇所の取り扱いについても審議され、ミサを行う際の混乱を避けるという司牧的配慮から、以下の点について合意された。

- ①暫定版にはラテン語規範版からの翻訳を掲載し、日本の教会における新しい適応は検討中であるので記載しないこと。
- ②日本語版『ミサ典礼書』(1978年)で採用された日本の教会における適応は、司教協議会による新しい決定が発表されるまで現行のまま有効であること。
- ③新「総則」で追加・修正された新しい規則に関しては、『ミサ典礼書』改訂委員会が検討中である。そのため、司教協議会による新しい決定が発表されるまでは現行「総則」の指示に従ってミサが行われること。

さらに、暫定訳の発行にあたっては以下の点についても留意することが確認された。

- ①新「総則」で追加・修正された箇所が分かるように表記すること。
- ②日本語版『ミサ典礼書』(1978年)で採用された適応も掲載すること。

以下の新「総則」はラテン語規範版の暫定訳であり、全面的な翻訳の改訂は新しい日本語版『ミサ典礼書』の完成時に行う予定である。本書が、神学教育や信徒の奉仕者の養成の場、典礼に関する勉強会などにおいて広く用いられ、改訂されたミサに対する理解を深めるための資料となれば幸いである。

2004年4月8日 聖木曜日に

日本カトリック司教協議会

目 次

出版にあたって	1
本書を使用するにあたって	4
日本における適応	5

ローマ・ミサ典礼書の総則(暫定版)

前文	8
第1章 感謝の祭儀の重要性と尊厳	13
第2章 ミサの構造、要素、各部	16
I ミサの一般的構造	16
II ミサの種々の要素	16
III ミサの各部	20
A 開祭	20
B ことばの典礼	22
C 感謝の典礼	26
D 閉祭	31
第3章 ミサにおける務めと奉仕	32
I 聖なる位階の務め	32
II 神の民の役割	33
III 特別な奉仕職	33
IV 役割の分担と祭儀の準備	35
第4章 ミサの種々の形式	36
I 会衆の参加するミサ	36
A 助祭を伴わないミサ	38
B 助祭を伴うミサ	44
C 祭壇奉仕者の任務	47
D 朗読奉仕者の任務	48
II 共同司式ミサ	48
III ただ一人の奉仕者が参加するミサ	56
IV すべての形式のミサのための一般的基準	58
第5章 感謝の祭儀をささげるための教会堂の配置と装飾	63
I 一般原則	63
II 聖なる集会のための内陣の配置	64
III 教会堂内の配置	67

第 6 章	ミサをささげるために必要なもの	70
I	感謝の祭儀のためのパンとぶどう酒	70
II	備品一般	70
III	祭器	71
IV	祭服	72
V	その他の教会用具	74
第 7 章	ミサおよび各部の選択	75
I	ミサの選択	75
II	ミサの各部の選択	76
第 8 章	種々の目的のためのミサと祈願、死者のためのミサ	79
I	種々の目的のためのミサと祈願	79
II	死者のためのミサ	80
第 9 章	司教と司教協議会が行うことのできる適応	82
索引		86

本書を使用するにあたって

本書を使用するにあたって、以下の点にご留意ください。

- ①本書は従来の「ローマ・ミサ典礼書の総則」（以下、「総則」と表記）の全面的な改訳ではなく、2002年発行の『ローマ・ミサ典礼書』規範版第3版で変更された箇所を、従来の「総則」の本文に反映させたものです。
- ②従来の「総則」では、日本における適応は該当箇所に（ ）で記載してありましたが、本書では適応については本文中ではなく、5ページ以下に記載してあります。また、参考のために、新「総則」の該当する番号も記載してあります。ただし、本文中にあるミサの式文の引用は、原則として原稿の日本語版『ミサ典礼書』に従いました。
- ③追加・修正のある箇所は、**太字**で印刷されています。また、削除された部分は […] で示してあります。
- ④従来の「総則」の番号を、新「総則」の番号に続けて [=] で示してあります。従来の「総則」では前文が15番まで、本文が341番までありましたが、新「総則」では両者を区別せずに、すべてが通し番号で399番まで記載されています。
- ⑤従来の「総則」中の以下の用語と表現を変更しました。
 - ・合掌して、両手を合わせて → 手を合わせて
 - ・両手を広げて → 手を広げて
 - ・祭器室 → 祭具室(香部屋)
 - ・司祭席 → 内陣
 - ・信者の奉納品 → 信者のささげもの
 - ・一周忌の日 → 一周年の祈念日

日本における適応

現行『ミサ典礼書』（1978年版）において、日本カトリック司教協議会が認可し、教皇庁の認証を得た箇所は以下のとおりです。[現]は現行の「総則」、[新]は新「総則」、数字はそれぞれの「総則」の番号を示します。

■動作と姿勢について

ひざまずくこと

ひざまずく代わりに手を合わせて深く礼をする。[現] 21, 84, 98, 115, 197, 205, 206, 227, 233 参照。[新] 43, 137, 157, 160, 179, 242, 246, 248, 249, 268, 274 参照。

祭壇と福音書への接吻

接吻する代わりに手を合わせて深く礼をする。[現] 27, 85, 125, 129, 141, 163, 208, 214, 232 参照。[新] 49, 90, 123, 169, 173, 186, 211, 251, 256, 272, 273 参照。

平和のあいさつ

手を合わせて「主の平和」と唱えながら相互に礼をする。[現] 56 口, 112, 136, 194 参照。[新] 82, 154, 181, 239, 266 参照。

■祈願の結び

集会祈願はいつも「聖霊の交わりの中で…」を用いる。奉納祈願と拝領祈願はいつも「わたしたちの主イエス・キリストによって」を用いる。[現] 32 参照。[新] 54, 77, 89 参照。

■第1、第2朗読後の応唱

朗読者は聖書に礼をし、奉仕者が「神に感謝」と答える。[現] 89, 91 参照。[新] 128, 130 参照。

■福音朗読の前後

司祭あるいは助祭は福音書に十字架のしるしをしながら「○○○による福音」と唱える。また、朗読が終わると、司祭あるいは助祭は福音書をおしいたいて「キリストに賛美」と唱え、会衆は「キリストに賛美」と応唱する。[現] 95, 131, 218, 232 参照。[新] 134, 175, 262, 273 参照。

■奉納祈願の招き

会衆の答唱を沈黙に代えることができる。[現] 107 参照。[新] 146 参照。

■叙唱前句

司祭は手を合わせて「心をこめて神を仰ぎ」と唱え、会衆が「賛美と感謝をささげましょ

う」と答えると、司祭は手を広げて叙唱を唱える。[現] 108 参照。[新] 148 参照。

■両形態による聖体拝領

「総則」が定めている場合のほかに、参加者一同が両形態による拝領の意味をよく理解しており、支障なく全員に両形態で授けることができると司式司祭が判断した場合に、両形態による拝領を認めている。[現] 242 参照。[新] 283 参照。

■両形態による聖体拝領のときの奉仕者と拝領者のことば

御血の拝領のとき、奉仕者も拝領者も何も唱えない。[現] 244 ニ, 245 へ, 246 ロ, 247 ロ, 249 ロ, 251 参照。[新] 286, 287 参照。

■年間週日の祈願

年間週日のために 24 のミサが編集されている。[現] 323 参照。[新] 363 参照。

■信仰宣言

洗礼式のときの信仰宣言を唱えることができる。[現] 43, 44 参照。[新] 67, 68 参照。

■拝領前の信仰告白

司祭は「神の小羊の食卓に招かれた者は幸い」と唱え、会衆は「主よ、あなたは神の子キリスト、永遠のいのちの糧、あなたをおいてだれのところに行きましょう」と応唱する。[現] 56 ト, 115, 198, 227 参照。[新] 43, 84, 157, 243, 268 参照。

ローマ・ミサ典礼書の総則(暫定版)

前 文

1[=前文 1] 過越の晩さんを弟子たちとともに祝い、その中でご自分のからだと血のいけにえを制定するため、主キリストは大広間を準備するようお命じになった(ルカ 22・12)。教会は、この命令が自分にも与えられたものつつねに考え、とうとい感謝の祭儀の執行に関する心構え、儀式、場所、式文について規定してきた。第2バチカン公会議の意向に基づいて定められた現行規則と、ラテン典礼の教会が今後ミサをささげるときに用いる新しいミサ典礼書とは、教会の熱意、ならびに聖体の神秘に対する信仰と変わらない愛を示すものであるとともに、多くの新しいことがらが導入されたとはいえ、教会の絶え間ない確固たる伝承をあかしするものである。

変わらない信仰のあかし

2[=前文 2] ミサが本質的にいけにえであることは、教会の全伝承を受け継いだトリエント公会議によって議決されたが¹⁾、第2バチカン公会議はそれを再び肯定して、ミサについて次のように述べている。「救い主は最後の晩さんで、ご自分のからだと血による感謝のいけにえを制定されたが、それは、ご自分が再び来られるまで、諸世紀を通して十字架のいけにえを永続させるため、また愛する花嫁である教会に、ご自分の死と復活の記念を託すためであった」²⁾。

このような公会議の教えはミサの式文の中で明らかに示されており、「**レオニアヌム**と呼ばれる古代の秘跡書ですでに明らかにされた、「教会がキリストの死と復活の記念を行うとき、救いの力がわたしたちのうちに働きます」³⁾といわれている教義は、各奉献文の中に適切かつ正確に表現されている。すなわち、これらの奉献文の中で、司祭は記念を行い、神の民全員の名において神に対して感謝し、いのちに満ちた、とうといいけにえをささげる。それは教会のささげものであり、神がお望みになったいけにえであって⁴⁾、司祭は、キリストのからだと血が、全世界に救いをもたらすいけにえとして御父によって受け入れられるよう祈る⁵⁾。

こうして、新ミサ典礼書においては、教会の祈りの法は変わることはない信仰の法にかなっている。すなわち、十字架上のいけにえと、ミサにおけるその秘跡的再現は、奉献のしかたを除けば同一のものであることが教えられているのであり、この秘跡的再現は、主キリストが最後の晩さんにおいて制定し、ご自分の記念のために行うよう使徒たちに命じ

1) トリエント公会議第22会期「ミサの奉献について(1562年9月17日)」(Doctrina de ss. Missae sacrificio: DS 1738-1759)。

2) 第2バチカン公会議『典礼憲章』47 (*Sacrosanctum Concilium*)。同『教会憲章』3、28 (*Lumen gentium*)、同『司祭の役務と生活に関する教令』2、4、5 (*Presbyterorum ordinis*) 参照。

3) 「主の晩さんの夕べのミサ」の奉納祈願。『ヴェロナ秘跡書』93 (*Sacramentarium Veronense*, ed. L.C.Mohlberg) 参照。

4) 『ローマ・ミサ典礼書』第3奉献文参照。

5) 『ローマ・ミサ典礼書』第4奉献文参照。

られたのであって、ミサは同時に賛美、感謝、あがない、償いのいけにえである。

3[=前文 3] 両形態の聖体に主が現存されるというすばらしい神秘は、トリエント公会議が信じるべきこととして提起したもの⁶⁾と同じ意味と同じ文で、第 2 バチカン公会議⁷⁾および教会の教導権のその他の公文書⁸⁾によって確認されたが、そのことは、ミサの祭儀においては、キリストが実体変化を通して現存することを表す聖別のことば自体によるばかりでなく、感謝の典礼の中で行われる最高の尊敬と礼拝の内容と表現によっても宣言される。同じ理由から、キリストを信じる民は、聖木曜日の主の晩さんとキリストの聖体の祭日に、このすばらしい秘跡を特別に礼拝するよう導かれる。

4[=前文 4] 奉仕の祭司職は**司教**と司祭に固有のものであって、**彼ら**はキリストの代理者としていけにえをささげ、神の民の集いを司会するが、この祭司職の本質は、儀式の中で司祭に帰せられる重要な位置と役目から明らかになる。この任務の根拠は、祭司職の制定が記念される聖木曜日の聖香油のミサの叙唱の中で述べられ、はっきりと詳しく説明される。この感謝の祈りの中で、祭司職の権限の授与が按手によって行われることが明らかにされ、新約の大祭司キリストの権能の継続として、祭司職の権限自体が、いろいろな任務を数え上げることによって説明されているからである。

5[=前文 5] しかし、この奉仕の祭司職の本質によって、もう一つの重要な祭司職、すなわち信者の王的祭司職が明らかになる。信者の霊的いけにえは、**司教**と司祭の奉仕を通して唯一の仲介者キリストのいけにえと一つに結ばれて完成する⁹⁾。感謝の祭儀は全教会の行為であり、その中で各自は神の民の中における自分の位階に応じて、自分に属することのすべてと、またそれだけを行うからである。その結果、祭儀の要素の中で、諸世紀の流れの間に、時にはなおざりにされたものに注意が向けられるようになった。教会は、キリストの血によって獲得され、主によって集められ、みことばによって養われている神の民であり、全人類家族の祈りを神に向ける使命を受けた民、救いの神秘のために、キリストにおいて感謝しながらそのいけにえをささげる民、キリストのからだを血を受けることによって一つに結ばれる民である。この神の民は、その起源において聖であるが、感謝の祭儀に意識的、行動的、効果的に参加することによって、聖性の中に成長し続ける¹⁰⁾。

絶えることのない伝承

6[=前文 6] 第 2 バチカン公会議はミサの式次第改訂の諸規則を定めるにあたって、他の

6) トリエント公会議第 13 会期「聖体についての教令 (1551 年 10 月 11 日)」(Decretum de ss. Eucharistia: DS 1635-1661) 参照。

7) 第 2 バチカン公会議『典礼憲章』7、47、同『司祭の役務と生活に関する教令』5、18。

8) 教皇ピオ 12 世回勅『フマーニ・ジェネリス (1950 年 8 月 12 日)』(*Humani generis*: AAS 42 [1950] 570-571)、教皇パウロ 6 世回勅『ミステリウム・フィデイ (1965 年 9 月 3 日)』(*Mysterium Fidei*: AAS 57 [1965] 762-769)、同『神の民のクレド (1968 年 6 月 30 日)』24-26 (*Sollemnis professio fidei*: AAS 60 [1968] 442-443)、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針 (1967 年 5 月 25 日)』3f、9 (*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 543-547) 参照。

9) 第 2 バチカン公会議『司祭の役務と生活に関する教令』2 参照。

10) 第 2 バチカン公会議『典礼憲章』11 参照。

諸事項のほかに、いくつかの儀式を「教父たちの最初の規則」¹¹⁾に基づいて復元することを命じた。その際、聖ピオ 5 世が 1570 年にトリエント公会議のミサ典礼書を公布するときに発表した使徒憲章『クォ・プリムム』と同じことばが用いられている。このように、ことば自体が一致していることから、二つのミサ典礼書は 4 世紀の間隔があるとはいえ、同一の伝承を包含していることを指摘することができる。さらに、この伝承の内容を検討するならば、前者が後者によって巧みに完成されていることがわかる。

7[=前文 7] ミサのいけにえとしての性格、奉仕の祭司職、聖体の両形態におけるキリストの真の恒常的現存についてのカトリック信仰が危険にさらされた困難な時代に、聖ピオ 5 世にとっては、不当に攻撃されている伝承を守ることが最大の関心事であり、儀式の変更は最小限に抑えられた。事実、1570 年のミサ典礼書は 1474 年に出版された最初のミサ典礼書と少ししか変わらず、しかも後者は、インノチェンチオ 3 世時代のミサ典礼書を忠実に写している。なお、バチカン図書館蔵の写本は、表現に関して多少の改訂を導入したが、「古代の権威ある著作者たち」についての調査にあたって、中世の典礼解説書の調査以上のことはできなかった。

8[=前文 8] これに反して今日では、聖ピオ 5 世のもとでミサ典礼書を改訂した人たちが従った「教父たちの規則」は、学者たちの無数の著作によって豊かになっている。すなわち、1571 年に「グレゴリアーナム」と呼ばれる秘跡書の第 1 版が出た後、ローマとミラノの古い秘跡書が批判版によってしばしば刊行され、また、スペインとフランスの古い典礼書の中に、重要な霊的価値のある祈りで、それまで知られていなかった多くのものが見いだされた。

同様に、典礼の文献が数多く発見されたことによって、東西のそれぞれの典礼様式が作られる前の、古代諸世紀の伝承が知られるようになった。

さらに、教父学の進歩によって、感謝の秘義についての神学は聖イレネオ、聖アンブロジオ、エルサレムの聖チリロ、聖ヨハネ・クリゾストモなど古代教会の優れた教父たちの教えから光を受けた。

9[=前文 9] したがって、「教父たちの規則」は、わたしたちに近い先達たちの伝承を守ることばかりでなく、ヘブライ、ギリシア、ラテンの諸地域において栄えた互いに大いに異なる生活と文化形態の中で、教会の唯一の信仰が表現されてきた過去のすべての時代と様式を包含して考慮することを要求している。このような広大な視野は、多種多様な祈りと儀式があるにもかかわらず、聖霊が神の民に信仰の不変の遺産を忠実に守らせてくださったことをわたしたちにわからせてくれる。

新しい事態への適応

10[=前文 10] 新ミサ典礼書は、ローマ教会の祈りの法と近代の教会会議によって伝えられた信仰の遺産とが守られていることを証明するばかりでなく、それ自体が典礼の伝承の

11) 同 50。

中で重要な位置を占めていることを表している。

第 2 バチカン公会議の教父たちはトリエント公会議の教義を繰り返して述べているが、まったく違った時代に発言しているので、司牧のことがらに関しては 4 世紀前にはまったく予測できなかった提言や決議をしているからである。

11[=前文 11] すでにトリエント公会議は、ミサの祭儀の中に教理教育のために有益な多くのことがらが含まれていることを認めたが、そこから実際のな多くの結論を引き出すことはできなかった。事実、感謝のいけにえをささげるにあたって国語の使用が許されるよう多くの人から求められたが、このような要求に対してトリエント公会議は、当時の事情に基づいて、教会の伝統的教えを再度、強調することが義務であると考え、感謝のいけにえはまずキリストご自身の行為であるから、その固有の効力は、信者がそれに参加するしかたによって影響されるものではないと教えた。そこで、穏やかなことば遣いではあるが断固として次のように指令した。「ミサは、信じる民の教育に大いに役立つものを含んでいるが、国語で行うことはよくないと教父たちは判断した」¹²⁾。また、「奉献文の一部と聖別のことばを小声で唱えるローマ教会の儀式は処罰すべきである。ミサは国語のみで行うべきである」¹³⁾と主張する者は断罪されなければならないと宣言した。しかし、このように、一方でミサにおける国語の使用を禁じておきながら、他方では、そのかわりに教理教育をするよう司牧者に命じて次のように言っている。「キリストの羊たちが飢えることがないよう…聖なる教会会議は、人々の世話をする牧者たちと他の人々に次のことを命じる。すなわち、ミサの祭儀の中で、しばしば自ら、あるいは他の人を介して、とりわけ主日と祝日に、ミサの朗読箇所を解説し、またこのもっともとうといけにえの神秘について説明すべきである」¹⁴⁾。

12[=前文 12] 教会を、現代における使徒職の要請に適応させるために集まった第 2 バチカン公会議は、トリエント公会議と同様に典礼の教育的、司牧的性質を深く理解した¹⁵⁾。そして現代では、ラテン語で行われる儀式の正当性と効力を否定する者はカトリック信者の中に一人もいないので、次のことを許可することができた。すなわち、「国語の使用はしばしば大いに有益でありうるので」、その使用許可を与えた¹⁶⁾。こうして、各地で始まった国語使用の力強い努力の結果、司教たちと使徒座自身の指導のもとに、民が参加する全典礼祭儀が国語で行われるようになり、祭儀を通して祝われる神秘がより深く理解されることになった。

13[=前文 13] しかし、典礼における国語の使用は重要ではあっても一つの手段なので、そのほかに、祭儀の中に含まれている神秘についての教理教育がより明確に表されるよう、トリエント公会議のいくつかの規定を実行することを第 2 バチカン公会議は勧告している。

12) トリエント公会議第 22 会期「ミサの奉献について (1562 年 9 月 17 日)」第 8 章 (Doctrina de ss. Missae sacrificio: DS 1749)。

13) 同規定 9 (DS 1759)。

14) 同第 8 章 (DS 1749)。

15) 第 2 バチカン公会議『典礼憲章』33 参照。

16) 同 36。

これらの規定は、あらゆるところで守られていたとはいえないもので、たとえば主日と祝日に説教すること¹⁷⁾、祭りの間に指示を与える権限などである¹⁸⁾。

とくに第 2 バチカン公会議は、「ミサへのより豊かな参加の方法として、司祭の聖体拝領の後に信者が同じいけにえから主のからだを受けること」¹⁹⁾を奨励することによって、「信者たちがそれぞれのミサにおいて霊的だけではなく秘跡的拝領によって」²⁰⁾、聖体により豊かにあずかるべきである、というトリエント公会議の教父たちの願いを実行に移すよう励ましている。

14[=前文 14] 同じ精神と司牧の熱意から、第 2 バチカン公会議は両形態による拝領についても、トリエント公会議の規定を新しい観点から見直すことができた。今日ではパンの形態だけによる拝領も完全なものであるという教義を疑う者はいないので、時には両形態による拝領を許可することにした。それは、秘跡のしるしがより明確に表現されることによって、信者が、参加する神秘をより深く理解する特別な機会が与えられるからである²¹⁾。

15[=前文 15] こうして教会は、伝承の遺産である「古いもの」を守ることによって真理の教師としての役目を守るとともに、「新しいもの」を考慮し採用する務めを果たす(マタイ 13・52 参照)。

事実、新ミサ典礼書には現代の必要に応じる教会の祈りとして、とくに他の儀式を伴うミサと種々の機会のミサが記載されているが、これらの祈りでは、伝承と新しい要素とが適切に組み合わせられている。したがって、多くの言い回しは教会の古来の伝承に基づき、何度も出版されたミサ典礼書を通して知られているものをそのまま取り入れたが、現代の必要と状況に適応させたものも数多くある。これに反して他の祈り、たとえば教会、信徒、人間活動の聖化、人類共同体、現代特有の必要などのための祈りは、最近の公会議の新しい文献から思想や表現を借りてまったく新しく作られた。

現代世界の事情に関する同様の考え方に基づいて古来の伝承による文章を用いるにあたって、話自体を現代神学のことばで語り、今日の教会規則の実情に合うものとするために、文章を多少変更したとしても、貴重な宝を傷つけることにはならないと考えられた。そこで、地上のことがらの評価と使用に関する若干の表現、また他の時代に特有の、ある種の償いの形式に関する表現は変更された。

このようにして、トリエント公会議の典礼規則の大部分が第 2 バチカン公会議の規則によって豊かにされ、仕上げられたのであって、それは信者を典礼に近づかせる努力、すなわちこの 4 世紀の間続けられ、とくに近代、聖ピオ 10 世とその後継者たちによって行われた熱心な典礼の努力が実を結んだのである。

17) 同 52。

18) 同 35・3。

19) 同 55。

20) トリエント公会議第 22 会期「ミサの奉獻について (1562 年 9 月 17 日)」第 6 章 (Doctrina de ss. Missae sacrificio: DS 1747)。

21) 第 2 バチカン公会議『典礼憲章』55 参照。

第 1 章 感謝の祭儀の重要性と尊厳

16[=1] ミサの祭儀は、キリストの行為であり、位階によって秩序づけられている神の民の行為であって、全教会にとっても、地方教会にとっても、また信者一人ひとりにとっても、キリスト者の生活全体の中心である²²⁾。実に、ミサの中にキリストにおいて世を聖とされる神の働きの頂点があり、また人々が、**聖霊において**、神の子キリストによって父にささげる礼拝の頂点がある²³⁾。さらに、ミサの中では、あがないの諸神秘が 1 年を周期として思い起こされ、こうしてあがないの諸神秘が、ある意味で現存するものとなる²⁴⁾。そして、他の聖なる行為とキリスト者の生活のすべての行いはミサに結ばれ、ミサから流れ出、ミサに向かって秩序づけられている²⁵⁾。

17[=2] したがって、ミサ、すなわち主の晩さんの祭儀を秩序だてることによって、それぞれの立場に応じて、これに参加する**聖なる**奉仕者と信者が、期待される実りを豊かに受けることができるようにすることは重大な関心事である²⁶⁾。主キリストはこの実りを獲得するために、そのからだと血の感謝のいけにえを制定し、それを受難と復活の記念祭儀として、愛する花嫁である教会にゆだねられたのである²⁷⁾。

18[=3] そのためには、それぞれの**典礼集会**の性格や他の事情を考慮に入れたうえで、祭儀全体が、信者の意識的、行動的、充実した参加を促すものとなるように整える必要がある。これは心身の参加を意味し、信仰、希望、愛に燃えるものであって、教会が望み、祭儀自体の性格からも求められている参加であり、それに対してキリスト者は、洗礼の秘跡によって権利と義務をもっている²⁸⁾。

19[=4] 信者の出席と行動的参加は、祭儀の教會的性格をもっともよく表明するものであるが²⁹⁾、時としてそれが得られない場合があったとしても、感謝の祭儀はつねにその効果と尊厳を備えている。それはやはりキリストと教會の行為であって、その中で、司祭は**自らの主要な務めを果たし**、つねに神の民の救いのために行動するからである。

22) 第 2 パチカン公会議『典礼憲章』41、同『教会憲章』11、同『司祭の役務と生活に関する教令』2、5、6、同『教会における司教の司牧役務に関する教令』30 (*Christus Dominus*)、同『エキュメニズムに関する教令』15 (*Unitatis redintegratio*)、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針 (1967 年 5 月 25 日)』3e、6 (*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 542, 544-545) 参照。

23) 第 2 パチカン公会議『典礼憲章』10 参照。

24) 同 102 参照。

25) 第 2 パチカン公会議『司祭の役務と生活に関する教令』5 参照。

26) 第 2 パチカン公会議『典礼憲章』14、19、26、28、30 参照。

27) 同 47 参照。

28) 同 14 参照。

29) 同 41 参照。

それゆえ、司祭は、できるときは毎日であっても感謝の奉献を執り行うよう勧められる³⁰⁾。

20[=5] 感謝の祭儀は、典礼全体がそうであるように、感覚的なしるしを通して行われ、それによって信仰が養われ、強められ、表現されるのであるから³¹⁾、教会から提示された形態と要素であって、人と場所の状態に照らして行動的な充実した参加を促進し、また、信者の霊的利益に適切に応じることのできるものを選んで調整するよう、よく配慮する必要がある。

21[=6] したがって、この総則は、感謝の祭儀を適切に調整する一般的な筋書きを述べ、おのおのの祭儀の形式を整える規則を示すことを目的としている[…]³²⁾。

22 部分教会において、感謝の祭儀はもっとも重要である。

教区司教は、ゆだねられた部分教会において神の神秘の主要な分配者であるので、典礼生活全体の指導者であり、推進者であり、保護者である³³⁾。司教が司式して行われる祭儀、とくに司祭団と助祭と会衆の参加を得て司教が執り行う感謝の祭儀のうちに、教会の神秘が表される。そのため、こうした荘厳なミサの祭儀は、教区全体の模範とならなければならない。

それゆえ、司教は、司祭と助祭と信徒が儀式と典礼式文の真の意味をいつもより深く理解するよう留意し、こうして彼らは生き生きとした実りある感謝の祭儀へと導かれるのである。この同じ目的のために、司教は祭儀そのものの品位を高めるよう配慮し、そのために聖なる場所や音楽や芸術の美しさが可能な限り発揮されなければならない。

23 さらに、祭儀が典礼の指示や精神により十全に合致し、その司牧上の効果が増すために、この総則とミサの式次第の中で、いくつかの順応と適応が明らかにされている。

24 こうした適応の大部分は、いくつかの儀式や式文の選択、すなわち、歌、朗読、祈願、勧めのことば、動作の選択によっている。それらは、必要性和準備の度合いと参加者の特質によりよくこたえることができるもので、そのような選択は司式司祭にゆだねられている。けれども、司祭は自分が典礼に仕える者であること、また、自分自身の考えでミサの祭儀に何かを加えたり、取り除いたり、変更したりすることは許されないということを心

30) 第2パチカン公会議『司祭の役務と生活に関する教令』13、教会法第904条参照。

31) 第2パチカン公会議『典礼憲章』59参照。

32) ミサの特別な祭儀はそのために定められた規則を遵守する。特別なグループのためのミサに関しては、教皇庁典礼聖省指針『アクツィオ・パストラーリス(1969年5月15日)』(*Actio pastoralis*: AAS 61 [1969] 806-811)を参照。子どもとともにささげるミサに関しては、教皇庁典礼聖省指針『子どもとともにささげるミサの指針(1973年11月1日)』(*Directorium de Missis cum pueris*: AAS 66 [1974] 30-46)を参照。「教会の祈り」をミサと合わせる方法に関しては、教皇庁典礼聖省『教会の祈りの総則(規範版初版1971年、同第2版1985年)』93-98 (*Institutio generalis de Liturgia Horarum*)を参照。マリア像の祝福および戴冠をミサと合わせる方法に関しては、ローマ儀式書『祝福集(規範版1984年)』緒言28 (*De Benedictionibus*)と同『マリア像の戴冠式(規範版1981年)』10、14 (*Ordo coronandi imaginem beatæ Mariæ Virginis*)を参照。

33) 第2パチカン公会議『教会における司教の司牧役務に関する教令』15、同『典礼憲章』41参照。

にとめなければならない³⁴⁾。

25 さらにいくつかの適応は、ミサ典礼書のそれぞれの箇所に指示されている。こうした適応は、『典礼憲章』によれば、教区司教あるいは司教協議会のそれぞれが行うことができる³⁵⁾（以下の 387、388-393 を参照）。

26 多様性とより根本的な適応に関しては、諸民族と地域の伝統と特質に留意して、『典礼憲章』第 40 条の精神を有益性や必要性に応じて導入しなければならず、指針『ローマ典礼とインカルチュレーション』³⁶⁾ と以下の箇所(395-399)で述べられていることが守られる。

34) 第 2 バチカン公会議『典礼憲章』22 参照。

35) 同 38、40、教皇パウロ 6 世使徒憲章『ミサレ・ロマーヌム』(*Missale Romanum*) 参照。

36) 教皇庁典礼秘跡省指針『ローマ典礼とインカルチュレーション (1994 年 1 月 25 日)』(*Varietatis legitimae*: AAS 87 [1995] 288-314)。

第2章 ミサの構造、要素、各部

I ミサの一般的構造

27[=7] 主の晩さん、またはミサは、聖なる集会の儀、すなわち「主の記念」を祝うために、キリストを代理する司祭を司式者として、一つに集まった神の民の集会である³⁷⁾。したがって、「二人または三人がわたしの名によって集まるところには、わたしもその中にいる」(マタイ 18・20)というキリストの約束は、とくに教会がそれぞれの地域で集まるときに実現される。十字架のいけにえが続けられるミサの祭儀において³⁸⁾、キリストは、その名のもとに集まっている集会の中に、奉仕者の中に、そのことばの中に、現実には、またパンとぶどう酒の形態のもとに本体のまま現存される³⁹⁾。

28[=8] ミサは、ある意味で二つの部分から成り立っている。ことばの典礼と感謝の典礼とである。この二つは、一つの礼拝祭儀を構成するほど、互いに緊密に結ばれている⁴⁰⁾。ミサには、神のことばとキリストのからだの食卓が用意され、信者はそこで教えられ、また養われる⁴¹⁾。なお、祭儀を開始する開祭と、祭儀を結ぶ閉祭がある。

II ミサの種々の要素

神のことばの朗読とその説明

29[=9] 聖書が教会で朗読されるときには、神ご自身がその民に語られ、キリストは、ご自身のことばのうちに現存して福音を告げられる。

したがって、神のことばの朗読は典礼のもっとも重要な要素であり、一同は尊敬をもってこれを聞かなければならない。聖書朗読による神のことばは、すべての時代のすべての人に向けられ、すべての人が理解できるものであるとしても、生き生きとした展開、すな

37) 第2バチカン公会議『司祭の役務と生活に関する教令』5、同『典礼憲章』33参照。

38) トリエント公会議第22会期「ミサの奉献について(1562年9月17日)」第1章(Doctrina de ss. Missae sacrificio: DS 1740)参照。教皇パウロ6世『神の民のクレド(1968年6月30日)』24(*Sollemnis professio fidei*: AAS 60 [1968] 442)も参照。

39) 第2バチカン公会議『典礼憲章』7、教皇パウロ6世回勅『ミステリウム・フィデイ(1965年9月3日)』(*Mysterium Fidei*: AAS 57 [1965] 764)、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』9(*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 547)参照。

40) 第2バチカン公会議『典礼憲章』56、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』3(*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 542)参照。

41) 第2バチカン公会議『典礼憲章』48、51、同『啓示憲章』21(*Dei Verbum*)、同『司祭の役務と生活に関する教令』4参照。

わち、典礼行為の一部である説教によって、いっそう十全な理解とその効果は増大するものである⁴²⁾。

司祭が担当する祈願およびその他の部分

30[=10] 司祭が担当するものの中で、第一の場所を占めているのは感謝の祈り(奉献文)であり、これは祭儀全体の頂点である。次に、諸祈願、すなわち集会祈願、奉納祈願、拝領祈願がある。これらの祈りは、キリストの代理として集会をつかさどる司祭が、聖なる民全体と会衆一同の名によって神にささげる⁴³⁾。それゆえ、「公式祈願」と呼ばれるのである。

31[=11] なお、集会の司式者の役割を受けもつ司祭には、儀式の中に定められている[…]いくつかの指示を与える務めがある。典礼注記で指示されているところで、司式者は参加者の理解力にこたえるためにある程度まで適応を行うことができる。しかしながら、司祭はミサ典礼書に示されている導入の意味を守るようつねに心がけ、それを簡潔なことばで表現するようにする。神のことばについて指導すること、終わりの祝福を授けることも司式者である司祭の務めである。さらに、初めのあいさつの後と回心の祈りの前には、ごく短いことばで、その日のミサに、朗読の前にはことばの典礼に、感謝の祈り(奉献文)の間ではなく叙唱の前には感謝の祈りに信者を招くことが許され、また散会の前に、聖なる行為全体の締めくくりをすることもできる。

32[=12] 「司式者の担当する」部分は、その性格上、明確に大きな声で述べ、一同はこれを注意深く聞く必要がある⁴⁴⁾。したがって、司祭がこれらの祈りを唱えているときには、他の祈りを唱えたり、歌を歌ったりせず、また、オルガンその他の楽器も演奏しない。

33[=13] 実際、司祭は司式者として、教会と集まった共同体の名において祈りを唱える。けれども、奉仕の務めを心をこめて敬虔に果たすことができるように、時には自分の名において祈ることもある。このような祈りは、福音朗読の前、供えものの準備のとき、また司祭の拝領の前後に示されており、沈黙のうちに唱えられる。

祭儀におけるその他の式文

34[=14] ミサの祭儀は、本性上、「共同体的」性格をもっている⁴⁵⁾、司祭と信者会衆との間にかわされる対話や応唱などは大きな力をもっている⁴⁶⁾。すなわち、それらは共同の祭儀の外的なしるしであるだけでなく、司祭と会衆との交わりを促し、作り上げるのである。

42) 第2バチカン公会議『典礼憲章』7、33、52参照。

43) 同33参照。

44) 教皇庁礼部聖省『典礼音楽に関する指針(1967年3月5日)』14(*Musicam sacram: AAS* 59 [1967] 304)参照。

45) 第2バチカン公会議『典礼憲章』26-27、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』3d(*Eucharisticum mysterium: AAS* 59 [1967] 542)参照。

46) 第2バチカン公会議『典礼憲章』30参照。

35[=15] 司祭のあいさつや祈願に対する信者の応唱と答唱は、共同体全体の行為を明らかに表現し、はぐくむものとして、あらゆる形態のミサにおいて信者会衆が行うべき行動的参加である⁴⁷⁾。

36[=16] このほか、信者の行動的参加を表し、促すために非常に有益な部分がある。と**もに呼び集められた**全会衆の担当するもので、とくに、回心の祈り、信仰宣言、共同祈願、主の祈りである。

37[=17] その他の式文の中には、

a) 栄光の賛歌、答唱詩編、アレルヤ唱と福音朗読前の唱句、感謝の賛歌、記念唱、拝領後の歌のように、それ自体独立した儀式、または行為であるものと、

b) 入祭の歌、奉納の歌、パンを割るときの歌(平和の賛歌)、拝領の歌のように、ある儀式に伴うものとがある。

種々の式文の唱え方

38[=18] 司祭か**助祭、朗読奉仕者**、または一同がはっきりと大きな声で唱える式文は、朗読、祈願、指示、応唱、歌唱など、その式文の性質や、祭儀の形態、荘厳さの程度に応じた声で唱える。さらに、それぞれの言語および国民性の特質をも考慮に入れる。

したがって、典礼注記および以下に述べる規定における「唱える」または「述べる」ということばは、歌唱においても朗唱においても、上述の原則を守ったうえで理解しなければならない。

歌の重要性

39[=19] 主の再臨を待ち望みつつ一つに集まるキリスト信者は、詩編、賛歌、霊歌とともに歌うように使徒から勧められている(コロサイ 3・16 参照)。歌は、心の喜びのしるしであるからである(使徒言行録 2・46 参照)。いみじくも聖アウグスチヌスは、「歌うのは愛している証拠」⁴⁸⁾と言った。また、古くからのことわざにも、「よく歌う人は倍祈ることになる」とある。

40[=19] したがって、国民性やそれぞれの**典礼集会**の能力に留意したうえで、**ミサ**の祭儀においては、大幅に歌を用いるものとする。本来歌うようになっている式文であっても、たとえば**週日のミサ**では、必ずしもいつも全部を歌う必要はないが、**主日と守るべき祝日に執り行われる祭儀**において、**奉仕者と会衆の歌**がまったくなくならないように留意しなければならない。

しかし、実際に歌う部分を選ぶ場合には、重要性の大きいものの中からまず選ぶべきである。とりわけ、司祭または**助祭、あるいは朗読奉仕者**が歌うべきもので、会衆の答唱が

47) 教皇庁礼部聖省『典礼音楽に関する指針(1967年3月5日)』16a(*Musicam sacram: AAS* 59 [1967] 305) 参照

48) 聖アウグスチヌス『説教』(S. Augustinus, *Sermo* 336, 1: PL 38, 1472)。

これに伴うもの、もしくは司祭と会衆が同時に歌うべきものから始めるべきである⁴⁹⁾。

41[=19] グレゴリオ聖歌はローマ典礼に固有な歌として、他に同等のものがあれば首位を占めるべきである。他の種類の教会音楽、とくに多声音楽は、典礼行為の精神に合致し、信者全体の参加を促すものであるかぎり、決して排除されない⁵⁰⁾。

各国の信者が集まる機会も日増しに多くなっているので、このような信者が、少なくともミサの通常式文のある部分、とりわけ、信仰宣言と主の祈りを、やさしい旋律を用いてラテン語でともに歌うことができることが望ましい⁵¹⁾。

動作と姿勢

42[=20] 司祭と助祭と奉仕者の動作と姿勢、あるいは会衆の動作と姿勢は、祭儀全体が優美さと高貴な簡素さによって輝き、祭儀の個々の部分の正しく十全な意味が理解され、全員の参加が促されるよう努めなければならない⁵²⁾。それゆえ、個人の好みや自由裁量に対してよりも、本総則とローマ典礼様式の伝統的な実践によって定められたこと、ならびに神の民の霊的共通善に寄与することに対して注意が向けられなければならない。

すべての参加者が共通の姿勢を守ることは、典礼のために集まったキリスト者共同体の成員の一致のしるしである。それは、参加者の心情の表現であり、また心情をはぐくむものだからである。

43[=21] […]信者は、[…]入祭の歌の始まりから、あるいは司祭が祭壇に向かうときから集会祈願の終わりまで、福音の前のアレルヤ唱のとき、福音の朗読のとき、信仰宣言と共同祈願の間、そして、奉納祈願前の祈りへの招き「皆さん、このささげものを…」からミサの終わりまでは立っているものとする。ただし、以下に述べる部分を除く。

座るのは、福音の前の聖書朗読および答唱詩編の間、説教の間、奉納の供えものの準備のときである。また、適当であれば、拝領後の聖なる沈黙の間にも座る。

健康上の理由や、場所が狭かったり、出席者の数が多かったり、他の重要な理由がないかぎり、聖別のときにはひざまずくものとする。しかし、聖別のときにひざまずかない者は、聖別後に司祭がひざまずくときに、深く礼をしなければならない。

しかし、ミサの式次第に記されている動作や姿勢を法の規定に従って国民性や民族の正当な伝統に適應するのは、司教協議会の権限である⁵³⁾。ただし、祭儀の各部分の意味と性格にかなったものとなるよう指示すべきである。会衆が、感謝の賛歌が終わってから感謝の祈り(奉献文)の結びまで、また、拝領前に司祭が「神の小羊の食卓に招かれた者は幸い」を唱えるときにひざまずくことを続ける習慣があるところでは、これは尊敬をもって保た

49) 教皇庁礼部聖省『典礼音楽に関する指針(1967年3月5日)』7、16 (*Musicam sacram: AAS* 59 [1967] 302, 305) 参照。

50) 第2バチカン公会議『典礼憲章』116 参照。同 30 も参照。

51) 第2バチカン公会議『典礼憲章』54、教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』59 (*Inter Oecumenici: AAS* 56 [1964] 891)、同『典礼音楽に関する指針(1967年3月5日)』47 (*Musicam sacram: AAS* 59 [1967] 314) 参照。

52) 第2バチカン公会議『典礼憲章』30、34 参照。同 21 も参照。

53) 同 40 参照。教皇庁典礼秘跡省指針『ローマ典礼とインカルチュレーション(1994年1月25日)』41 (*Varietates legitimae: AAS* 87 [1995] 304) 参照。

れる。

同じ祭儀において動作と姿勢の統一を得るために、信者は、ミサ典礼書に定められたことに従って助祭、信徒の奉仕者、あるいは司祭が[...]述べる指示をよく聞くことが大切である。

44[=22] 司祭が助祭および奉仕者とともに祭壇に行くこと、助祭が福音を告げる前に朗読福音書もしくは福音書を朗読台に運ぶこと、信者が供えものを運んだり拝領のために進み出たりすること、これらの行為や行列も動作のうちに数えられる。このような行為や行列は、固有の歌を歌いながら、それぞれ定められた規定に従って美しく行われるようにする。

沈黙

45[=23] 聖なる沈黙も、祭儀の一部として、守るべきときに守らなければならない⁵⁴⁾。沈黙の性格はそれぞれの祭儀のどこで行われるかによる。回心の祈りのときと祈願への招きの後には各人は自己に心を向ける。聖書朗読または説教の後には、聞いたことを短く黙想する。拝領後には、心の中で神を賛美して祈る。

祭儀そのものの前にも、教会堂、祭具室(香部屋)、準備室とそれに隣接する場所では沈黙が正しく守られなければならない。こうして、聖なる行為が敬虔かつ正しく行われるよう、すべてが整えられるのである。

III ミサの各部

A 開祭

46[=24] ことばの典礼の前に行われる式、すなわち、入祭、あいさつ、回心の祈り、あわれみの賛歌、栄光の賛歌、集会祈願は、開始、導入、準備の性格をもっている。

これらの目的は、一つに集まった信者が一致するためであり、また神のことばを正しく聞き、「感謝の祭儀」をふさわしく行うよう自らを整えるためである。

典礼書の規定に従ってミサと結びつけられて行われるいくつかの祭儀では、開祭は省かれるか、特別の方法で行われる。

入祭

47[=25] 会衆が集まってから、司祭が助祭と奉仕者とともに入堂するとき、入祭の歌が始められる。この歌の目的は、祭儀を開始し、会衆の一致を促し、会衆の思いを典礼季節と祝祭の神秘に導入し、司祭と奉仕者の行列を飾ることにある。

48[=26] 入祭の歌は聖歌隊と会衆が交互に、あるいは先唱者と会衆が交互に、あるいは

54) 第2バチカン公会議『典礼憲章』30参照。教皇庁礼部聖省『典礼音楽に関する指針(1967年3月5日)』17 (*Musicam sacram*: AAS 59 [1967] 305) 参照。

会衆または聖歌隊のみが全部を通して歌う。ローマ聖歌集、あるいは簡易ローマ聖歌集の中にある交唱を、その詩編と合わせて用いることができるし、聖なる行為、あるいは日または季節の性格に適した他の歌を用いることができるが⁵⁵⁾、その歌詞は司教協議会によって認可されたものでなければならない。

入祭にあたって歌を歌わない場合には、ミサ典礼書の中にある交唱(入祭唱)を会衆、または信者のうちの幾人か、あるいは朗読者が朗唱する。そうでなければ司祭自身が唱える。その場合、司祭は初めの勧めのことば(31 参照)としてそれを適応させることもできる。

祭壇の表敬と会衆へのあいさつ

49[=27] 祭壇の前に着いたら、司祭と助祭と奉仕者は深く礼をして祭壇に表敬する。

それから、表敬のしるしとして、司祭と助祭は祭壇に接吻する。司祭は、適当であれば十字架と祭壇に献香する。

50[=28] 入祭の歌が終わると、司祭は自席で立ち、会衆全体とともに十字架のしるしをする。それから司祭は、集まった共同体にあいさつをして、主の現存を示す。このあいさつと会衆の応答は、ともに集まった教会の神秘を表す。

[=29] 会衆へのあいさつがすんでから、司祭あるいは助祭、あるいは信徒の奉仕者は、非常に短いことばで、信者をその日のミサに招くことができる。

回心の祈り

51[=29] その後、司祭は回心の祈りを勧める。これは、短い沈黙のひとときの後、共同体全体が一般告白の形式をもって行い、司祭のゆるしのことばによって結ばれる。しかし、このことばは、ゆるしの秘跡の効果をもつものではない。

主日、とくに復活節の主日には、いつも行っている回心の祈りの代わりに、時には洗礼を思い起こすために水の祝福と灌水を行うことができる⁵⁶⁾。

あわれみの賛歌

52[=30] 回心の祈りの後、つねにあわれみの賛歌が始まる。回心の祈りの中ですで行われた場合はこのかぎりではない。この歌は、信者が主に呼びかけて、そのあわれみを願う歌であるから、通常、一同によって、すなわち、この役割をもっている聖歌隊または先唱者と会衆とによって行われる。

応唱は通常、2 回繰り返される。ただし、種々の言語や音楽の性格、あるいはその他の事情から、3 回以上繰り返すことができる。あわれみの賛歌が回心の祈りの一部として歌われる場合、個々の応唱の前に「短い句(トロープス)」を入れることができる。[…]

栄光の賛歌

53[=31] 栄光の賛歌は、きわめて古いとうとぶべき賛歌であって、聖霊のうちに集う教

55) 教皇ヨハネ・パウロ 2 世使徒的書簡『主の日一日曜日の重要性— (1998 年 5 月 31 日)』50 (*Dies Domini*: AAS 90 [1998] 745) 参照。

56) 『ローマ・ミサ典礼書 (規範版第 3 版 2000 年)』1249-1252 参照。

会は、この歌をもって神なる父と小羊をたたえ、祈るのである。この賛歌のことばは他のことばに変えることができない。司祭あるいは適当であれば先唱者か聖歌隊が歌い始めるが、全員が一緒に、あるいは会衆と聖歌隊とが交互に、あるいは聖歌隊が歌う。歌わない場合には、一同と一緒に、もしくは二つの歌隊に分かれて互いに応唱して唱えるべきである。

この賛歌を歌うか、または唱えるのは、待降節、四旬節以外の主日、および祭日と祝日、さらにとくに盛大な祭儀のときである。

集会祈願

54[=32] 次に司祭は、会衆に祈るよう招く。そして、一同は、司祭とともにしばらく沈黙する。それは、自分が神のみ前にいることを意識し、自分の願いを思い起こすためである。それから司祭は、「集会祈願」と呼ばれる祈願を唱える。この祈願によって、祭儀の性格が表現される。教会の古くからの伝統に従い、集会祈願は通常、聖霊において、キリストを通して、神なる父に向けられ⁵⁷⁾、以下のような方法で、三位に言及する結び、すなわち長いほうの結びのことばによって結ばれる。

・父に向かう場合―「聖霊の交わりの中で、あなたとともに世々に生き、支配しておられる御子、わたしたちの主イエス・キリストによって。」

・父に向かうがその終わりが子に言及されている場合―「キリストは聖霊の交わりの中で、あなたとともに世々に生き、支配しておられます。」

・子に向かう場合―「聖霊の交わりの中で、あなたは父とともに支配しておられます。世々に至るまで。」[…]

会衆は、嘆願に心を合わせ、[…]「アーメン」という応唱によって、この祈願を自分のものとする。

ミサでは、集会祈願がつねに一つだけ唱えられる。

B ことばの典礼

55[=33] ことばの典礼の主要な部分を構成するのは、聖書からとった朗読と、朗読の間にある歌である。説教、信仰宣言、および共同祈願すなわち信者の祈りは、それを展開し、結ぶものである。説教による解説を伴う聖書朗読の中で、神はその民に語られ⁵⁸⁾、あがないと救いの神秘を説き明かし、霊的な糧を与えられるのである。そして、キリストは、ご自身のことばによって信者の間に現存される⁵⁹⁾。この神のことばを、会衆は沈黙と歌によって自分のものとし、信仰宣言によって自己に結合する。また、神のことばに養われた会衆は、共同祈願によって教会全体の必要と全世界の救いのために祈りをささげる。

57) テルトゥリアヌス『マルキオン反論』(Tertullianus, *Adversus Marcionem*, IV, 9: CCSL 1, 560)、オリゲネス『ヘラクレイデスとの対話』(Origenes, *Disputatio cum Heracleida*, n. 4, 24: SCh 67, 62)、『ヒッポ教会会議録抄』(*Statuta Concilii Hipponensis Breviata*, 21: CCSL 149, 39) 参照。

58) 第2バチカン公会議『典礼憲章』33 参照。

59) 同7 参照。

沈黙

56 ことばの典礼は、黙想を助けるように行わなければならない。したがって、内省を妨げるような落ち着きのない行動はいっさい避けなければならない。ことばの典礼では、集まった会衆に合わせて短い沈黙のひとつきをとることが望ましい。それによって、聖霊に促され、神のことばを心で受けとめ、祈りをとおして応答を用意することができる。この沈黙のひとつきは、たとえば、ことばの典礼そのものが始まる前、第1朗読と第2朗読の後、また説教が終わってから適宜とることができる⁶⁰⁾。

聖書朗読

57[=34] 聖書朗読において、神のことばの食卓が信者に備えられ、聖書の宝庫が開かれる⁶¹⁾。したがって、新旧両約聖書の統一と救いの歴史の統一を明らかにする、聖書朗読の配分が保たれるようにしなければならない。また、神のことばを含む朗読と答唱詩編を聖書以外の他の文書に代えるべきではない⁶²⁾。

58 会衆の参加するミサの祭儀では、朗読はつねに朗読台から行われる。

59[=34] 伝統によれば、朗読を行う務めは司式者の務めではなく奉仕者の務めである。それゆえ、朗読は朗読者によって行われるべきであるが、福音は助祭によって、あるいは助祭が不在の場合は他の司祭によって告げられる。しかし、助祭あるいは他の司祭が不在の場合は、司式司祭自らが福音を朗読する。さらに、ふさわしい他の朗読者が不在の場合は、司式司祭が他の朗読も行う。

朗読した人がそれぞれの朗読の後に応唱し、会衆はそれに答えて、信仰と感謝の心をもって受け取った神のことばに誉れを帰する。

60[=35] 福音の朗読はことばの典礼の頂点である。福音の朗読に最大の尊敬を払うべきことは、典礼自体が教えていることであって、他の朗読にもまして、福音の朗読は特別の栄誉をもって飾られている。福音を告げ知らせるために選任された奉仕者は、祝福あるいは祈りによって自らを準備し、信者はキリストが現存され自分に語っておられることを応唱によって認め、公言し、朗読そのものを起立して拝聴するのであり、また、朗読福音書に対しても尊敬のしるしが示されるのである。

答唱詩編

61[=36] 第1朗読の後に答唱詩編が続くが、これは、ことばの典礼に欠くことのできない部分であり、典礼の面からも司牧の面からも重要な意義をもっている。それは、答唱詩編が神のことばの黙想を助けるからである。

60) ローマ・ミサ典礼書『朗読聖書の緒言（規範版第2版 1981年）』28 (*Ordo lectionum Missae, Praenotanda*) 参照。

61) 第2バチカン公会議『典礼憲章』51 参照。

62) 教皇ヨハネ・パウロ2世使徒的書簡『ヴィチェシムス・クィントゥス・アヌス（1988年12月4日）』13 (*Vicesimus quintus annus: AAS 81 [1989] 910*) 参照。

答唱詩編は個々の朗読に答えるべきであり、通常、朗読聖書からとられなければならない。[…]

答唱詩編は歌われることが望ましい。少なくとも会衆の答唱に関してはそうである。したがって、詩編唱者もしくは詩編の歌唱者は、朗読台または他の適当な場所で詩編の先唱句を述べ、会衆一同は座って聞く。さらに、詩編が一举に、すなわち答唱なしに述べられるのでないかぎり、会衆は通常、答唱をもって参加する。しかし、会衆が詩編形式の答唱をよりやさしく行うことができるように、詩編を歌う場合には、朗読に応答する詩句の代わりに、1年の種々の季節、もしくは聖人の部にある答唱と詩編の詩句を用いることができる。詩編を歌うことができない場合、神のことばの黙想を助けるためによりふさわしい方法で朗唱する。

朗読聖書に指定された詩編の代わりに、ローマ聖歌集の答唱形式の昇階唱、または、簡易ローマ聖歌集の答唱詩編もしくはアレルヤ唱を、それぞれの本の説明に従って歌うことができる。

福音朗読前の応唱

62[=37] 福音の直前に位置する朗読の後には、典礼季節が要求するところに従って、典礼注記によって定められたアレルヤ唱あるいは他の歌が歌われる。このような応唱は、それ自体独立した儀式、もしくは行為であり、これによって、信者の集会は福音朗読によって自らに語りかける主を迎えてあいさつし、自らの信仰を歌によって表明する。聖歌隊、もしくは先唱者が先導して、一同が起立して歌い、場合によっては繰り返す。唱句は聖歌隊あるいは先唱者によって歌われる。

a) アレルヤ唱は、四句節以外のすべての季節に歌われる。[…]唱句は、朗読聖書あるいはローマ聖歌集からとる。

b) 四句節には、アレルヤ唱の代わりに朗読聖書に示された福音朗読前の唱句を歌う。ローマ聖歌集の指示に従って、他の詩編もしくは詠唱を歌うこともできる。

63[=38] 福音の前にただ一つの朗読が行われる場合、

a) アレルヤを唱えるべき季節には、アレルヤ詩編、もしくは詩編とアレルヤとその唱句[…]を唱えることができる。

b) アレルヤを唱えない季節には、詩編と福音朗読前の唱句、あるいは詩編だけを唱えることができる。

c) [39] […]アレルヤ唱、または福音朗読前の唱句は、歌わない場合、省略することができる。

64[=40] 続唱は、主の復活と聖霊降臨の日以外は任意であり、アレルヤ唱の前に歌う。

説教

65[=41] 説教は典礼の一部であって、大いに奨励されている⁶³⁾。それは、キリスト者の

63) 第2バチカン公会議『典礼憲章』52参照。教会法第767条第1項参照。

生活の糧に必要なものだからである。説教は、祝われている神秘や会衆の特別な必要を考慮に入れて行われるべきものであって、朗読された聖書の内容の一面、もしくはその日のミサの通常式文または固有式文の一部の説明となるはずのものである⁶⁴⁾。

66[=42] 説教は通常、司式司祭が行う。もしくは、司式司祭からゆだねられた共同司式司祭によって、あるいは状況に応じて時には助祭によっても行われる。ただし、信徒が行うことはできない⁶⁵⁾。特別な事情があり、正当な理由がある場合、説教は祭儀に参加しているが共同司式をすることのできない司教もしくは司祭によっても行われる。

主日と守るべき祝日には、信者の参集のもとに祝われるすべてのミサにおいて、重大な理由がないかぎり、説教を省くことはできない。その他の日にも、とくに待降節、四旬節、復活節の週日に、さらに他の祝日および信者が比較的多く教会に参集する機会に説教が勧められる⁶⁶⁾。

説教の後に、短い沈黙のひとつときがふさわしく守られる。

信仰宣言

67[=43] [...]信条すなわち信仰宣言は、聖書からとられた朗読を通して告げられ、説教を通して解説された神のことばに集まった全会衆が[...]応答し、典礼で用いるために認可された式文によって信仰の規範を宣言して、感謝の祭儀の中で信仰の偉大な諸神秘が祝われる前にそれを思い起こし、表明することをめざしている。

68[=44, 31] 信条は、主日および祭日に、司祭が会衆とともに歌うか唱えるべきものである。また、より盛大に祝われる特別な祭儀においても唱えることができる。

歌われる場合には、司祭あるいは適当であれば先唱者か聖歌隊が歌い始めるが、全員と一緒に、あるいは会衆と聖歌隊とが交互に歌う。

歌わない場合は、一同と一緒に、もしくは二つの歌隊に分かれて互いに応唱して唱えるべきである。

共同祈願

69[=45] 共同祈願すなわち信者の祈りにおいて、会衆は信仰のうちに受け入れた神のことばに何らかの方法で答え、洗礼による自分の祭司職の務めを実行して、すべての人の救いのために神に祈りをささげる。会衆が参加するミサにおいては、通常この祈りを行って、聖なる教会のため、指導権を託された人々のため、種々の必要に迫られている人々のため、さらに、すべての人と全世界の救いのために、嘆願の祈りをするのが望ましい⁶⁷⁾。

64) 教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』54(*Inter Oecumenici*: AAS 56 [1964] 890) 参照。

65) 教会法第767条第1項、教皇庁教会法解釈委員会「教会法第767条第1項に関する疑義への回答」(AAS 79 [1987] 1249)、教皇庁典礼秘跡省・教理省他指針『司祭の役務への信徒の協力に関するいくつかの問題について(1997年8月15日)』第3項(*Ecclesiae de mysterio*: AAS 89 [1997] 864) 参照。

66) 教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』53(*Inter Oecumenici*: AAS 56 [1964] 890) 参照。

67) 第2パチカン公会議『典礼憲章』53 参照。

70[=46] 意向は通常、次の順序で行う。

- a) 教会の必要のため。
- b) 国政にたずさわる人々と全世界の救いのため。
- c) 困難に悩む人々のため。
- d) 現地の共同体のため。

ただし、堅信、結婚、葬儀などの特別な祭儀においては、特殊な機会をもっと考慮して意向の順序を決めることができる。

71[=47] 自席から祈願を指導するのは司式司祭の役割である。司式司祭自らが、信者を祈りへ招く短い勧めのことばによって祈願を導き、祈りによって結ぶ。告げられる意向は偏りのないもので、よく考えて自由に、簡潔なことばで作られ、共同体全体の願いを表明するようにすべきである。

意向は朗読台あるいは他のふさわしい場所から、助祭あるいは先唱者、もしくは朗読者か信徒の一人によって告げられる⁶⁸⁾。

会衆は、それぞれの意向の後に唱える共同の呼唱によって、あるいは沈黙のうちに祈ることによって、祈りが自分のものであることを立って表現する。

C 感謝の典礼

72[=48] 最後の晩さんにおいて、キリストは過越のいけにえと会食とを制定されたが、主ご自身が行い、そしてご自分の記念として行うよう弟子たちに託されたのと同じことを、司祭が主キリストの代理として行うことにより、十字架のいけにえが教会においてたえず現存するものとなる⁶⁹⁾。

それは、キリストが、パンと杯を取り、感謝をささげ、割って、弟子に与えて、「取って、食べなさい、飲みなさい。これはわたしのからだである、これはわたしの血の杯である。これをわたしの記念として行いなさい」と仰せになったからである。したがって、教会は感謝の典礼の祭儀全体を、このキリストのことばと行いに対応するように秩序づけたのである。すなわち、

- 1) キリストが手に取られたもの、すなわちパンと、ぶどう酒と水が供えものの準備として祭壇に運ばれる。
- 2) 感謝の祈り(奉献文)において、救いのわざ全体に対して神に感謝がささげられ、ささげものがキリストのからだと血になる。
- 3) パンを裂くことと信者の拝領によって、使徒たちがキリスト自身の手から受けたのと同じように、信者がどれほど多くても、信者は一つのパンから主のからだを受け、一つの杯から主の血を受ける。

68) 教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』56(*Inter Oecumenici*: AAS 56 [1964] 890) 参照。

69) 第2バチカン公会議『典礼憲章』47、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』3a、b(*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 540-541) 参照。

供えものの準備

73[=49] 感謝の典礼の初めに、キリストのからだと血になる供えものが祭壇に運ばれる。

まず、感謝の典礼全体の中心である祭壇、すなわち主の食卓の準備のため⁷⁰⁾、コルポラーレ、プリフィカトリウム、ミサ典礼書、および祭器卓に準備されていないならカリスが祭壇に置かれる。

次に供えものが運ばれる。信者がパンとぶどう酒を奉納することは、ほむべきことである。司祭あるいは助祭が適当な場所でそれを受け取り、**祭壇に運ぶ**。今は昔のように、信者が典礼のためのパンとぶどう酒を自分の家から持って来ないとしても、この儀式は霊的な効力と意味を保っている。

貧しい人のため、また教会のために信者が持ってくるか、あるいは教会堂内で集めるかした献金または他のささげものも奉納される。それは、感謝の食卓以外の適当な場所に置かれる。

74[=50] 行列して供えものを運ぶ間、奉納の歌が歌われる(**37 b 参照**)。それは、少なくとも供えものが祭壇に置かれるときまで続ける。歌い方についての規定は、入祭の歌と同じである(**48 参照**)。供えものを運ぶ行列が行われない場合であっても、歌はつねに奉納の式に結びつけることができる。

75[=49, 51] パンとぶどう酒は、定められた祈りのことばを唱えながら司祭が祭壇の上に置く。司祭は祭壇の上に置かれた供えものに献香し、それから十字架と祭壇自体に献香することができる。それは、教会のささげものと祈りとが、香のように神のみ前にまで昇ることを意味するためである。続いて、司祭は自らの聖なる奉仕職のゆえに、会衆は洗礼による尊厳のゆえに、助祭または他の奉仕者によって献香を受けることができる。

76[=52] それから、司祭は祭壇の脇で手を洗う。この儀式は、心の清めの望みを表す。

奉納祈願

77[=53] 供えものの奉納とそれに伴う儀式が終わると、司祭とともに祈るようにとの招きと奉納祈願によって、供えものの準備が完了し、感謝の祈り(奉献文)の準備が整う。

[=32] ミサにおいては、奉納祈願は一つだけ唱えられ、短いほうの結びのことば、すなわち、「わたしたちの主キリストによって」によって結ばれる。終わりが子に言及されている場合は、「キリストは世々に生き、支配しておられます」によって結ぶ。

会衆は嘆願に心を合わせ、「アーメン」という応唱によってこの祈願を自分のものとする。

感謝の祈り(奉献文)

78[=54] ここで祭儀全体の中心であり頂点である感謝の祈り(奉献文)、すなわち感謝と

70) 教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』91(*Inter Oecumenici*: AAS 56 [1964] 898)、同『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』24(*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 554) 参照。

聖別の祈りが始まる。司祭は会衆に、祈りと感謝のうちに心を神に上げるように招き、共同体の名によって、イエス・キリストを通して**聖霊において**神である父にささげる祈りの中で、会衆とともに一つになる。この祈りの意義は、信者の集まり全体が自らをキリストに結び合わせて、神の偉大なわざを宣言し、いけにえを奉獻することにある。**一同は、尊敬と沈黙をもって奉獻文を拝聴しなければならない。**

79[=55] 感謝の祈り(奉獻文)を構成するおもな要素は、次のように区別することができる。

a) 感謝(とくに叙唱において表現される)－司祭は、聖なる民全体の名によって、神である父の栄光をたたえ、救いのわざ全体のため、または、日、**祝祭**、季節に従って、それぞれの特別な理由のために感謝をささげる。

b) 応唱－全会衆が天の諸能力に合わせて、感謝の賛歌を歌う[…]。この応唱は、感謝の祈り(奉獻文)そのものの一部をなしており、全会衆が司祭とともに述べる。

c) 聖霊の働きを求める祈り(エピクレシス)－この特別な祈りによって、教会は**聖霊**の力を願い求め、人々の供えものが聖とされるよう、すなわち、キリストのからだと血になるよう、また、これを拝領することによって、汚れのないいけにえが、それにあずかる人々の救いとなるよう祈る。

d) 制定の叙述と聖別－キリストのことばと行いによっていけにえがささげられる。それは、キリストご自身が最後の晩さんにおいて制定されたものであって、パンとぶどう酒の形態のもとに、ご自分のからだをささげ、使徒たちに食べ、飲むよう与えられ、同じ神秘を永続させるよう命令を残されたのである。

e) 記念(アナムネシス)－教会は使徒を通して主キリストから受けた命令を実行し、キリスト自身の記念を行い、とくに、その幸いなる受難、栄光ある復活、そして昇天を思い起こす。

f) 奉獻－この記念の中で、教会、とくに今ここに集まった教会は、聖霊のうちにあつて、汚れのないいけにえを父にささげる。しかし教会は、信者が汚れのないいけにえをささげるだけでなく、自分自身をささげることを学び⁷¹⁾、キリストを仲介者として、日々神との一致と相互の一致の完成に向かい、ついには神がすべてにおいてすべてとなるようにと意図している⁷²⁾。

g) 取り次ぎの祈り－この祈りは天上と地上の全教会の交わりの中で感謝の祭儀が行われることを表し、キリストのからだと血によって得られたあがないと救いに参加するよう招かれた教会と、生者と死者を問わず、そのすべての構成員のために、奉獻が行われることを表現する。

h) 結びの栄唱－神の栄光への賛美が表され、会衆は応唱「アーメン」によってこれを確認して結ぶ。[…]

71) 第2バチカン公会議『典礼憲章』48、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』12 (*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 548-549) 参照。

72) 第2バチカン公会議『典礼憲章』48、同『司祭の役務と生活に関する教令』5、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』12 (*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 548-549) 参照。

交わりの儀

80[=56] 感謝の祭儀は過越の会食であるから、主の命令に従って、主のからだと血は、心の準備の整った信者が霊の食物として拝領する。パンの分割やその他の準備の儀式はこれをめざしており、これらの儀式によって信者は、直接、拝領による交わりへ導かれる。

主の祈り

81[=56 イ] 主の祈りでは、キリスト信者にとってはとりわけ聖体のパンも暗示されている日々の糧を求め、また、罪から清められるように祈る。それは、聖なるものが聖なる者たちに与えられるように、ということである。司祭は祈りへの招きを述べ、信者は司祭とともに祈りを唱える。それから司祭が一人で副文をつけ加え、会衆が栄唱をもってこれを結ぶ。副文は、主の祈りの最後の願いを発展させて、信者の共同体全体のために、悪の権力からの解放を願う。

祈りへの招き、祈りそのもの、副文、そして会衆がこれを締めくくる栄唱は、歌によるか、あるいは大きな声で唱える。

平和のあいさつ

82[=56 ロ] 続いて行われる平和のあいさつによって、[...]教会は自らと人類家族全体のために平和と一致を願い求め、秘跡において一つになる前に、信者は教会の交わりと相互の愛を表す。

平和のしるしをかわす方法については、国民性や習慣に従って、司教協議会が定めるものとする。しかしながら、各自が近くにいる人と、個別に節度を保って平和のしるしをかわすことがふさわしい。

パンの分割

83[=56 ハ] 司祭は、必要な場合は助祭あるいは共同司式司祭の助けをえて、聖体のパンを分割する。最後の晩さんでキリストが行われたパンを割る動作は、使徒時代には感謝の祭儀全体の名称となり、[...]大勢の信者が、一つの生命のパン——それは世の救いのために死んで復活したキリストである——にともにあずかることによって、一つのからだとなることを意味している(一コリント 10・17)。パンの分割は平和のあいさつの後に始められ、ふさわしい尊敬をもって行われるが、不必要に長引かせたり、過度に重要性を強調すべきではない。この式は司祭と助祭に保留される。

[=56 ニ・ホ] 司祭はパンを割り、パンの一部をカリスの中に入れる。これは、救いのわざにおけるキリストのからだと血の一致、すなわち生きて栄光に満ちたイエス・キリストのからだの一致を明らかにするためである。通常、「神の小羊」という嘆願は聖歌隊あるいは先唱者によって歌われるか、少なくとも大きな声で唱えられ、会衆はこれに応答する。この呼唱は、パンを割る式に伴って行われる。そのため、この式が終わるまで必要なだけ繰り返すことができる。最後の回は、「われらに平安を与えたまえ」のことで結ぶ。

拝領

84[=56 へ] 司祭は、キリストのからだを血を実り豊かに受けるために、沈黙のうちに祈り、自らを整える。信者も同様、沈黙のうちに祈りながら準備する。

[=56 ト] 次に司祭は、**パテナあるいはカリスの上で**聖体のパンを信者に示し、信者をキリストの会食に招き、信者ととともに、**定められた福音のことば**を用いて、謙虚な信仰心を起こす。

85[=56 チ] 司祭自身に義務づけられているのと同じように、信者が、そのミサで聖別されたパンから主のからだを拝領し、許容される場合は杯にもあずかることは、非常に望ましいことである(**283 参照**)。それは、拝領による交わりが、現にささげられているいけにえへの参加であることが、しるしによっても表現されるからである⁷³⁾。

86[=56 リ] 司祭が秘跡を拝領している間に、拝領の歌が始まる。それは、拝領者の霊的一致を声の一致で表現し、心の喜びを示し、**聖体を受けるための行列の「共同体的な」特徴**をより際立たせるためである。歌は、[...]信者に聖体が配られている間中、[...]続けられる⁷⁴⁾。しかし、拝領の後に賛歌がある場合には、拝領の歌は適当なときに打ち切る。

先唱者も適宜、拝領することができるよう配慮する。

87[=56 リ] 拝領の歌のために、ローマ聖歌集の交唱を詩編をつけて、または詩編なしに用いることができる。もしくは、簡易ローマ聖歌集の交唱を詩編をつけて用いるか、あるいは司教協議会によって認可された他の適当な歌を用いることができる。聖歌隊だけ、または聖歌隊もしくは先唱者と会衆とによって歌われる。

歌われない場合には、ミサ典礼書にある交唱(拝領唱)を、信者によって、または、その幾人かによって、あるいは朗読者によって朗唱することができる。そうでなければ、司祭自身が、拝領してから信者にキリストのからだを授与する前に唱える。

88[=56 ヌ] 拝領が終わってから、司祭と信者は、適宜、しばらくの間沈黙のうちに祈る。望むならば、詩編、他の賛美の歌、あるいは賛歌を、全会衆で歌うこともできる。

89[=56 ル] 神の民の祈りを締めくくるため、また交わりの儀全体を締めくくるために、司祭は**拝領後の祈願**を唱え、祝われた神秘の実りを祈り求める。

[=32] ミサにおいては、**拝領後の祈願**は一つだけ唱えられ、短いほうの結びのことばで結ばれる。

- ・父に向かう場合—「わたしたちの主キリストによって。」
- ・父に向かうがその終わりが子に言及されている場合—「キリストは世々に生き、支配し

73) 教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』31、32 (*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 558-559)、教皇庁秘跡聖省指針『インメンセ・カリターティス(1973年1月29日)』2 (*Immensae caritatis*: AAS 65 [1973] 267-268) 参照。

74) 教皇庁秘跡典礼聖省指針『イネスティマビレ・ドヌム(1980年4月3日)』17 *Inaestimabile donum*: AAS 72 [1980] 338) 参照。

ておられます。」

・子に向かう場合―「あなたは世々に生き、支配しておられます。」

会衆は「アーメン」の応唱によってこの祈願を自分のものとする。

D 閉祭

90[=57] 閉祭には以下のことが含まれる。

- a) 必要に応じて行われる短いお知らせ。
- b) 司祭のあいさつと祝福―一定の日や場所によっては、会衆のための祈願、あるいは他の、より荘厳な式文によって豊かなものとしたり、表現したりする。
- c) 散会―各人がともに神を賛美し、たたえながら、自分の仕事に戻るよう、会衆は助祭あるいは司祭によって解散される。
- d) 司祭と助祭による祭壇への接吻。続いて、司祭、助祭、他の奉仕者による祭壇への深い礼。

第3章 ミサにおける務めと奉仕

91[=58] 感謝の祭儀はキリストと教会、すなわち、司教のもとに一つに統合された聖なる人々の行為である。そのため、感謝の祭儀は教会のからだ全体にかかわるものであり、このからだを表し、これに働きかける。つまり、その個々の成員に、序列、役割、現実の参加の違いによって、それぞれ異なったしかたで関係する⁷⁵⁾。こうして、キリストを信じる人々は、「選ばれた民族、王の祭司、聖なる民、獲得された民」として、そのつながりと位階的序列を示すのである⁷⁶⁾。それゆえ、叙階された奉仕者も信徒も、すべての者は各自の役割や務めを果たすものであって、自己に属することだけを、そしてそのすべてを行わなければならない⁷⁷⁾。[…]

I 聖なる位階の務め[…]

92[=59] 合法的な感謝の祭儀はすべて、司教の指導のもとにおかれ、司教は自ら、あるいは、その協力者である司祭を通して指導する⁷⁸⁾。

会衆が集まり、司教がミサに臨席する場合、司教自身が**感謝の祭儀を司式し、[…]共同司式者として司祭たちを聖なる行為に参加させることがもっともふさわしい**。このことは、儀式の外的な荘厳さを増すためではなく、「一致の秘跡」である教会の神秘を、より生き生きと表すためである⁷⁹⁾。

司教が感謝の祭儀を司式しないで他の者にこれを行うよう委任する場合には、**胸掛十字架をつけ、アルバの上にストラとプルビアールを着用して、司教がことばの典礼を司式し、また、ミサの終わりに祝福を与える**⁸⁰⁾。

93[=60] **教会において、キリストの代理としていけにえをささげる権能を有する司祭も⁸¹⁾、ここに今集う信者の集会を司式し、その祈りを指導し、救いの知らせを宣言し、キリストによって、聖霊において、神である父にいけにえを奉獻するにあたって、会衆とともに一つになり、兄弟たちに永遠のいのちのパンを与え、それを分かち合う**。したがって、感謝の祭儀を行うとき、神と会衆に品位と謙虚さをもって奉仕し、動作と神のことばを述べる態度とによって、キリストの生き生きとした現存を信者にわからせなければならない。

75) 第2バチカン公会議『典礼憲章』26参照。

76) 同14参照。

77) 同28参照。

78) 第2バチカン公会議『教会憲章』26、28、同『典礼憲章』42参照。

79) 第2バチカン公会議『典礼憲章』26参照。

80) 『司教儀典書(規範版1984年)』175-186 (*Caeremoniale Episcoporum*) 参照。

81) 第2バチカン公会議『教会憲章』28、同『司祭の役務と生活に関する教令』2参照。

94[=61] 助祭は、受けた叙階のゆえに、感謝の祭儀で奉仕する人々の中で司祭に次いで第一位を占めている。助祭職という聖なる位階には、すでに使徒の時代から教会において大きな栄誉が与えられていた⁸²⁾。助祭は、ミサにおいて固有の役割をもっていて、福音を告げ知らせ、神のことばを説教し、共同祈願において意向を告げ知らせ、司祭を助け、祭壇を準備していけにえの祭儀に仕え、信者への聖体の授与、とりわけぶどう酒の形態による授与を行い、また時としては会衆の動作と姿勢を指示する。

II 神の民の[...]役割

95[=62] ミサの祭儀において、信者は聖なる民、獲得された民、王の祭司となって、神に感謝をささげ、また司祭の手を通してばかりでなく、司祭とともに汚れのないいけにえをささげ、そして自分自身をささげるように努める⁸³⁾。それゆえ信者は、深い宗教的感情によって、また同じ祭儀に参加している兄弟に対する愛によって、それを表すように配慮しなければならない。

したがって、天にただひとりの父をもっていること、またそれゆえに、皆が互いに兄弟であることを念頭において、孤立や差別を印象づけることはいっさい避けなければならない。

96[=62] 神のことばを聞くときにも、祈願や歌を分担するときにも、とくにいけにえとともにささげるときにも、主の食卓とともにあずかるときにも、皆が一つのからだを形成するように心がける。この一致は、信者がそろってする動作や姿勢によって、美しく表現される。

97[=62] 信者は、祭儀において何かの特別な奉仕職や役割を果たすよう依頼されるとき、神の民に喜んで仕えることを断ってはならない。

III 特別な奉仕職

選任された祭壇奉仕者と朗読奉仕者の奉仕職

98[=65] 祭壇奉仕者は、祭壇での奉仕と、司祭および助祭を助けるために選任される。祭壇奉仕者には、とくに祭壇と祭器の準備をすること、必要な場合、臨時の奉仕者として聖体を信者に授けることがゆだねられる⁸⁴⁾。

82) 教皇パウロ6世使徒的書簡『サクルム・ディアコナートゥス・オルディネム(1967年6月18日)』(Sacrum diaconatus Ordinem: AAS 59 [1967] 697-704)、司教儀式書『司教・司祭・助祭の叙階式(規範版第2版1989年)』173 (De Ordinatione Episcopi, presbyterorum et diaconorum) 参照。

83) 第2バチカン公会議『典礼憲章』48、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』12 (Eucharisticum mysterium: AAS 59 [1967] 548-549) 参照。

84) 教会法第910条第2項、教皇庁典礼秘跡省・教理省他指針『司祭の役務への信徒の協力に関するいくつかの問題について(1997年8月15日)』第8項 (Ecclesia de mysterio: AAS 89 [1997] 871) 参照。

祭壇奉仕者は、祭壇での奉仕職において固有の任務をもっている(187-193 参照)。この任務は、祭壇奉仕者自らが果たさなければならない。

99[=66] 朗読奉仕者は、福音を除き、聖書を朗読するために選任される。また、共同祈願の意向を述べ、詩編唱者がいないときには、朗読の間に詩編を唱えることができる。

朗読奉仕者は、感謝の祭儀において固有の役割をもっている(194-198 参照)。この役割は、[...]朗読奉仕者自らが果たさなければならない。[...]

その他の役割

100[=68] 選任された祭壇奉仕者が不在の場合、祭壇で奉仕し、司祭と助祭を助けるために信徒の奉仕者を任命することができる。この者は、十字架、ろうそく、香炉、パン、ぶどう酒、水を運ぶ。また、聖体奉仕者として聖体を配ることもできる⁸⁵⁾。

101[=66] 選任された朗読奉仕者が不在の場合、聖書の朗読を行うために他の信徒が任命される。この者は、この役割を果たすのに真にふさわしい者で、十分に準備されなければならない。こうして、信者は神のことばの朗読を聞いて、聖書の快い生き生きとした感銘⁸⁶⁾を心に受けることができる。

102[=67] 朗読の間にある詩編、または聖書賛歌を朗唱することは詩編唱者の務めである。その務めを正しく果たすために、詩編唱者は、詩編朗唱の技術と正しく発音して唱える能力を備えていなければならない。

103[=63] 信者の中にあつて、聖歌隊あるいは合唱団は自己の典礼的な役割を果たす。その務めは、歌の種類に従って、自分の担当する部分を正しく歌うことと、歌による信者の行動的参加を促進することである⁸⁷⁾。聖歌隊について述べられることは、守るべきことを守ったうえで他の演奏者、とくにオルガン奏者についてもあてはまる。

104[=64] 会衆の歌を指揮し、支えるために、先唱者または合唱指揮者がいるとよい。そればかりでなく、聖歌隊がない場合には、会衆の参加を得て種々の歌を指導するのは、先唱者の務めである⁸⁸⁾。

105[=68] さらに典礼において果たす務めには次のようなものがある。

a) 祭具室(香部屋)係—ミサの祭儀に必要な典礼書、祭服、その他のものを注意深く整える。

b) 解説者—信者を祭儀に導き、よりよく理解させるために、信者に適宜、簡潔に指示

85) 教皇庁秘跡聖省指針『インメンセ・カリターティス(1973年1月29日)』1 (*Immensae caritatis*: AAS 65 [1973] 265-266)、教会法第230条第3項参照。

86) 第2バチカン公会議『典礼憲章』24参照。

87) 教皇庁礼部聖省『典礼音楽に関する指針(1967年3月5日)』19 (*Musicam sacram*: AAS 59 [1967] 306) 参照。

88) 同21 (AAS 59 [1967] 306-307) 参照。

や説明を与える。解説者の注意は正確で、簡潔明瞭でなければならない。その役割を果たすに際して、解説者は信者に向かって適当な場所に立つが、**朗読台には立たない**。

c) 聖堂で献金を集める者。

d) 案内係—地方によっては、教会の入り口で信者を迎え、適当な席に案内し、また行列を整理する。

106[=69] 少なくとも**司教座聖堂**と大きな教会においては、聖なる儀式を適切に指揮し、また叙階された奉仕者と信徒によって美しく、秩序正しく、そして信心深く行われるように配慮するふさわしい奉仕者もしくは**式典係**が任命されることが望ましい。

107[=70] 典礼における役割は**司祭**や**助祭**に固有のものではなく、上記の役割(100-106)については、主任**司祭**や**教会**主管者**司祭**によって選ばれたふさわしい信徒にも⁸⁹⁾、典礼で行われる祝福あるいは一時的な任命によってゆだねることができる。祭壇で**司祭**に仕える役割に関しては、自教区のために**司教**によって定められた規定が守られる。

IV 役割の分担と祭儀の準備

108 一人の同じ**司祭**が、自分に関係するすべてのことにおいて、つねに主司式の役割を果たさなければならない。ただし、**司教**が臨席するミサに固有のことがらは除く(92 参照)。

109[=71] 同じ役務を果たすことができる者が多数いる場合、同じ役務や**務め**の種々の部分を分担して果たすことはなんら差し支えない。たとえば、歌う部分のために一人の助祭を、そして祭壇の奉仕のために別の助祭を起用することができる。また、多くの朗読が行われる場合、多くの朗読者に割り当てるのがよい。他のことに関しても同様である。ただし、祭儀のただ一つの要素を複数の人が互いに分け合うことは決してふさわしくない。たとえば、主の受難に関する朗読を除いて、同一の朗読が二人の人によって、二つに分けて朗読されることがあげられる。

110[=72] 会衆の参加のもとに行われるミサにおいて、奉仕者がただ一人しかいない場合、一人で種々の役割を果たすことができる。

111[=73] それぞれの典礼的祭儀の効果的準備は、教会責任者の指導のもとに、直接信者に関係することについては信者の意見を聞いて、儀式、司牧上のことから、音楽について、関係のあるすべての者がミサ**典礼書**と他の**典礼書**に基づいて互いに心を合わせて誠実に行わなければならない。しかし、祭儀を司式する**司祭**には、自分にゆだねられていることに関して**裁量権**が**つね**に与えられている⁹⁰⁾。

89) 教皇庁法文解釈評議会「教会法第 210 条第 2 項に関する疑義への回答」(AAS 86 [1994] 541) 参照。

90) 第 2 バチカン公会議『**典礼憲章**』22 参照。

第4章 ミサの種々の形式

112[=74] 地方教会においては、司教が司式し、その司祭団と**助祭と信徒**の奉仕者がこれを囲み、神の聖なる民が十分に行動的にこれに参加するミサは、その意味の上から第一位におかれる⁹¹⁾。そこでは教会がもっともよく表明されるからである。

司教が司式するミサにおいて、あるいは**感謝の祭儀**は司式しないが司教が臨席するとき、『司教儀典書』に見られる規定に従う⁹²⁾。

113[=75] ある共同体、とくに小教区共同体とともに行われるミサは、一定の時と場所において、とくに主日の共同体的祭儀において、普遍教会を表現するものとして、重要な位置を占めている⁹³⁾。

114[=76] ある共同体によって行われるミサのうち、それが日々の聖務の一部となっている修道院ミサ、または「共同体」のミサは、特別な位置にある。修道院ミサは、なんら特別な執行形式をもつものではないが、修道者にしろ聖務者にしろ、その共同体のすべての会員の充実した参加を得て、歌唱によって行われるのがふさわしい。それゆえ、そこでは、各人が受けた叙階、または役務に従って自分の務めを果たすものとする。そのミサにおいては、すべての司祭は、信者の司牧的な利益のため個別にミサをささげる必要がない場合、できるだけ共同司式することが望ましい。なお、その共同体に属するすべての司祭は、信者の司牧上の善のために個別にミサをささげなければならない場合にも、同じ日に修道院ミサ、あるいは「共同体」のミサを共同司式することができる⁹⁴⁾。さらに、**感謝の祭儀**に同席する司祭は、正当な理由がある場合を除き、通常、位階に固有の役割を果たし、そのため、祭服を着用して共同司式者として参加しなければならない。さもなければ、固有の典礼用祭服もしくはスータンの上にスルプリを着用する。

I 会衆の参加するミサ

115[=77] 会衆の参加するミサとは、信者の参加を得て祝われるミサをいう。できるかぎり、とくに主日と守るべき祝日には、歌をもって、また適当な数の奉仕者をもって祭儀が

91) 第2バチカン公会議『典礼憲章』41参照。

92) 『司教儀典書(規範版1984年)』119-186 (*Caeremoniale Episcoporum*) 参照。

93) 第2バチカン公会議『典礼憲章』42、同『教会憲章』28、同『司祭の役務と生活に関する教令』5、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』26 (*Eucharisticum mysterium: AAS 59 [1967] 565*) 参照。

94) 教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』47 (*Eucharisticum mysterium: AAS 59 [1967] 565*) 参照

行われるのがふさわしい⁹⁵⁾。ただし、歌なしでも、また奉仕者が一人でも行うことができる。

116[=78] […]どのような形式のミサにも、助祭が出席するなら、自分の務めを果たす。司式司祭のほかに、通常は祭壇奉仕者、朗読奉仕者、先唱者がいることが望ましい。[…]なお以下に述べる儀式は、より多数の奉仕者を用いる自由を考慮に入れている。

準備

117[=79] 祭壇は少なくとも一枚の白い色の食卓布で覆われる。祭壇上もしくは祭壇の近くに、すべての祭儀において少なくとも2本、あるいは4本もしくは6本、とりわけ主日のミサや守るべき祝日の場合、またはその教区の司教が司式する場合には7本、火をともしたろうそくを立てるものとする。なお、祭壇上あるいは祭壇の近くに、キリストの姿のついた十字架を置く。ろうそく台とキリストの姿のついた十字架は、入堂の行列の際に奉持することができる。他の朗読書とは別冊の朗読福音書は、入堂の行列に際して奉持されない場合、祭壇上に置くことができる。

118[=80] 同様に次のものを準備する。

- a) 司祭の席の近くにミサ典礼書、および適当であれば聖歌集。
- b) 朗読台に朗読聖書。
- c) 祭器卓にカリス、コルポラーレ、プリフィカトリウム、そして適当であればパラ、パテナ、そして必要ならば、いくつかのピクシス、司式する司祭と助祭と奉仕者と会衆の拝領のためのパン、ぶどう酒と水の入った小びん(ただし、これらすべてが奉納行列で信者によって運ばれない場合)、灌水を行うなら聖水の入った容器、信者の拝領のために用いる受け皿、手を清めるために必要なもの。

カリスは尊敬をこめてベールで覆っておくが、ベールはその日の色か白色を用いることができる。

119[=81] 祭具室(香部屋)には、祭儀の種々の形式に従って、司祭と助祭と他の奉仕者の祭服を準備する(337-341 参照)。

- a) 司祭のため—アルバ、ストラ、カズラもしくはプラネタ。
- b) 助祭のため—アルバ、ストラおよびダルマチカ。ただし、ダルマチカは必要に応じて、あるいは盛儀の祭儀でない場合には、省くことができる。
- c) その他の奉仕者のため—アルバあるいは正式に承認された他の祭服⁹⁶⁾。

アルバを着用する者はすべて、チングラムとアミクトゥスを使用する。ただし、アルバの形によってはこのかぎりではない。

入堂の行列が行われるときは、さらに次のものを準備する。朗読福音書、主日と祝日に

95) 同 26 (AAS 59 [1967] 555)、教皇庁礼部聖省『典礼音楽に関する指針(1967年3月5日)』16、27 (Musicam sacram: AAS 59 [1967] 305, 308) 参照。

96) 教皇庁典礼秘跡省・教理省他指針『司祭の役務への信徒の協力に関するいくつかの問題について(1997年8月15日)』第6項 (Ecclesiae de mysterio: AAS 89 [1997] 871) 参照。

献香が行われるときは香炉と香の入った香入れ、行列のときに運ぶ十字架、火をともしたろうそくとろうそく台。

A 助祭を伴わないミサ

開祭

120[=82] 会衆が集まると、祭服を着用した司祭と奉仕者は、行列して祭壇に行く。行列の順序は次のとおりである。

- a) 香が用いられる場合、**香炉係**—**香がたか**れている香炉を持つ。
- b) [...]火をともしたろうそくを奉持した奉仕者と、[...]その間に十字架を奉持した**祭壇奉仕者**もしくは**他の奉仕者**。
- c) 祭壇奉仕者とその**他の奉仕者**。
- d) 朗読者—**朗読聖書ではなく朗読福音書を少し高く掲げて運ぶ**ことができる。
- e) ミサを司式する司祭。

香を用いる場合、司祭は行列が始まる前に香炉に香を入れ、**沈黙のうちに十字架のしるし**をして祝福する。

121[=83] 祭壇に向かう行列の間、入祭の歌が歌われる(47-48 参照)。

122[=84] 祭壇に到着すると、司祭と奉仕者は[...]深く礼をする。

行列の際に奉持された、**キリストの姿のついた十字架**は、祭壇の近くに**祭壇十字架**となるように置くことができる。さもなければ**ふさわしい場所に置く**。ろうそく台は祭壇の上またはその近く[...]に置く。**朗読福音書**は祭壇上に**尊敬をこめて置く**。

123[=85] 司祭は祭壇にのぼり、接吻をもって表敬する。次に、**適当であれば、十字架と祭壇を回りながら献香する**。

124[=86] これが終わると、司祭は席に行く。入祭の歌が終わると、司祭と信者は皆立ったままで、十字架のしるしをする。司祭は「父と子と聖霊のみ名によって」と唱え、会衆は「アーメン」と答える。

それから司祭は、会衆に向かって手を広げ、定められた式文の一つを用いて、あいさつする。なお、司祭あるいは他の奉仕者が、簡単なことばで、その日のミサを信者に説明することもできる。

125[=87] 続いて**回心の祈り**が行われる。その後、**典礼注記に従って(52 参照)**、あわれみの賛歌を歌うか唱える。

126[=87] **祭儀の規定に従って、栄光の賛歌を歌うか唱える(53 参照)**。

127[=88] それから司祭は、会衆を祈りへ招く。手を合わせて「祈りましょう」と唱える。

一同は、司祭とともにしばらく沈黙のうちに祈る。続いて司祭は、手を広げて集会祈願を唱える。終わると会衆は「アーメン」と応唱する。

ことばの典礼

128[=89] 集会祈願が終わると一同は着席する。司祭はごく短いことばで、信者をことばの典礼に招くことができる。朗読者は朗読台へ行き、すでにミサの前にそこに置かれていた朗読聖書から第1朗読を行い、一同は[…]それを聞く。終わりに朗読者は「主のことば」と呼びかけ、一同は「神に感謝」と答える。

ここで適当であれば短い沈黙のひとつときをとることができる。こうして一同は聞いたことを黙想することができる。

129[=90] それから、詩編唱者[…]あるいは朗読者自身が詩編を唱え、通常、会衆は答唱する。

130[=91] […]福音の前に第2朗読がある場合、朗読者は朗読台から朗読を行う。上記のように(128参照)一同は[…]それを聞き、終わりに応唱によって答える。それから、適当であれば、短い沈黙のひとつときをとることができる。

131[=92] 続いて、一同は起立し、典礼季節に従ってアレルヤ唱あるいは他の歌を歌う(62-64参照)。

132[=93] 香を用いる場合には、アレルヤ唱あるいは他の歌が歌われる間に、司祭は香を入れ、祝福する。その後、手を合わせて祭壇の前で深く礼をし、「主の福音をふさわしく…」を沈黙のうちに祈る。

133[=94] それから、朗読福音書が祭壇にあれば、司祭はそれを取り、信徒の奉仕者を先頭に、朗読福音書を少し高く掲げて朗読台に行く。奉仕者は香炉とろうそくを持って行くこともできる。奉仕者は立ったまま朗読台のほうを向き、キリストの福音に対する特別な尊敬を表す。

134[=95] 司祭は朗読台で福音書を開き、手を合わせ、「主は皆さんとともに」と唱える。会衆は「また司祭とともに」と答える。それから「○○○による福音」と唱え、親指で福音書と自分の額、口、胸に十字架のしるしをする。他のすべての者も同じようにする。会衆は「主に栄光」と大きな声で言う。香を用いる場合、司祭は福音書に献香する(276-277参照)。続いて[…]福音を告げ知らせ、終わりに「キリストに賛美」と呼びかけ、一同は「キリストに賛美」と答える。司祭は福音書に接吻して、「神のことばによって…」と沈黙のうちに祈る。[…]

135[=96] 朗読者がいない場合、司祭は自らすべての朗読を行い、[…]朗読台に立って詩編を唱える。香が用いられる場合、香を入れて祝福し、深く礼をして「主の福音をふさわ

しく…」と祈る。

136[=97] 司祭は席または朗読台、あるいは適当なら他のふさわしい場所に立って説教を行う。終わりに沈黙のひとつときをとることができる。

137[=98] 信条は、司祭が会衆とともに一同立って歌うか唱える(68 参照)。「御からだを受け…」のことばで、一同は深く礼をする。ただし、神のお告げの祭日と主の降誕の祭日には、ひざまずく。

138[=99] 信条を唱え終わると、司祭は席で立ち、手を合わせ、短い勧めのことばによって信者を共同祈願に招く。続いて、先唱者か朗読者か他の者が、朗読台もしくは他のふさわしい場所から会衆に向かって意向を述べる。会衆は自らの役割を果たすために心をこめて答える。最後に、司祭は手を広げ、祈りによって嘆願の祈りを結ぶ。

感謝の典礼

139[=100] 共同祈願が終わると一同は着席し、奉納の歌を歌い始める(74 参照)。

祭壇奉仕者あるいは他の信徒の奉仕者はコルポラーレ、プリフィカトリウム、カリス、パラ、ミサ典礼書を祭壇に置く。

140[=101] 信者が、感謝の祭儀のためのパンとぶどう酒、あるいは、教会の維持と貧しい人々を助けるための他のささげものを奉納することによって、参加を表すことが望ましい。

信者のささげものは、祭壇奉仕者あるいは他の奉仕者の助けを得て[…]司祭が受け取る[…]。パンとぶどう酒は感謝の祭儀のために司式者のもとに運ばれる。司式者はパンとぶどう酒を祭壇の上に置くが、他のささげものは別の適当なところに置く(73 参照)。

141[=102] 司祭は祭壇で[…]パンをのせたパテナを受け取り、両手でそれを祭壇の上に奉持して、「神よ、あなたは万物の造り主…」と沈黙のうちに唱える。それから、パンをのせたパテナをコルポラーレの上に置く。

142[=103] その後、司祭は祭壇の脇に立って奉仕者から小びんを受け取り、「この水とぶどう酒の…」と沈黙のうちに唱えながらぶどう酒と少量の水をカリスに注ぐ。祭壇の中央に戻り、カリスを取って両手で奉持し、「神よ、あなたは万物の造り主…」と沈黙のうちに唱える。それからカリスをコルポラーレの上に置き、場合によってはパラで覆う。

奉納の歌が歌われない場合、あるいはオルガンが演奏されない場合、パンとぶどう酒を示すとき、司祭は祝福のことばをはっきりした声で唱えることができる。会衆は「神よ、あなたは万物の造り主」と応唱する。

143[=104] カリスを祭壇の上に置いてから、司祭は深く礼をし、「神よ、悔い改めるわたしたちを…」を沈黙のうちに祈る。

144[=105] 続いて、香を用いる場合、司祭は香を香炉に入れ、沈黙のうちに祝福し、供えものと十字架と祭壇に献香する。奉仕者は祭壇の脇に立って司祭に献香し、続いて会衆に献香する。

145[=106] 「神よ、悔い改めるわたしたちを…」の祈りの後、あるいは献香の後、司祭は「神よ、わたしの汚れを…」を沈黙のうちに唱え、祭壇の脇で手を洗う。奉仕者が水を注ぐ。

146[=107] それから、祭壇の中央に戻り、司祭は会衆に向かって立ち、手を広げて会衆を祈りに招き、手を合わせて、「皆さん、このささげものを…」と唱える。会衆は立って「神の栄光と賛美のため…」と答唱する。続いて、司祭は手を広げて供えものの上に奉納祈願を唱える。終わりに会衆は「アーメン」と応唱する。

147[=108] その後、司祭は感謝の祈り(奉献文)を始める。典礼注記に従って(365 参照)、司祭はローマ・ミサ典礼書にある感謝の祈り、あるいは使徒座によって認証された感謝の祈りから一つを選ぶ。感謝の祈りは本来、叙階のゆえに司祭だけにそれを唱えることが求められる。会衆は信仰をもって沈黙のうちに、また感謝の祈りの中に挿入された定められた方法で、司祭と心をつなげる。それらは、叙唱の対話句における応答、感謝の賛歌、聖別後の応唱、結びの栄唱後の応唱「アーメン」、さらに、司教協議会によって認可され使徒座が認証した他の応唱である。

感謝の祈りの旋律のつけられた部分を司祭が歌唱することは、たいへんふさわしい。

148[=108] 感謝の祈り(奉献文)の初めに、司祭は手を広げて「主は皆さんとともに」と歌うか唱え、会衆は「また司祭とともに」と答える。「心を上に」と唱えるとき、司祭は手を上に挙げる。会衆は「主に向けています」と答える。それから、司祭は手を広げて「わたしたちの神である主に感謝しましょう」と続ける。会衆は「それはよいこと、正しいことです」と答える。その後、司祭は手を広げて叙唱を続ける。叙唱の結びで手を合わせ、立っている一同とともに「感謝の賛歌」を歌うかはっきりとした声で唱える(79 b 参照)。

149[=109] それぞれの奉献文に記されている典礼注記に従って、司祭は感謝の祈り(奉献文)を続ける。

司式者が司教である場合には、感謝の祈りの「わたしたちの教父○○○○世」の後に「しもべわたくし」と付け加える。司教が自教区以外のところで司式する場合には、「わたしたちの教父○○○○世」の後に「しもべわたくしと○○教区の兄弟○○○○」と付け加える。

教区司教あるいは法律上、教区司教と同等とされる者は、「わたしたちの教父○○○○世、わたしたちの司教(あるいは代理区長、高位区長、知牧区長、大修道院長)○○○○」と告げられなければならない。

協働司教と補佐司教の名前を感謝の祈りに加えることができるが、偶然同席している他の司教の名前は加えない。多数の場合には「わたしたちの司教○○○○と補佐司教」と言

う。

これらのことばは、それぞれの奉献文の文体に合わせるようにする。

150[=109] 聖別の少し前に、適当であれば、奉仕者は小鐘を鳴らして信者の注意を喚起する。同じく地方の習慣に従って、それぞれ、パンとカリスが会衆に示されたときに小鐘を鳴らす。

香を使用する場合、聖別の後、会衆にパンとカリスを示すときに奉仕者が献香する。

151 聖別の後、司祭は「信仰の神秘」と言い、会衆は定められたことばのうちの一つを用いて応唱する。

感謝の祈り(奉献文)の結びで、司祭はパンをのせたパテナとカリスを取って高く掲げ、司祭のみが栄唱「キリストによって…」を唱える。会衆は最後に「アーメン」と応唱する。続いて、司祭はパテナとカリスをコルポラーレの上に置く。

152[=110] 感謝の祈り(奉献文)が終わってから、司祭は手を合わせて、主の祈りの前の招きを述べる。主の祈りは、手を広げて会衆とともに唱える。

153[=111] 主の祈りが終わると、司祭は一人で手を広げて、副文「いつくしみ深い父よ、すべての悪から…」を唱える。終わりに会衆は「国と力と栄光は、限りなくあなたのもの」と応唱する。

154[=112] それから司祭は手を広げ、大きな声で「主イエス・キリスト、あなたは…」を唱える。終わると司祭は手を広げ、そして手を合わせて会衆に向かい、「主の平和がいつも皆さんとともに」と平和のあいさつをする。会衆は「また司祭とともに」と答える。その後、適当であれば、司祭は「互いに平和のあいさつをかわしましょう」を加える。

司祭は奉仕者に平和のあいさつをすることができるが、つねに内陣にとどまり、祭儀を中断しないようにする。正当な理由から幾人かの信者に平和のあいさつをしようとする場合も同様である。司教協議会が決定した方法に従って、一同は平和、一致、愛を互いに表明する。平和のあいさつをするとき、「主の平和がいつもあなたとともに」と言い、「アーメン」と答えることができる。

155[=113] その後、司祭はパンを取り、パテナの上で割り、小片をカリスの中に入れて「今ここに…」を沈黙のうちに祈る。その間に聖歌隊と会衆は平和の賛歌を歌うか、または唱える(83参照)。

156[=114] 次に、司祭は手を合わせ、「神の子、主イエス・キリスト…」または「主イエス・キリスト…」と拝領前の祈りを沈黙のうちに祈る。

157[=115] 祈りが終わると、司祭はひざまずき、パテナあるいはカリスの上に添えてそのミサで聖別されたパンを奉持し、会衆に向かって「神の小羊の食卓に招かれた者は幸い」

と唱える。そして、会衆とともに「主よ、あなたは神の子キリスト…」を[…]唱える。

158[=116] 続いて、司祭は祭壇に向かって立ち、「キリストのからだ…」を沈黙のうちに祈り、うやうやしく拝領する。次にカリスを取って、「キリストの血が…」を沈黙のうちに祈り、うやうやしく拝領する。

159[=119] 司祭が秘跡を拝領する間に、拝領の歌を始める(86 参照)。

160[=117] それから、司祭はパテナまたはピクシスを取って、通常は行列をして来る拝領者に近づく。

信者が聖別されたパンやカリスを自ら手に取ること、ましてそれらを互いに手で渡すことは許されない。信者は司教協議会の決定に従って、ひざまずくか立って拝領する。立って拝領する場合、決定された規則に従って、秘跡を受ける前にふさわしい尊敬を表すよう勧められる。

161[=117, 118] パンだけの拝領であれば、司祭はパンを取り上げて一人ひとりに示し、「キリストのからだ」と言う。拝領者は「アーメン」と答え、口で、あるいは許可されている場合で拝領者が望むなら手で秘跡を受ける。拝領者はパンを受けるとすぐにすべてを拝領する。

しかし、両形態の拝領が行われる場合は、後述する規定を守る(284-287 参照)。

162 聖体を授与するとき、そこに居合わせた他の司祭が司式者を助けることができる。このような司祭が同席せず、拝領者の数が非常に多い場合には、司祭は自分を助けるよう臨時の奉仕者を任命することができる。すなわち、正式に選任された祭壇奉仕者もしくはこのことのために正しく任命された他の信者にもまかせることができる⁹⁷⁾。必要なら、司祭はこのことのためにふさわしい信者を任命することができる⁹⁸⁾。

これらの奉仕者は、司祭が拝領する前に祭壇に近づくことはできない。そして、信者に配るために両方の形態の聖体を入れた祭器を司式司祭の手から渡される。

163[=120] 聖体の授与が終わり、聖別されたぶどう酒が残っていれば、司祭は祭壇ですぐにすべてを拝領する。聖別されたパンが残っていれば、祭壇で拝領するか聖体を保存するために定められた場所に運ぶ。

司祭は祭壇に戻り、パンのかけらがあればそれを集め、それから祭壇あるいは祭器卓のところに立って、カリスの上でパテナまたはピクシスをふき、次に「口に受けたものを…」と沈黙のうちに祈りながらカリスをすすぎ、プリフィカトリウムでカリスをふく。祭器が

97) 教皇庁秘跡典聖省指針『イネスティマビレ・ドヌム(1980年4月3日)』10(*Inaestimabile donum*: AAS 72 [1980] 336)、教皇庁典秘跡省・教理省他指針『司祭の役務への信徒の協力に関するいくつかの問題について(1997年8月15日)』第8項(*Ecclesiae de mysterio*: AAS 89 [1997] 871) 参照。

98) 『ローマ・ミサ典書(規範版第3版2000年)』補遺「聖体を配るための聖体奉仕者を任命する式」(*Missale Romanum*, 1253) 参照。

祭壇ですすがれた場合は、奉仕者が祭器卓へ運ぶ。すすぐべき祭器がとくに多数ある場合には、適当に覆って、祭壇または祭器卓のコルポラーレの上に残しておき、ミサの後すぐに、会衆が解散してからこれをすすぐことも許される。

164[=121] 次に、祭器をすすいでから、司祭は席に戻ることができる。しばらく聖なる沈黙を守るか、詩編、他の賛美の歌、もしくは賛歌を歌うことができる(88 参照)。

165[=122] それから司祭は、席または祭壇の前に立って、会衆に向かい、手を合わせて「祈りましょう」と言い、手を広げて拝領祈願を唱える。拝領後に沈黙の祈りがなかった場合、祈りの前に短い沈黙の時間をおくことができる。祈願の終わりに、会衆は「アーメン」を応唱する。

閉祭

166[=123] 拝領祈願が終わると、必要があれば会衆への短いお知らせが行われる。

167[=124] その後、司祭は手を広げて会衆にあいさつし、「主は皆さんとともに」と言う。会衆は、「また司祭とともに」と答える。それから司祭は再び手を合わせ、直ちに左手を胸の上に置き、右手を上げて、「全能の神」と続け、会衆の上に十字架のしるしをしながら「父と子と聖霊の祝福が皆さんの上にありますように」と唱える。会衆は「アーメン」と答える。

日と場合によっては、この祝福は、典礼注記に従って、会衆のための祈願や他のより荘厳な式文によって豊かにされ表現される。

司教はふさわしいことばによって、会衆の上に十字架のしるしを 3 回して会衆を祝福する⁹⁹⁾。

168[=124] 祝福の後すぐに、司祭は手を合わせて「感謝の祭儀を終わります…」を唱え、一同は「神に感謝」と答える。

169[=125] 司祭は通常、祭壇に接吻し、信徒の奉仕者とともに祭壇に深く礼をしてから彼らとともに退出する。

170[=126] 他の典礼行為がミサに続く場合には、閉祭の部分、すなわち、あいさつ、祝福、解散は省かれる。

B 助祭を伴うミサ

171[=127] 助祭が感謝の祭儀に同席する場合には、祭服を着用して自らの奉仕職を果たす。助祭は、

99) 『司教儀典書(規範版 1984 年)』1118-1121 (*Caeremoniale Episcoporum*) 参照。

- a) 司祭の近くに立ち、司祭の横を進む。
- b) 祭壇では、カリスと本の世話をする。
- c) 福音を告げ、司式司祭に命じられれば続いて説教を行うことができる(66 参照)。
- d) 信者会衆に適宜指示を与え、共同祈願の意向を述べる。
- e) 聖体を配る際に司式司祭を助け、祭器をすすぎ、かたづける。
- f) 他の奉仕者が一人もいない場合、必要に応じて彼らの務めを果たす。

開祭

172[=128] 助祭は[…]朗読福音書を少し高く掲げて奉持し、司祭の前を歩いて祭壇に向かう。そうでない場合は、司祭の横につく。

173[=129] 祭壇に着くと、助祭が朗読福音書を運んだ場合は表敬を省き、祭壇にのぼる。それから朗読福音書を尊敬をこめて祭壇に置き、司祭と同時に接吻をもって祭壇に表敬する。

助祭が朗読福音書を運ばない場合は、通常どおり司祭とともに祭壇に深く礼をし、司祭とともに接吻をもって祭壇に表敬する。

香を用いる場合、司祭が香を入れて十字架と祭壇に献香するのを助ける。

174[=130] 祭壇への献香がすむと、司祭とともに席に行き、そこで司祭の横にいて、必要に応じて司祭を助ける。

ことばの典礼

175[=131] アレルヤ唱あるいは他の歌が歌われているときに香が用いられる場合、司祭が香を入れるのを助ける。それから司祭の前で深く頭を下げて祝福を願い、小声で「祝福をお願いします」と言う。司祭は祝福して、「主の福音をふさわしく…」を唱え、助祭は自分に十字架のしるしをして「アーメン」と答える。それから祭壇に礼をして、祭壇に置かれている朗読福音書を取り、これを少し高く掲げ、香がたかかっている香炉を持つ香炉係と火をともしたろうそくを持つ奉仕者を先に立てて朗読台へ行く。そこで手を合わせ、「主は皆さんとともに」と言って会衆にあいさつし、次いで「〇〇〇による福音」と言い、親指で福音書にしるしをし、次に自分の額、口、胸にしるしをし、福音書に献香して、福音を告げ知らせる。終わると「キリストに賛美」と告げ、一同は「キリストに賛美」と答える。続いて、接吻をもって福音書に表敬して「神のことばによって…」と沈黙のうちに祈り、司祭のところへ戻る。

助祭が司教を手伝うとき、接吻を受けるべき福音書を司教のもとに運ぶか、あるいは助祭自らが福音書に接吻し、「主の福音によって…」と沈黙のうちに唱える。いっそう荘厳な祭儀では、状況に応じて、司教は朗読福音書によって会衆に祝福を与える。

それから、助祭は祭器卓あるいはふさわしい適切な他の場所に朗読福音書を運ぶことができる。

176[=34] 他のふさわしい朗読者がいないなら、助祭が他の朗読を行うべきである。

177[=132] 共同祈願の意向は、司祭が前文を唱えた後、通常は朗読台[...]から助祭が述べる。

感謝の典礼

178[=133] 共同祈願の後、司祭は席にとどまり、助祭が祭壇の準備をし、祭壇奉仕者がこれを助ける。祭器を取り扱うのは助祭の務めである。また、会衆の供えものを受け取る司祭を助ける。それから、聖別するためのパンをのせたパテナを司祭に渡す。「この水と…」と沈黙のうちに祈りながら、ぶどう酒と少量の水をカリスに注ぎ、その後カリスを司祭に渡す。カリスの準備[...]は祭器卓で行うことができる。香を用いる場合、ささげものと十字架と祭壇に献香するとき司祭を助ける。その後、助祭または祭壇奉仕者が司祭と会衆に献香する。

179[=134] 感謝の祈り(奉献文)の間、助祭は司祭の近くで少し後方に立ち、必要なときにカリスまたはミサ典礼書の世話をする。

聖霊の働きを求める祈り(エピクレシス)からカリスを示すときまで、助祭は通常、ひざまずいたままである。複数の助祭がいるなら、そのうちの一人が聖別のときに香炉に香を入れ、パンとカリスを示すときに献香することができる。

180[=135] 奉献文の終わりの栄唱のとき、助祭は司祭の横に立って、司祭がパンをのせたパテナを奉持している間、会衆が「アーメン」と応唱するまでカリスを奉持する。

181[=136] 司祭が、平和のための祈りと「主の平和がいつも皆さんとともに」を唱え、会衆が「また司祭とともに」と答えた後、助祭は、適当であれば、平和のあいさつへの招きを行い、手を合わせて会衆のほうを向いて、「互いに平和のあいさつをかわしましょう」と言う。助祭は司祭から平和のあいさつを受ける。そして、自分の近くにいる他の奉仕者にあいさつを伝えることができる。

182[=137] 司祭の拝領が終わると、助祭は司祭から両形態で拝領し、それから会衆に聖体を授与する司祭を助ける。拝領が両形態で行われる場合には、助祭はカリスの世話をし、授与が終わると、助祭はすぐに祭壇で、残ったキリストの御血をすべてうやうやしく拝領する。必要なら、他の助祭と司祭が手伝う。

183[=138] 聖体の授与が終わると、助祭は司祭とともに祭壇に戻り、パンのかけらがあればそれを集め、それからカリスおよび他の祭器を祭器卓へ運び、そこですすいで通常どおりかたづける。その間、司祭は席に戻っている。ただし、すすぐべき祭器を適当に覆って祭器卓のコルポラーレの上に残しておき、ミサの後すぐに、会衆が解散してからそれをすすぐことも許される。

閉祭

184[=139] 拝領祈願が唱えられると、司祭が自ら行うことを望む場合を除いて、必要が

あれば、助祭が会衆に短いお知らせをする。

185[=140] 会衆のための祈願あるいは荘厳な祝福の式文を用いる場合、助祭は「祝福を受けるために頭を下げましょう」と言う。司祭が祝福を与えてから、助祭は手を合わせ、会衆のほうを向いて、「感謝の祭儀を終わります…」と言って会衆を解散させる。

186[=141] それから、司祭とともに接吻をもって祭壇に表敬し、深く礼をしてから、入堂のときと同じしかたで行列して退出する。

C 祭壇奉仕者の任務

187[=142] 祭壇奉仕者の任務はいろいろあるが、それらが同時に生じることがある。したがって、数名が分担するとよいが、一人しかいない場合には、自分が重要な役目を受け持ち、他の務めをその他の何人かの奉仕者に分担する。

開祭

188[=143] 祭壇に向かうとき、火をともしたろうそくを持つ二人の奉仕者の間で十字架を奉持することができる。祭壇に着いたら、十字架を祭壇の近くに立て、祭壇十字架となるようにする。そうでなければふさわしい場所に置く。それから、内陣の中の自分の席に着く。

189[=144] 祭儀の間、祭壇奉仕者は必要に応じて、司祭または助祭に近づいて本を渡したり、その他必要な手伝いをする。したがって、自席でも祭壇でも、できるだけ自分の務めを果たしやすい場所に位置するとよい。

感謝の典礼

190[=145] 助祭がいなくときには、共同祈願の後、司祭が自席にいる間に、祭壇奉仕者は祭壇の上にコルポラーレ、プリフィカトリウム、カリス、パラ、ミサ典礼書を置く。次に、必要ならば会衆のささげものを受け取る時に司祭を手伝い、適当であればパンとぶどう酒を祭壇に運び、司祭に渡す。献香が行われるときは司祭に香炉を渡し、ささげものと十字架と祭壇に対する献香を手伝う。それから司祭と会衆に献香する。

191[=146] 正式に選任された祭壇奉仕者は、聖体の授与のとき、臨時の奉仕者として、必要であれば司祭を助けることができる¹⁰⁰⁾。両形態の拝領のとき、助祭がいなければ、拝領者にカリスを差し出したり、パンを浸す場合にはカリスを支えたりする。

192[=147] 同様に、正式に選任された祭壇奉仕者は、聖体の授与が終わると、祭器をふいてかたづける司祭または助祭を手伝う。助祭がいなければ、正式に選任された祭壇奉仕

100) 教皇パウロ 6 世使徒的書簡『ミニステリア・クェダム(1972 年 8 月 15 日)』(*Ministeria quaedam*: AAS 64 [1972] 532) 参照。

者は祭器を祭器卓に運び、そこで通常どおりすすぎ、ふいてかたづけける。

193 ミサの祭儀が終わると、祭壇奉仕者と他の奉仕者は、入堂のときと同じ方法と順番で、助祭と司祭とともに行列をして祭具室(香部屋)に戻る。

D 朗読奉仕者の任務

開祭

194[=148] 祭壇に向かうとき、助祭がいなければ、朗読奉仕者はふさわしい祭服を着用して朗読福音書を少し高く掲げて運ぶことができる。その場合は司祭の前を進む。そうでない場合には他の奉仕者とともに進む。

195[=149] 祭壇に着いたら、他の者とともに深く礼をする。朗読福音書を運んだ場合、祭壇にのぼって、その上に朗読福音書を置き、他の奉仕者とともに内陣の中の自分の席に着く。

ことばの典礼

196[=150] 福音の前の朗読を朗読台から行う。詩編唱者がいないときには、第1朗読の後、答唱詩編を唱えることができる。

197[=151] 助祭がいなくときには、司祭が前文を唱えた後、[...]共同祈願の意向を朗読台から唱えることができる。

198[=152] 入祭の歌、または拝領の歌が歌われないとき、また、ミサ典礼書にある交唱が信者によって朗唱されない場合には、適切なきにそれを唱えることができる(48、87参照)。

II 共同司式ミサ

[...]

199[=153] 共同司式は、祭司職が一つであること、いけにえが一つであること、そして神の民全体が一つであることを適切に表現するものであって、司教叙階式、司祭叙階式、大修道院長の祝福式、そして聖香油のミサにおいては儀式自体によって規定されている。

信者の便宜のために他のことが求められたり勧められたりしないかぎり、共同司式は以下の場合に勧められる。

- a) [...]主の晩さんの夕べのミサ。
- b) 教会会議、司教会議、教区会議におけるミサ。
- c) 修道院ミサ、および教会と聖堂における主要ミサ。

d) 教区司祭、修道司祭のあらゆる種類の会合におけるミサ¹⁰¹⁾。

しかしながら、個々の司祭は感謝の祭儀を個別に司式することができる。ただし、同じ教会堂や礼拝堂で共同司式が行われているときに司式することはできない。聖木曜日の主の晩さんのミサと復活徹夜祭のミサを個人的に司式することは許されない。

200 訪問中の司祭は、その司祭としての身分によって認められれば、感謝の祭儀の共同司式に喜んで迎えらるべきである。

201[=154] 司祭の数が多い場合には、必要性があるか司牧上有益であるなら共同司式を同じ日に幾度も行うこと[...]ができる。ただし、異なる時間または別々の場所で行わなければならない¹⁰²⁾。

202[=155] 法の基準に従って、自教区のすべての教会堂と礼拝堂における共同司式の規律を指導するのは司教の権限である。[...]

203[=157] 教区の司祭が、自分の司教とともに共同司式すること、とくに典礼暦年のより盛大に祝われる日のスタチオのミサ、教区の新司教あるいはその補佐司教または協働司教の叙階式のミサ、聖香油のミサ、主の晩さんの夕べのミサ、地方教会の創立者あるいは教区の保護者である聖人の祭儀、司教の記念日、および教区会議または司教の訪問の際の共同司式は特別に尊重されるべきである。

同じ理由で、黙想会、あるいは何かの会合の機会に、司祭が自分の司教とともに集まるときには共同司式が勧められる。このような場合には、すべての共同司式の特徴である一つの祭司職と一つの教会のしるしが、より明らかに表される¹⁰³⁾。

204[=158] 儀式の意義や祝祭の特別な理由から、次の場合には、同じ日に二度以上ミサを司式、または共同司式する権限が与えられる。

a) 聖木曜日に、聖香油のミサを司式もしくは共同司式した者は、主の晩さんの夕べのミサを司式もしくは共同司式することができる。

b) 復活徹夜祭のミサを司式もしくは共同司式した者は、復活祭の日中のミサを司式もしくは共同司式することができる。

c) 主の降誕には、すべての司祭は三つのミサを司式、または共同司式することができる。ただし、これらのミサは、それぞれの時間に行う。

d) 死者の日には、すべての司祭は三つのミサを司式、または共同司式することができる。ただし、祭儀が異なる時間に行われ、第2のミサと第3のミサの適用に関して定められたことが守られる場合である¹⁰⁴⁾。

101) 第2バチカン公会議『典礼憲章』57、教会法第920条参照。

102) 教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』47 (*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 566) 参照。

103) 同(AAS 59 [1967] 565) 参照。

104) 教皇ベネディクト15世使徒憲章『インクルエントゥム・アルターリス・サクリフィチウム(1915年8月10日)』(*Incruentum altaris sacrificium*: AAS 7 [1915] 401-404) 参照。

e) 教区会議、司教の訪問、もしくは司祭の会合の際に、司教またはその代理者とともに共同司式する者は、信者の便宜のためにミサをもう一度司式することができる。このことは、守るべきことを守ったうえで、修道者の会合にもあてはまる。

205[=159] 共同司式ミサは、いずれの場合にも、**共通に守るべき基準（112-198 参照）**に従って行われる。ただし、以下に**示される**ことを守るか、もしくは変更しなければならない。

206[=156] 何人も、ミサが開始されてからは、共同司式に加わることや**共同司式司祭として認められることは許されない**。

207 内陣には次のものが準備されるべきである。

- a) 共同司式する司祭のための席と儀式書。
- b) 祭器卓には、十分な大きさのあるカリス、あるいは複数のカリス。

208[=160] […]助祭がない場合、**助祭に固有の役割は、幾人かの共同司式司祭によって果たされる**。

他の奉仕者がいない場合、**奉仕者に固有の役目はふさわしい信者にゆだねることができる**。そうでなければ、幾人かの共同司式司祭によって果たされる。

209[=161] 共同司式司祭は、準備室または他の適当な場所で、個別にミサをささげる際に着用する祭服を着ける。ただし正当な理由がある場合、たとえば共同司式司祭の数が多く、祭服が不足している場合、共同司式司祭は、主司式司祭を除いて、アルバの上にストラを着用し、**カズラあるいはプラネタを省くことができる**。

開祭

210[=162] すべての用意が整ったら、通常どおり行列をして教会堂を通り、祭壇に赴く。共同司式司祭は、主司式司祭の前を進む。

211[=163] 祭壇に着くと、共同司式司祭と主司式司祭は**深く礼をし**、接吻をもって祭壇に表敬する。それから、各自定められた席に行く。主司式司祭は、場合によっては**十字架と祭壇に献香し**、それから席に行く。

ことばの典礼

212[=164] ことばの典礼の間、共同司式司祭は自分の席にいて、主司式司祭と同様に着席したり、起立したりする。

アレルヤ唱が始まると、沈黙のうちに香を入れ、福音を告げる助祭を祝福する司教、もしくは助祭が不在の場合は福音を告げる共同司式司祭を祝福する司教を除いて、一同は起立する。司祭が司式する共同司式では、助祭が不在の場合に福音を告げる共同司式司祭は、主司式司祭に祝福を願わず、祝福も受けない。

213[=165] 説教は通常どおり、主司式司祭または共同司式司祭のうちの一人が行う。

感謝の典礼

214[=166] 供えものの準備(139-146 参照)は、主司式司祭が行い、他の共同司式司祭は自席にとどまる。

215[=167] 主司式司祭によって奉納祈願が唱えられた後、共同司式司祭は祭壇に近づき、祭壇を囲んで立つ。ただし、式を行うのに妨げとならないよう、聖なる行為が信者によく見えるよう、さらに、助祭が自己の役務のために祭壇に近づかなければならないときに妨げとならないようにする。

助祭はカリスとミサ典礼書の役務を果たすべきときは、祭壇の近くで自らの役務を果たす。ただし、可能であれば、主司式司祭を囲んで立っている共同司式司祭の少し後ろに立つ。

感謝の祈り(奉献文)の唱え方

216[=168] 叙唱は主司式司祭が一人で歌うか唱える。感謝の賛歌は、会衆と聖歌隊とともに共同司式司祭全員によって歌われるか、唱えられる。

217[=169] 感謝の賛歌が終わると、共同司式司祭は、次に記す方法で奉献文を唱える。別の注記がないかぎり、主司式司祭一人が動作を行う。

218[=170] 共同司式司祭と一緒に唱える部分、とくに全体を声に出して唱えるべき聖別のことばでは、共同司式司祭はそれを小声で唱え、主司式司祭の声がはっきりと聞こえるようにしなければならない。それは、会衆がことばを容易に理解できるようにするためである。

共同司式司祭全員と一緒に唱える部分で、ミサ典礼書において旋律が用意されたところは、歌唱されることが望ましい。

第1奉献文(ローマ典文)

219[=171] 第1奉献文あるいはローマ典文では、「いつくしみ深い父よ」は、主司式司祭が一人で、手を広げて唱える。

220[=172] 人々のための祈り、および「全教会の交わりの中で」は、共同司式司祭の一人か二人にまかせるとよい。まかせられた司祭の一人が、手を広げて大きな声で唱える。

221[=173] 「わたしたち—奉仕者と全家族—のこの奉献を」は、再び主司式司祭が一人で、手を広げて唱える。

222[=174] 「神よ、これを祝福し、受け入れ」から「全能の神よ、つつしんでお願いいたします」までは、主司式司祭が以下の動作を行い、全部を共同司式司祭一同と一緒に唱

える。唱え方は次のとおりである。

- a) 「神よ、これを祝福し、受け入れ」は、両手をささげものに伸べて唱える。
- b) 「主イエスは受難の前夜」および「食事の終わりに同じように」は、手を合わせて唱える。
- c) 主のことばは、適切と考えられる場合、パンとカリスに右手を伸べて唱える。パンとカリスを会衆に示すとき、それを見つめ、その後、深く礼をする。
- d) 「わたしたち—奉仕者と聖なる民—も」および「このささげものをいつくしみ深く顧み」は、手を広げて唱える。
- e) 「全能の神よ、つつしんでお願いいたします」は、「いま、祭壇で…ともに結ばれるわたしたちが」まで、深く頭を下げ、手を合わせて唱え、「天の祝福と恵みに満たされますように」は身を起こして、十字架のしるしをしながら唱える。

223[=175] 死者のための祈り、および「また、あなたの深いあわれみに頼るわたしたち罪びとを」は、一人か二人の共同司式司祭にまかせるとよい。まかせられた司祭の一人が、手を広げて大きな声で唱える。

224[=176] 「また、あなたの深いあわれみに頼るわたしたち罪びとを」のことばで、共同司式司祭一同、胸を打つ。

225[=177] 「キリストによって、あなたはつねにすべてのよいものを造り」は、主司式司祭が一人で唱える。

[=178] […]

第2 奉献文

226[=179] 第2 奉献文では、「まことにとうとくすべての聖性の源である父よ」は、主司式司祭が一人で、手を広げて唱える。

227[=180] 「いま聖霊によってこの供えものを」から「キリストの御からだと御血にとともにあずかるわたしたちが」までは、全部を共同司式司祭一同と一緒に唱える。唱え方は次のとおりである。

- a) 「いま聖霊によってこの供えものを」は、両手をささげものに伸べて唱える。
- b) 「主イエスはすすんで受難に向かう前に」および「食事の終わりに同じように」は、手を合わせて唱える。
- c) 主のことばは、適切と考えられる場合、パンとカリスに右手を伸べて唱える。パンとカリスを会衆に示すとき、それを見つめ、その後、深く礼をする。
- d) 「わたしたちはいま、主イエスの死と復活の記念を行い」および「キリストの御からだと御血にとともにあずかるわたしたちが」は、手を広げて唱える。

228[=181] 生者のための取り次ぎ、すなわち「世界に広がるあなたの教会を思い起こし」、

および死者のための取り次ぎ、「また、復活の希望をもって眠りについた」は、一人か二人の共同司式司祭にまかせるとよい。まかせられた司祭の一人が、手を広げて**大きな声**で唱える。

[=182] […]

第3 奉献文

229[=183] **第3 奉献文**では、「まことに聖なる父よ」は、主司式司祭が一人で、手を広げて唱える。

230[=184] 「あなたにささげるこの供えものを」から「あなたの教会のささげものを顧み」までは、全部を共同司式司祭一同と一緒に唱える。唱え方は次のとおりである。

a) 「あなたにささげるこの供えものを」は、両手をささげものに伸べて唱える。

b) 「主イエスは渡される夜」および「食事の終わりに同じように」は、手を合わせて唱える。

c) 主のことばは、適当と考えられる場合、パンとカリスに右手を伸べて唱える。パンとカリスを会衆に示すとき、それを見つめ、その後、深く礼をする。

d) 「わたしたちはいま、御子キリストの」および「あなたの教会のささげものを顧み」は、手を広げて唱える。

231[=185] 取り次ぎの祈り、すなわち「聖霊によってわたしたちがあなたにささげられた永遠の供えものとなり」および「わたしたちの罪のゆるしとなるこのいけにえが」は、一人か二人の共同司式司祭にまかせるとよい。まかせられた司祭の一人が、手を広げて**大きな声**で唱える。

[=186] […]

第4 奉献文

232[=187] **第4 奉献文**では、「聖なる父よ、わたしたちはあなたをたたえます」から「聖霊は世にあってその業を全うし、すべてをとうといものになさいます」までは、主司式司祭が一人で、手を広げて唱える。

233[=188] 「父よ、聖霊がこのささげものをとうといものにしてくださいますように」から「あなたが教会にお与えになったこのいけにえを顧み」までは、全部を共同司式司祭一同と一緒に唱える。

a) 「父よ、聖霊がこのささげものをとうといものにしてくださいますように」は、両手をささげものに伸べて唱える。

b) 「聖なる父よ、世にいる弟子を愛しておられたイエスは」および「同じようにぶどう酒の満ちた杯を取り」は、手を合わせて唱える。

c) 主のことばは、適当と考えられる場合、パンとカリスに右手を伸べて唱える。パン

とカリスを会衆に示すとき、それを見つめ、その後、深く礼をする。

d) 「聖なる父よ、わたしたちはいまここに、あがないの記念をともに行って」と「あなたが教会にお与えになったこのいけにえを顧み」は、手を広げて唱える。

234[=189] 取り次ぎの祈り、すなわち「父よ、すべての人を心に留めてください」と「**いつくしみ深い父よ**」は、一人か二人の共同司式司祭にまかせるとよい。まかせられた司祭は、一人で手を広げて**大きな声**で唱える。

235 使徒座によって認証された他の感謝の祈り(奉献文)に関しては、それぞれのために定められた基準に従うこととする。

[=190] […]

236[=191] 感謝の祈り(奉献文)の結びの栄唱は、主司式司祭のみが唱える。望ましい場合は他の共同司式司祭とともに唱えるが、信者は唱えない。

交わりの儀

237[=192] それから、主司式司祭は手を合わせて、主の祈りへの招きを述べた後、手を広げ、手を広げている他の共同司式司祭、および会衆とともに、主の祈りを唱える。

238[=193] 「いつくしみ深い父よ、…」は主司式司祭が一人で、手を広げて唱える。共同司式司祭一同は、会衆とともに、結びの応唱「国と力と栄光は、限りなくあなたのもの」を唱える。

239[=194] 助祭、あるいは**助祭が不在の場合**は一人の共同司式司祭の「互いに平和のあいさつをかわしましょう」のことばの後、一同は互いに平和のあいさつをかわす。主司式司祭の近くにいる司祭は、助祭の前に主司式司祭から平和のあいさつを受ける。

240[=195] 平和の賛歌の間に、**助祭あるいは幾人か**の共同司式司祭が主司式司祭を助けて、共同司式司祭、および会衆が拝領するためのパンを割ることができる。

241[=196] パンの小片をカリスに入れてから、主司式司祭は一人で、「神の子、主イエス・キリスト…」または、「主イエス・キリスト…」を**手を合わせて**沈黙のうちに祈る。

242[=197] 拝領前の祈りが終わると、主司式司祭はひざまずいて、少し後ろに下がる。共同司式司祭は一人ずつ順番に祭壇の中央に来て、ひざまずいて、キリストのからだを祭壇からうやうやしく取り、右手で奉持し、左手をその下に添えて、自分の場所に戻る。ただし、共同司式司祭は自分の場所にとどまり、パテナからキリストのからだを取ることができる。この場合、パテナを、主司式司祭、もしくは一人かまたはそれ以上の共同司式司祭が、共同司式司祭に順次に持って行くか、あるいは次の者に渡して、最後の者まで回す

ようにする。

243[=198] それから主司式司祭はそのミサで聖別されたパンを取り、それをパテナの上あるいはカリスの上に添えて奉持し、会衆に向かって「神の小羊の食卓に招かれた者は幸い」と言う。続いて、共同司式司祭および会衆とともに「主よ、あなたは神の子キリスト…」を唱える。

244[=199] それから主司式司祭は祭壇に向き、「キリストのからだは永遠のいのちの糧になりますように」と沈黙のうちに祈る。そしてキリストのからだをうやうやしく拝領する。共同司式司祭も同様に自分で拝領する。助祭は、その後で、主司式司祭から主のからだと血を受ける。

245[=200] 御血は、直接カリスから飲むか、あるいはパンを御血に浸すか、あるいは管を用いるか、あるいはさじを用いて拝領することができる。

246[=201] 直接カリスから飲む場合、次の方法のうち、いずれかを用いることができる。

a) 主司式司祭は祭壇の中央に立ってカリスを取って、「キリストの血が永遠のいのちの糧になりますように」と沈黙のうちに祈る。そして御血を少し拝領し、カリスを助祭か、あるいは共同司式司祭に渡す。それから、信者に聖体を授与する(160-162 参照) […]。

共同司式司祭は一人ずつ、またはカリスを二つ使う場合は、二人ずつ祭壇に近づき、ひざまずき、拝領し、カリスの縁をふいてから席に戻る。 […]

b) 主司式司祭は、通常どおり、祭壇の中央に立って御血を拝領する。

共同司式司祭は、自分の場所において御血を拝領することができる。カリスは、助祭、または一人の共同司式司祭が持って差し出すか、もしくは順次、手渡すかする。飲む人、またはカリスを渡す人がつねにカリスをふく。拝領がすんだ者は各自、席に戻る。

[=202, 203] […]

247[=204] 助祭は残っている御血をすべて祭壇でうやうやしく拝領する。必要なら幾人かの共同司式司祭が助ける。それからカリスを祭器卓に移す。そこで、助祭あるいは正式に選任された祭壇奉仕者がカリスをすすいでからふいて、 […]かたづける(183 参照)。

248[=205] 共同司式司祭の拝領はまた、次のように行うこともできる。すなわち、各自、祭壇のもとで主のからだを拝領し、その後すぐに御血を拝領する。

この場合、主司式司祭は、通常の方法で(158 参照)両形態で拝領をする。ただし、それぞれの場合に選んだ御血の拝領の方法を守る。他の共同司式司祭はこれに続く。

主司式司祭が拝領をすませると、カリスは祭壇の脇の別のコルポラーレの上に置かれる。共同司式司祭は一人ずつ順番に祭壇の中央に近づき、ひざまずき、主のからだを拝領する。それから、祭壇の脇に行き、御血の拝領のために選ばれた儀式に従って、前述のように主の血を拝領する。

前述と同じように、助祭の拝領とカリスのすすぎが行われる。

249[=206] 共同司式司祭の拝領が、パンを御血に浸して行われる場合、主司式司祭は、通常どおり主のからだと血を拝領する。ただし、カリスには、共同司式司祭の拝領のために、十分に御血が残るように気をつける。それから、助祭、あるいは一人の共同司式司祭がカリスを祭壇の中央か、もしくは祭壇の脇の別のコルポラーレの上に、パンの小片をのせたパテナとともに置く。

共同司式司祭は、一人ずつ順番に祭壇に近づき、ひざまずき、そしてパンの小片を取り、それを少しカリスに浸す。それから、**プリフィカトリウム**を口の下に添えて、浸した小片を拝領する。その後、ミサの初めのときのように自席に戻る。

助祭もパンを御血に浸して拝領する。共同司式司祭の一人が、「キリストのからだと血」と唱えると、助祭は「アーメン」と答える。助祭は、祭壇で、残った御血を全部拝領する。**必要なら幾人かの共同司式司祭が助け、カリスを祭器卓に移す。**そこで、助祭あるいは**正式に選任された祭壇奉仕者がカリスをすすいでからふいて、[…]**かたづける。

閉祭

250[=207] その他、ミサの終わりまでのことがらは、通常どおり**(166-168 参照)**主司式司祭が行う。共同司式司祭は自席にとどまる。

251[=208] 共同司式司祭は、祭壇を立ち去る前に、祭壇に**深く礼をする**。主司式司祭は通常どおり接吻をもって**助祭とともに祭壇に表敬する**。

Ⅲ ただ一人の奉仕者が参加するミサ

252[=209, 210] ただ一人の奉仕者が司祭を助け、司祭に答えて行われるミサでは、会衆の参加するミサの儀式**(120-169 参照)**に従い、会衆の唱える部分を適宜、奉仕者が唱える。

253 ただし、奉仕者が助祭の場合、助祭は自分に固有の役割を果たし**(171-186 参照)**、さらに他の部分、すなわち会衆の部分も担当する。

254[=211] 奉仕者あるいは少なくとも幾人かの信者がいない祭儀は、正当な理にかなう理由がないかぎり行わないものとする。このような祭儀の場合、あいさつと**勧めのことば**とミサの終わりの祝福は省かれる。

255[=212] 必要な祭器はミサの前に、祭器卓、または祭壇上の**右側**に準備する。[…]

閉祭

256[=214] 司祭は祭壇に近づき、奉仕者とともに**深く礼をし**、接吻をもって祭壇に表敬し、席に向かう。ふさわしいなら、司祭は祭壇のもとにとどまることができる。その場合、そこにミサ典礼書を準備する。続いて、奉仕者または司祭が入祭唱を唱える。

257[=213] それから、司祭は立ったまま、奉仕者とともに「父と子と聖霊の…」を唱えながら十字架のしるしをする。司祭は奉仕者のほうを向き、所定のことばの中から一つを選んであいさつする。

258[=215] それから回心の祈りを唱え、典礼注記に従って、あわれみの賛歌と栄光の賛歌を唱える。

259[=216] 続いて、手を合わせて、「祈りましょう」と言い、適当な間を置いてから、手を広げて集会祈願を唱える。終わりに奉仕者は「アーメン」と応唱する。

ことばの典礼

260 朗読は、できるかぎり朗読台または書見台から行うようにする。

261[=217] 集会祈願を唱え終わると、奉仕者[...]が、第1朗読および詩編を読む。それから、唱えるべき場合には、第2朗読およびアレルヤ唱の唱句、またはそれに代わる他の歌を読む。

262[=218] 続いて、司祭は[...]深く礼をし、「主の福音をふさわしく…」を祈り、その後、福音を読む。終わりに、司祭は「キリストに賛美」と言い、奉仕者は「キリストに賛美」と答える。次に司祭は「神のことばによって…」と沈黙のうちに祈りながら、福音書に接吻して表敬する。 [...]

263[=219] その後、司祭は典礼注記に従って、奉仕者とともに信条を唱える。

264[=220] 続いて共同祈願があるが、このミサにおいても唱えることができる。司祭が祈りに招き、祈りを結び、奉仕者が意向を唱える。

感謝の典礼

[=221-224] [...]

265 感謝の典礼では、以下のことを除いて、すべてのことは会衆が参加するミサのときのように行われる。

266[=225] 主の祈りに続く副文の終わりの応唱が終わると、司祭は「主イエス・キリスト、あなたは…」の祈りを唱え、それから、「主の平和がいつも皆さんとともに」と唱え、奉仕者が「また司祭とともに」と答える。適当な場合には、司祭は奉仕者に平和のあいさつをする。

267[=226] それから、奉仕者とともに平和の賛歌を唱えながら、司祭はパテナの上でパンを割る。平和の賛歌が終わると、「今ここに一つとなる…」を沈黙のうちに祈りながら、

パンの小片をカリスに入れる。

268[=227] その後、司祭は、「神の子、主イエス・キリスト…」または「主イエス・キリスト…」を沈黙のうちに祈る。それから、ひざまずき、パンを取り、奉仕者が拝領する場合は奉仕者に向かい、**パテナもしくはカリス**を添えてパンを奉持し、「神の小羊の食卓に招かれた者は幸い」と言い、奉仕者とともに、「主よ、あなたは神の子キリスト…」を一度唱える。それから、祭壇のほうに向いてキリストのからだを拝領する。奉仕者が拝領しない場合、ひざまずいてから、司祭はパンを取り、祭壇のほうに向いて「主よ、あなたは神の子キリスト…」と「**キリストのからだは永遠の…**」を沈黙のうちに祈ってキリストのからだを拝領する。それから、カリスを取り、「**キリストの血が…**」を沈黙のうちに唱えて**御血を拝領する**。

269[=228] 奉仕者に聖体を授与する前に、**奉仕者または司祭自身**が拝領唱を唱える。

270[=229] 司祭は祭器卓あるいは祭壇でカリスをすすぐ。カリスを祭壇ですすぐ場合は、奉仕者が祭器卓へ運ぶこともできるし、**祭壇上の脇に移す**こともできる。

271[=230] カリスのすすぎが終わると、司祭はしばらくの間、沈黙のうちに祈ることが望ましい。その後、拝領祈願を唱える。

閉祭

272[=231] 閉祭は、会衆の参加するミサと同様に行われる。ただし、「感謝の祭儀を終わります…」は省く。**司祭は通常どおり接吻をもって祭壇に表敬し、奉仕者とともに深く礼をしてそこを離れる**。

IV すべての形式のミサのための一般的基準

祭壇と**朗読福音書**に対する表敬

273[=232] […]伝統的習慣に従って、祭壇および**朗読福音書**に対する表敬は、接吻によって行われる。しかし、このようなしるしが、ある地方の伝統や慣習にかなっていない場合には、**使徒座の同意を得て**、その代わりに用いるしるしを定めることは司教協議会の権限である。

跪拝と礼

274[=233] 右ひざを曲げて地面につけるひざまずく表敬は**崇敬**を意味している。それゆえ、聖体に対して、また主の受難の金曜日の典礼における**荘厳な崇敬**から復活徹夜祭の始まるまでの間に**聖なる十字架**に対して、このひざまずく表敬が守られる。

ミサの中ではひざまずく表敬が**主司式司祭**によって3回行われる。すなわち、パンを示

した後、カリスを示した後、および拝領前である。共同司式ミサで留意すべき特別なことからはそれぞれの箇所述べてられている(210-251 参照)。

聖体を安置した聖ひつが内陣にある場合には、司祭と助祭、および他の奉仕者は祭壇に近づくときと祭壇から離れるときにひざまずく。ただし、ミサの祭儀そのものが行われている間は除く。

そのほかの場合、聖体の前を通り過ぎるすべての者は、行列の形で進む場合を除いてひざまずく。

行列用十字架あるいはろうそくを運ぶ奉仕者は、ひざまずく代わりに礼をする。

275[=234] 礼は、人あるいはその人が示す物に対して敬意と栄誉が与えられることを意味している。礼には二種類ある。すなわち、頭を下げるだけの一礼と深く頭を下げる礼である。

a) 前者は、父と子と聖霊の名が同時に唱えられるとき、またイエス、おとめマリア、および、そのミサで祝う聖人の名前に対して行う。

b) 後者、すなわち深い礼は次の場合に行う。[...]祭壇に対して、また「主の福音をふさわしく…」と「神よ、悔い改めるわたしたちを…」の祈りのとき、ニケア・コンスタンチノーブル信条の中の「御からだを受け…」のことばのとき、ローマ典文において「全能の神よ、つつしんで…」のことばを唱えるときに行う。同じ礼は、助祭が、福音を告げ知らせる前に祝福を願うときに行う。なお、司祭は、聖別にあたって主のことばを唱えるとき、少し頭を下げる。

献香

276[=235] 献香は、聖書で示されているように(詩編 141・2、黙示録 8・3 参照)敬意と祈りを表すものである。

香は、どの形式のミサにおいても、任意に用いることができる。すなわち、

a) 入堂の行列の間、

b) ミサの初めに十字架と祭壇に献香するため、

c) 福音の行列と朗読のとき、

d) パンとカリスを祭壇上に置いた後、供えもの、十字架と祭壇、司祭、および会衆に献香するため、

e) 聖別後にパンとカリスを示すとき。

277[=236] 司祭は香炉に香を入れるとき、沈黙のうちに十字架のしるしをもってこれを祝福する。

祭壇とミサの奉獻のためのささげものに献香する場合を除いて、献香の前と後に、献香される人あるいは物に対して深く礼をする。

以下に対しては香炉を3回振って献香する。すなわち、聖体、表敬のために公開された聖なる十字架の遺物と主の像、ミサの奉獻のためのささげもの、祭壇十字架、朗読福音書、復活のろうそく、司祭と会衆。

表敬のために公開された聖人の遺物と像に対しては、香炉を2回振って献香する。ただし、祭壇が献香された後は祭儀の初めに一度だけ献香する。

祭壇は香炉を1回振って次のように献香される。

a) 祭壇が壁から離れている場合、司祭は祭壇を回りながら献香する。

b) 祭壇が壁から離れていない場合、司祭は祭壇の前を通りながら、まず祭壇の右側に、次に[...]左側に献香する。

十字架が祭壇上または祭壇の近くにある場合は、祭壇に献香する前に十字架に献香する。そのほかの場合は、司祭がその前を通るときに十字架に献香する。

ささげものは、司祭が十字架と祭壇に献香する前に香炉を3回振って献香するか、あるいはささげものの上に香炉で十字架のしるしを作って献香する。

すすぎ

278[=237] パンのかけらが指に付着しているときは、とくにパンを割った後、あるいは信者の拝領の後、司祭はパテナの上で指をぬぐうか、または必要に応じて洗う。同様に、パンのかけらがパテナの外にあるならば、それを集める。

279[=238] 祭器は、司祭あるいは助祭、または選任された祭壇奉仕者が、拝領後またはミサの後、できるかぎり祭器卓でこれをすすぐ。カリスのすすぎは水、またはぶどう酒と水で行われ、すすぎを行った者がこれを飲む。パテナは、通常どおりプリフィカトリウムでふく。

拝領のときに授与した後に御血が残った場合、すぐにすべてを祭壇で拝領するよう留意しなければならない。

280[=239] パンまたはその小片が散らばった場合、うやうやしく取り上げる。御血をこぼした場合、落ちた場所を水で洗う。この水は後で、祭具室(香部屋)に設置されたサクラリウムに流す。

両形態による拝領

281[=240] しるしの観点からすれば、両形態のもとになされる拝領は、より充実した形式を備えている。この形式においては、感謝の会食のしるしがより完全に現れ、新しい永遠の契約を主の血によってあかしする神の意志がより明確に表示され、さらに、感謝の会食と父の国における終末の会食との関連がより明確に現れる¹⁰⁵⁾。

282[=241] 司牧者は、儀式に参加するかまたは出席する信者に、拝領の形式に関するカトリックの教義を、トリエント公会議に従って、できるかぎり適当な方法で思い起こさせるよう配慮するものとする。とくに、たとえいずれかの形態のもとにおいてであっても、欠けるところのないキリストのすべてと、真の秘跡とが拝領されるということがカトリックの信仰によって教えられているということ、またそれゆえに、秘跡の効果に関して

105) 教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』32(*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 558) 参照。

も、ただ一つの形態のみを受ける者が、救いに必要な恩恵を何ら失わないということ、キリスト信者に注意すべきである¹⁰⁶⁾。

さらに、教会が諸秘跡の授与に関して権能をもっており、諸秘跡の実体を除いて、事と時と場所の違いに応じて、諸秘跡の崇敬と拝領者の利益のために、より望ましいと判断されることを定めたり、変更したりする権能をもっていることを教えるようにする¹⁰⁷⁾。しかし同時に、信者が、感謝の会食のしるしがより完全に現れる聖なる儀式に参加することを熱心に望むように教えるようにする。

283[=242] 両形態による拝領は、儀式書で示されている場合のほかに、以下の者に許される。

- a) ミサを司式あるいは共同司式することができない司祭。
- b) 助祭、およびミサで何らかの役割を果たす他の人。
- c) 修道院ミサ、または「共同体」のミサと呼ばれるミサにおける共同体の会員、神学生、黙想会に参加しているすべての人、あるいは霊的もしくは司牧的集いに参加するすべての人。

教区司教は自教区のために、両形態による拝領に関する規則を定めることができる。それは、修道会の教会堂でも小さな集会においても守られるべきものである。また、信者がよく養成され、聖体に対する汚聖の危険がまったくない場合、あるいは参加者が多数であることや別の理由によって式が混乱することが避けられる場合に、固有の牧者として共同体をゆだねられた司祭がふさわしいと判断したときはいつでも、両形態による拝領を許可する権限が教区司教には与えられている。

しかしながら、信者に両形態で聖体を授与する方法について、またその機会の増大については、使徒座による承認を得て、司教協議会が基準を発表することができる。

284 両形態による拝領が行われる場合、

a) 通常は助祭がカリスの奉仕をする。助祭がない場合は、司祭がそれを行うか、あるいは、正式に選任された祭壇奉仕者もしくは聖体授与のための他の聖体奉仕者が行う。あるいは、必要な場合はカリスの奉仕のためにこの務めをゆだねられた信者も行うことができる。

b) キリストの御血が残った場合は、祭壇で、司祭あるいは助祭、あるいは正式に選任された祭壇奉仕者が拝領する。この祭壇奉仕者はカリスの奉仕をし、祭器を通常の方法ですすいでふき、かたづける。

パンの形態だけの拝領を望む信者がいる場合、望むとおりに聖体が与えられるべきである。

285[=243] 両形態による聖体の授与のためには次のものを準備する。

- a) カリスからの拝領を直接カリスから飲んで行う場合、十分な大きさのある一つのカ

106) トリエント公会議第 21 会期『聖体拝領についての教令（1562 年 7 月 16 日）』第 1 章-第 3 章（*Decretum de communione eucharistica*: DS 1725-1729）参照。

107) 同第 2 章（DS 1728）参照。

リス、あるいは複数のカリスを準備する。ただし、祭儀の結びに、飲まなければならない御血が必要以上に多く残らないようにつねに心がける。

b) [...]パンを御血に浸して拝領する場合、パンがあまり薄すぎたり、小さすぎたりしないよう、また御血に浸したパンを支障なく授けることができるよう、ふつうのものよりやや厚めのものであるよう注意しなければならない。

286[=244 ニ] 御血の拝領をカリスから飲んで行う場合、拝領者はキリストのからだを受けた後、カリスの奉仕者の前に行って立つ。奉仕者は「キリストの血」と唱え、拝領者は「アーメン」と答える。奉仕者はカリス[...]を拝領者に差し出し、拝領者は、[...]自分の手でカリスを口にもっていく。拝領者は[...]カリスから少量を拝領し、カリスを奉仕者に返してから戻る。その後、奉仕者はカリスの縁をプリフィカトリウムでぬぐう。

287[=246 ロ] カリスからの拝領が御血にパンを浸して行われる場合、拝領者はパンの小片を入れた容器を持つ司祭に近づき、口の下に拝領用の受け皿を添える。司祭の脇にはカリスを持つ奉仕者が立つ。司祭はパンを取り、その一部をカリスに浸し、それを示しながら、「キリストのからだと血」と言う。拝領者は「アーメン」と答えて、司祭から秘跡を口に受けた後、戻る。

第5章 感謝の祭儀をささげるための教会堂の配置と装飾

I 一般原則

288[=253] 感謝の祭儀をささげるために、神の民は教会堂に集まる。教会堂がないか十分な広さがない場合、この偉大な神秘にふさわしい場所に集まる。それゆえ、教会堂あるいはそれに代わる場所は、祭儀を行うため、また、信者の行動的参加を得るために適したものでなければならない。さらに、聖堂および礼拝に関連する事物は、真にふさわしく、美しく、天上のことがらのしるしであり、シンボルとならなければならない¹⁰⁸⁾。

289[=254] したがって教会は、つねに諸芸術の**尊い助け**を探し求め、あらゆる民族と地方の芸術の意義を認める¹⁰⁹⁾。そればかりではなく、芸術作品と過去幾世紀にわたって伝えられたその宝庫を保存するように努め¹¹⁰⁾、必要のあるかぎり新しい要求にこたえ、各時代の性格に調和する新しいものを生み出すことをめざしている¹¹¹⁾。

それゆえ、芸術家を任命したり教会堂に容認できる芸術作品を選択する場合、芸術的に真に優れたもので信仰と信心を養い、真の意味と目的にかなうものを求めなければならない¹¹²⁾。

290[=255] すべての教会堂は[...]奉献されるか、少なくとも祝福されなければならない。ただし、司教座聖堂と小教区聖堂は**荘厳な式によって**奉献されなければならない。[...]

291[=256] 聖堂を正しく建設し、改築し、内部を配置するにあたっては、関係者はすべて、典礼と教会芸術に関する教区委員会にはかるものとする。教区司教は、この件に関する基準の設定、もしくは新しい聖堂の設計の認可、もしくは重要な問題の判断に際して、同委員会の意見と協力を得るものとする¹¹³⁾。

292[=279] 教会堂の装飾は、華美なものよりむしろ品位ある簡素さを尊ぶべきである。

108) 第2バチカン公会議『典礼憲章』122-124、同『司祭の役務と生活に関する教令』5、教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』90(*Inter Oecumenici*: AAS 56 [1964] 897)、同『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』24 (*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 554)、教会法第932条第1項参照。

109) 第2バチカン公会議『典礼憲章』123参照。

110) 教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』24 (*Eucharisticum mysterium*: AAS 59 [1967] 554) 参照。

111) 第2バチカン公会議『典礼憲章』123、129、教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』13c (*Inter Oecumenici*: AAS 56 [1964] 880) 参照。

112) 第2バチカン公会議『典礼憲章』123参照。

113) 第2バチカン公会議『典礼憲章』126、教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』91 (*Inter Oecumenici*: AAS 56 [1964] 898) 参照。

飾りに属するものを選ぶにあたっては、ものごとの真実さに心を配り、信者の教育効果と聖堂全体の品位をめざすべきである。

293[=280] 教会堂とその付属品の適当な配置にあたっては、現代の必要にこたえるものであるよう注意する。典礼行為に直接関係するものに注意を払うだけでなく、**人々が集まる場所に通常用意されるものや、信者の便宜も考えなければならない。**

294[=257] ミサに集まる神の民は、密接に結びついた位階的な秩序をもっており、それは種々の役務と種々の行為によって祭儀の各部分において表現される。それゆえ、聖堂の一般的な配置は、集会の姿をいくらか表しているもので、諸事万端をふさわしく組織することを可能にし、さらに、各自が役割を正しく果たすことを助けるものであることが必要である。

信者および聖歌隊は、その行動的参加をたやすくする場所を占める¹¹⁴⁾。

司式司祭と助祭、および他の奉仕者は、内陣に場所を占める。同じように、共同司式司祭の席が準備される。共同司式司祭の数が多い場合、教会堂の他の場所で祭壇に近いところに席を設ける。

これらすべては、位階的配置と種々の役割を表現するものでなければならないとはいえ、聖なる民全体の一致がはっきり現れるように、内的に、そして密接に結びついた一致を形成しなければならない。場所とすべての備品の性質と美しさによって信仰が養われ、祝われる諸神秘の聖性が示されるようにする。

II 聖なる集会のための内陣の配置

295[=258, 257] 内陣とは、祭壇が据えられ、神のことばが告げられ、司祭と助祭および他の奉仕者がその務めを果たす場所である。内陣は、少し高くするか、もしくは特別な構造と装飾によって、聖堂内一般(信者席)と適当に区別されるようにする。その広さは、**感謝の祭儀**を支障なく行うことができ、**それが見えるような程度にする**¹¹⁵⁾。

祭壇とその装飾

296[=259] 祭壇は、十字架のいけにえが秘跡的なしるしのもとに現在のものとなる場所であるとともに、またミサにおいて、それにあずかるよう神の民がともに招かれている主の食卓でもあり、感謝の祭儀によって実現される感謝の行為の中心である。

297[=260] 感謝の祭儀は、聖堂においては、[...]祭壇で行われるべきである。聖堂以外の場所においては、[...]適当な机の上でも行うことができる。ただし、必ず食卓布とコルポラーレ、**十字架とろうそく**を備えなければならない。

114) 教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』97-98 (*Inter Oecumenici*: AAS 56 [1964] 899) 参照

115) 同 91 (AAS 56 [1964] 898) 参照。

298[=261] すべての教会堂には固定祭壇を置くことが望ましい。それが生きた石(一ペトロ 2・4。エフェソ 2・20 参照)であるキリスト・イエスを、いっそうはっきりと、たえず表すからである。しかし、他の場所には、聖なる祭儀をささげるために、可動祭壇を置くことができる。

固定祭壇とは、床に固定され、動かすことができないように建造されている祭壇をいう。可動祭壇とは、移動することができるものをいう。

299[=262] 祭壇は、容易に周りを回ることができるよう、また会衆に対面して祭儀を行うことができるよう、壁から離して建造する。可能などころではどこでもそうすることが望ましい。またその位置は、全会衆の注意がおのずから集まる真に中心となる場所であるようにする¹¹⁶⁾。[…]祭壇は通常、固定され奉献される。

300[=265] 固定祭壇であれ可動祭壇であれ、**司教典礼書**に記載されている儀式に従って奉献される。ただし、可動祭壇は祝福するだけでもよい。

301[=263] 教会の伝統的習慣、およびそれが表す意味から、固定祭壇の平板は石製とし、自然石を用いるものとする。ただし、司教協議会の判断によって、堅固で精巧に作られた他のふさわしい材料を用いることができる。祭壇の脚、もしくは平板を支えるための台は、ふさわしく、堅固なものであるかぎり、どのような材料で造ることもできる。

[=264] 可動祭壇は、品位があり堅固な、そして各地方の伝統と習慣から、典礼的使用にふさわしいどのような材料によっても造ることができる。

302[=266] 殉教者のものにかぎらず、奉献する祭壇の下に聖人の遺物を安置する習慣は守るものとする。ただし、このような遺物は、その真実性が確証されたものであるよう注意する。

303[=267] 新築の教会堂では、信者の集会の中に、唯一のキリストと教会の唯一の感謝の祭儀を示すただ一つの祭壇が造られることが望ましい。

しかし、すでに建てられた教会堂で、古い祭壇が人々の参加を困難にするような場所に造られている場合、あるいはその芸術的価値を損なわずに移動することができない場合、固定されたもう一つの祭壇が造られる。これは芸術性をもつものであり、儀式をもって奉献される。聖なる祭儀はこの祭壇の上でのみ執り行われるべきである。信者の注意が新しい祭壇から離れて行かないようにするため、古い祭壇は特別な方法で飾られるべきではない。

304[=268] 主の記念祭儀に対する尊敬、ならびに、主のからだと血が供される会食に対する尊敬を表すために、**ミサが執り行われる**祭壇上には少なくとも一枚の**白い色**の食卓布を敷く。その形、大きさ、およびそれにほどこされる装飾は、祭壇そのものの構造に調和

116) 同参照。

させる。

305 祭壇の装飾に関しては節度を守らねばならない。

待降節には、この季節の特徴にふさわしい節度をもって、祭壇を花で飾ることができる。ただし、主の誕生の満ちあふれる喜びを先取りしないようにする。四旬節には、祭壇を花で飾ることは禁じられる。ただし、四旬節第4主日(レターレの主日)と祭日と祝日は例外である。

花による装飾はつねに節度を守らねばならない。そして、祭壇の上面に置くよりも、むしろ祭壇の周りに置くようにする。

306 祭壇の上面には、ミサの祭儀に必要なものだけを置くことができる。すなわち、祭儀の初めから福音を告げるときまでの間は朗読福音書を置く。供えものの奉納から祭器のすすぎまでは、カリスとパテナ、必要であればピクシス、ならびにコルポラーレ、プリフィカトリウム、パラ、ミサ典礼書を置く。

さらに、司祭の声を拡声するために必要となるものが、特別な方法で配置される。

307[=269] ろうそく台は、崇敬と祝いの喜びを表すために、すべての典礼行為の際に必要であるが(117 参照)、それは、祭壇および内陣周辺の構造を考慮して、全体の配置が適当なものとなるように、祭壇上、もしくは祭壇の近くに置くものとする。なおそれは、信者が祭壇上で行われること、あるいは祭壇上に置かれるものを容易に見ることを妨げないようにする。

308[=270] 祭壇上、または祭壇の近くに、キリストの姿のついた十字架を置き、会衆からよく見えるようにする。こうした十字架は、信者の心に救いをもたらす主の受難を思い起こさせるので、典礼祭儀以外のときにも祭壇の近くに置いたままにしておくことが望ましい。

朗読台

309[=272] 神のことばはその尊厳のゆえに、教会堂の中にふさわしい場を設け、そこから告げ知らせるものとする。それは、ことばの典礼の間、信者の注意が自然に向けられる場所でなければならない¹¹⁷⁾。

一般的には、この場所は、動かすことのできる簡単な書見台ではなく、固定された朗読台であることが適当である。朗読台は、それぞれの教会堂の構造に応じて、叙階された奉仕者と朗読者が信者からよく見え、ことばがよく聞きとれるように配置しなければならない。

朗読台からのみ聖書朗読が行われ、答唱詩編および復活賛歌が唱えられる。さらに、説教を行い、共同祈願の意向を唱えることができる。朗読台の品格ゆえに、ことばの奉仕者のみが近づくよう求められる。

117) 教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』92(Inter Oecumenici: AAS 56 [1964] 899) 参照。

新しい朗読台は、典礼で使用することが決められる前に、ローマ儀式書に記載された儀式に従って祝福されることが望ましい¹¹⁸⁾。

司式司祭および他の人々の席

310[=271] 司式司祭の席は、集会をつかさどる役割と、祈りを指導する役割とを表さなければならない。したがって、その位置は、内陣の奥に会衆に対面して設けられることがきわめて適当である。ただし、聖堂の構造、あるいはその他の状況によって、それが妨げられる場合はこのかぎりではない。たとえば、離れすぎていて司祭と集まった会衆との間の対話が困難となるような場合、あるいは聖ひつが祭壇後方の中央に置かれている場合である。司教高座の形式はいっさい避けるべきである¹¹⁹⁾。席は典礼で使用することが決められる前に、ローマ儀式書に記載された儀式に従って祝福されることが望ましい¹²⁰⁾。

同じように、共同司式をする司祭のための席、ならびにヴェスティス・コラーリスを着用して祭儀に参加するが共同司式はしない司祭のための席も設けられる。

助祭の席は司式者の近くに置かれる。他の奉仕者のための席は、教役者の席と明確に区別され、自分にゆだねられた務めを容易に果たすことができるように置くものとする¹²¹⁾。

Ⅲ 教会堂内の配置

信者席

311[=273] 信者席は、信者が目と心をもって聖なる祭儀にふさわしく参加することができるよう、十分な配慮のもとに配置されなければならない。習慣どおり、信者用の椅子、すなわち席が置かれることが望ましい。ただし、席を特定の個人のために保留する習慣は認められない¹²²⁾。席、すなわち椅子は、とくに新築の教会堂では、信者が祭儀の種々の部において求められる動作を容易に行うことができ、拝領に近づくのに差し支えないように配置する。

なお、信者が、司祭および助祭と朗読者を見ることができるばかりでなく、現代の機械設備を用いて、司祭および他の奉仕者の声をよく聞きとることができるように配慮しなければならない。

歌隊席と[...]楽器の場所

312[=274] 聖歌隊は、その本来の性格、すなわち、それが信者会衆の一部分であり、特別の役割を果たすものであることをはっきりと示すとともに、その務めを容易に果たすこ

118) ローマ儀式書『祝福集(規範版 1984年)』(*De Benedictionibus*)の「新しい朗読台の祝福」900-918 参照。

119) 教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』92 (*Inter Oecumenici: AAS 56* [1964] 898) 参照。

120) ローマ儀式書『祝福集(規範版 1984年)』(*De Benedictionibus*)の「新しい司教座もしくは司式者席の祝福」880-899 参照。

121) 教皇庁礼部聖省『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』92 (*Inter Oecumenici: AAS 56* [1964] 898) 参照。

122) 第2パチカン公会議『典礼憲章』32 参照。

とができるように、それぞれの教会堂の配置を考慮してその位置を定めなければならない。なお、その位置は、聖歌隊員の各自にとって、ミサへの完全な[……]秘跡的参加が**適宜**にできる場所でなければならない¹²³⁾。

313[=275] オルガンおよび合法的に認められた楽器は、聖歌隊が歌うときにも会衆が歌うときにも伴奏しうるよう、また、楽器だけが演奏される場合には全会衆が聞くことができるよう、適当な場所に置くものとする。オルガンは、**典礼における使用が決められる前に、ローマ儀式書に記載された儀式に従って祝福されることが望ましい**¹²⁴⁾。

待降節には、この季節の特徴にふさわしい節度をもって、オルガンと他の楽器を用いることができる。ただし、主の誕生の満ちあふれる喜びを先取りしないようにする。

四旬節には、オルガンと他の楽器の演奏は、歌を支えるためだけに許される。ただし、四旬節第4主日(レターレの主日)と祭日と祝日は例外である。

聖体を保存する場所

314[=276] それぞれの教会堂の構造に応じて、また土地の合法的な習慣に従って、聖体は、教会堂内の、品位があり、**重要で、見通しがきき、美しく飾られ、祈りにふさわしい**場所にある**聖ひつ**に保存するものとする¹²⁵⁾。

[=277] 通常、聖ひつはただ一つだけ置かれる。聖ひつは固定され、堅固で不可侵な材質で造られ、不透明で、汚聖の危険が最大限遠ざけられるよう閉じられていなければならない¹²⁶⁾。さらに、典礼における使用が決められる前に、ローマ儀式書に記載された儀式に従って祝福されることが望ましい¹²⁷⁾。

315 中に聖体を保存している**聖ひつ**をミサが執り行われる祭壇に置かないようにすることは、しるしとしての意味とよく調和する¹²⁸⁾。

さらに、教区司教の判断に基づいて、**聖ひつ**は以下のところに置くようにする。

a) 内陣内。この場合、祭儀を行う祭壇から離れたところに、よりふさわしい形と場所を選ぶ。ただし、もはや祭儀のために使用されない古い祭壇の上を妨げるものではない

123) 教皇庁礼部聖省『典礼音楽に関する指針(1967年3月5日)』23(*Musicam sacram: AAS* 59 [1967] 307) 参照。

124) ローマ儀式書『祝福集(規範版1984年)』(*De Benedictionibus*) の「オルガンの祝福」1052-1067 参照。

125) 教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』54 (*Eucharisticum mysterium: AAS* 59 [1967] 568)、同『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』95 (*Inter Oecumenici: AAS* 56 [1964] 898) 参照。

126) 教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』52 (*Eucharisticum mysterium: AAS* 59 [1967] 568)、同『典礼憲章実施のための一般指針(1964年9月26日)』95 (*Inter Oecumenici: AAS* 56 [1964] 898)、教皇庁秘跡聖省指針『ヌッロ・ウムクアム・テンポレ(1938年5月28日)』4 (*Nullumquam tempore: AAS* 30 [1938] 199-200)、ローマ儀式書『ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝(規範版1973年)』10-11 (*De sacra Communionem et de cultu mysterii eucharistici extra Missam*)、教会法第938条第3項参照。

127) ローマ儀式書『祝福集(規範版1984年)』(*De Benedictionibus*) の「新しい聖ひつの祝福」919-929 参照。

128) 教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針(1967年5月25日)』55 (*Eucharisticum mysterium: AAS* 59 [1967] 569) 参照。

(303 参照)。

[=276] b) あるいは、他の小聖堂内。この場合、信者の個人的な礼拝と祈りにふさわしく¹²⁹⁾、教会堂と有機的につながった、信者の目にとまる場所にする。

316 受け継がれてきた慣習に基づいて、聖ひつの近くには、油もしくはろうを燃料とした特別なランプがたえずともされなければならない。これによって、キリストの現存が示され、たたえられる¹³⁰⁾。

317 聖体の保存に関して、法の規定に定められた他のすべてのことも無視してはならない¹³¹⁾。

聖像と聖画

318 地上の典礼において、教会は天上の典礼を前もって味わい、これに参加している。この天上の典礼は、旅する教会がめざす聖なる都エルサレムにおいて行われており、そこにはキリストが神の右に座している。また、教会は尊敬をこめて諸聖人を記念し、彼らと何らかのかたちで交わりをもつことを望んでいる¹³²⁾。

[=278] そのため、主キリスト、聖母マリア、および聖人の聖像や聖画を、教会の古くからの伝統に従って、信者の崇敬のために聖堂内に置き¹³³⁾、[...]そこで執り行われる信仰の諸神秘に信者を導くように配置することができる。そのため、その数があまり多くなならないように、その配置が適正な秩序によって行われるように、信者の注意が祭儀そのものからそらされることがないように配慮しなければならない¹³⁴⁾。同一の聖人の聖像や聖画は、通常、二つ以上置かないようにする。一般的に聖像と聖画に関して、教会の装飾と配置は、共同体全体の信仰心、および聖像と聖画の美しさと品位を考慮しなければならない。

129) 同 53 (AAS 59 [1967] 568)、ローマ儀式書『ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝 (規範版 1973 年)』9 (*De sacra Communionem et de cultu mysterii eucharistici extra Missam*)、教会法第 938 条第 2 項、教皇ヨハネ・パウロ 2 世書簡『聖体の秘義と礼拝について (1980 年 2 月 24 日)』3 (*Dominicae Cenaе: AAS 72 [1980] 117-119*) 参照。

130) 教会法第 940 条、教皇庁礼部聖省『聖体祭儀指針 (1967 年 5 月 25 日)』57 (*Eucharisticum mysterium: AAS 59 [1967] 569*) 参照。ローマ儀式書『ミサ以外のときの聖体拝領と聖体礼拝 (規範版 1973 年)』11 (*De sacra Communionem et de cultu mysterii eucharistici extra Missam*) 参照。

131) とくに、教皇庁秘跡聖省指針『ヌッロ・ウムクアム・テンポレ (1938 年 5 月 28)』(*Nullum unquam tempore: AAS 30 [1938] 198-207*)、教会法第 934-944 条参照。

132) 第 2 バチカン公会議『典礼憲章』8 参照。

133) 司教儀式書『教会堂と祭壇の奉献式 (規範版 1977 年)』第 4 章 10 (*Ordo Dedicacionis ecclesiae et altaris*)、ローマ儀式書『祝福集 (規範版 1984 年)』(*De Benedictionibus*) の「聖人像の祝福」984-1031 参照。

134) 第 2 バチカン公会議『典礼憲章』125 参照。

第6章 ミサをささげるために必要なもの

I 感謝の祭儀のためのパンとぶどう酒

319[=281] キリストの模範にならって、教会は主の会食を行うために、パンと、水を入れたぶどう酒をつねに用いてきた。

320[=282] 感謝の祭儀のためのパンは小麦粉のみで作られ、新鮮なものでなければならず、ラテン教会の古来の伝統に従って、種なしパンでなければならない。

321[=283] しるしの観点から、感謝の祭儀で用いられるものは、本当に食物に見えるものでなければならない。それゆえ、感謝の祭儀のパンは、種なしパンで伝統的な形のもも、会衆とともにささげられるミサにおいて、司祭がパンをいくつかの部分に実際に割って、少なくとも幾人かの信者にそれを授与することができるようなものであることが望ましい。ただし、拝領者の数やその他の司牧上の理由によって小さなパンが必要な場合、決してそれを排除するものではない。使徒時代にはパンを割ることが端的に感謝の祭儀をさしていたのであるが、一つのパンにおける全員の一致のしるし、ならびに一つのパンが兄弟たちの間で分けられることによる愛のしるしとしての効果と重要性を、パンを割るという行為によって、はっきりと表現することができるのである。

322[=284] 感謝の祭儀のためのぶどう酒は、ぶどうの実から作ったもの(ルカ 22・18 参照)で、天然の純精酒、すなわち他の成分が混入されていないものでなければならない。

323[=285] 感謝の祭儀のためのパンとぶどう酒は、完全な状態で保存されるよう細心の注意を払わなければならない。すなわち、ぶどう酒が酢になったり、パンが悪くなったり、容易に割ることができないほど固くなったりしないように配慮しなければならない。

324[=286] 聖別の後、もしくは拝領のときに、ぶどう酒ではなく水を注いだことに気がついたならば、司祭は水を他の容器に移し、ぶどう酒と水をカリスに注ぎ、カリスの聖別に関する制定のことばを唱えてこれを聖別する。再びパンを聖別する必要はない。

II 備品一般

325[=287] 教会堂の建設についてと同様に、教会の備品全般についても、備品そのものの用途によく合っているかぎり、教会は各地方の芸術の様式を認め、各民族の才能と伝統

に適合した適応を受け入れる¹³⁵⁾。

この点に関しても、真の芸術にそなわっている、あの品位ある簡素さということが熱心に配慮されなければならない。

326[=288] 教会の備品のための材料の選定にあたっては、従来用いられてきたものに加えて、現代の感覚から品位あると考えられるもの、長もちするもの、そして教会における使用によく適合しているものであれば認められる。このことに関しては、各地の司教協議会が判断するものとする**(390 参照)**。

III 祭器

327[=289] ミサの執行に必要なものの中で、とくに大事な祭器としてカリスとパテナがある。これを用いて、ぶどう酒とパンが奉納、聖別され、拝領されるからである。

328[=294] 祭器は、高貴な材料で作らなければならない。金属製の祭器は、さびを生じるものであれば、あるいは材質としては金に劣るものであれば、内側全面を金めつきしなければならない。

329[=290, 292] 祭器は、聖なる用途にふさわしいものであるかぎり、**司教協議会の判断に基づき、使徒座の承認を得て**、堅固で、その土地で一般的に高貴とされている他の材料、たとえば象牙もしくは堅い木材によって作ることもできる。**この場合**、すぐに破損したり、傷ついたりしない材料が**つねに望ましい**。パンを入れるための祭器、たとえばパテナ、ピクシス、テカ、オステンソリウム、その他これに類する祭器はすべて、**これらのことがあてはまる**。

330[=291] 主の御血を入れるためのカリスまたは他の容器は、液体を吸収しないような材料で作られたコップの部分を備えていなければならない。台の部分は堅固な、ふさわしい材料で作ることができる。

331[=293] パンの聖別のためには、**司祭と助祭**のためのパンも、**他の奉仕者と信者**のためのパンも、ともにのせることができる、大きな**一つの**パテナを適宜に用いることがふさわしい。

332[=295] 祭器の形態に関しては、土地の習慣に適合するように、これを作ることは芸術家の仕事である。ただし、それぞれの祭器は、それが用いられる典礼的用途にふさわしいものであり、**日常で使うためのものとは明らかに区別されなければならない**。

135) 第2バチカン公会議『典礼憲章』128 参照。

333[=296] 祭器の祝福[…]に関しては、典礼書に規定されている儀式を守らなければならない¹³⁶⁾。

334 祭器や布を洗った水を流すためのサクラリウムを祭具室(香部屋)に作る習慣は、守られなければならない(280 参照)。

IV 祭服

335[=297] キリストのからだである教会においては、すべての構成員が同じ役割を果たしているのではない。感謝の祭儀における務めのこの多様性は、祭服の違いによって外面的にも表される。したがって、祭服は各奉仕者に固有の役割のしるしでなければならない。なお、祭服は祭儀そのものの気品に寄与するものでもなければならない。司祭と助祭、および信徒の奉仕者が着用する祭服は、典礼における使用が決められる前に、ローマ儀式書に記載された儀式に従って祝福されることがふさわしい¹³⁷⁾。

336[=298] 叙階と選任を受けたあらゆる段階の、すべての奉仕者に共通の祭服はアルバである。アルバがチングルムなしでも体に合うように作られているのでなければ、腰の回りをチングルムでしぼる。アルバが首の回りの平服を[…]覆うのでなければ、アルバを着用する前に首の回りにアミクトゥスを着ける。カズラあるいはダルマチカを着用すべき場合、もしくは規則に従ってカズラまたはダルマチカなしでストラのみを着用する場合には、スータンの上に用いるとしても、アルバをスルプリで代用することができない。

337[=299] ミサ、およびミサと直接結びついている他の儀式の際の司式司祭の本来の服装は、他の注記がないかぎり、アルバとストラの上に着用するカズラ、すなわちプラネタである。

338[=300] 助祭の本来の服装は、ダルマチカであって、アルバとストラの上に着用するものとする。しかし、必要性から、あるいは荘厳さの段階が下位である場合は、ダルマチカを省くことができる。

339[=301] 祭壇奉仕者、朗読奉仕者、および他の信徒の奉仕者は、アルバ、またはそれぞれの地域で司教協議会によって正式に認められている祭服を着用することができる(390 参照)。

136) 司教儀式書『教会堂と祭壇の奉献式(1977年規範版)』(*Ordo Dedicacione ecclesiae et altaris*) 第7章「カリスとパテナの祝福」、ローマ儀式書『祝福集(規範版1984年)』(*De Benedictionibus*) の「典礼用具の祝福」1068-1084 参照。

137) ローマ儀式書『祝福集(規範版1984年)』(*De Benedictionibus*) の「典礼用具の祝福」1070 参照。

340[=302] ストラは、司祭は首の回りから胸の前に下げて用いるが、助祭は左肩から胸の上を斜めに体の右側までのばし、そこで固定する。

341[=303] プルビアーレ、すなわちカッパは、各儀式固有の典札注記に従って、行列あるいは他の儀式の際に、司祭が着用する。

342[=304] 祭服の形に関しては、それぞれの土地の必要性と習慣とに応じるよう、司教協議会は適応を規定し、使徒座に提案することができる¹³⁸⁾。

343[=305] 祭服の制作にあたっては、従来の材料のほかに、その土地固有の天然繊維、さらには、祭儀と人物の品位に適合する人工繊維を用いることができる。このことについては、司教協議会が判断するものとする¹³⁹⁾。

344[=306] 祭服の美と高貴さは、多くの装飾をつけ加えることに求めるのではなく、用いられる材料と形に求めるのがふさわしい。装飾をほどこす場合には、祭儀用にふさわしくないものはこれを避け、聖なる用途を示す図形、絵、象徴をほどこすものとする。

345[=307] 祭服の色の多様性は、祝われる信仰の神秘の特徴や、典札暦年の流れにおいて進展していくキリスト教生活の意味を、外面的にも効果的に表すことを目的としている。

346[=308] 祭服の色に関しては、伝統的な使い方を守るものとする。すなわち、

a) 白色は、復活節と降誕節の「教会の祈り」とミサにおいて用いられる。さらに、受難の日以外の主の**祝祭日**、聖母マリア、天使、殉教者でない聖人の**祝祭日**、諸聖人(11月1日)と洗礼者聖ヨハネの誕生(6月24日)の**祭日**、聖ヨハネ使徒福音記者(12月27日)と聖ペトロの使徒座(2月22日)、および聖パウロの回心(1月25日)の**祝日**に用いられる。

b) 赤色は、受難の主日と聖金曜日、聖霊降臨の主日、主の受難の諸祝日、使徒および福音記者の帰天の日、そして殉教者の諸祝日に用いられる。

c) 緑色は、年間の「教会の祈り」とミサに用いられる。

d) 紫色は、待降節と四旬節に用いられる。なお、死者のための「教会の祈り」とミサにも用いることができる。

e) 黒色は、**習慣のあるところでは**死者のためのミサに用いることができる。

f) ばら色は、**習慣のあるところでは**待降節第3主日(ガウデーテの主日)および四旬節第4主日(レターレの主日)に用いることができる。

[=309] g) 盛大に祝われる日には、その日の色ではなくても、**祝祭にふさわしい祭服**あるいはより高貴な祭服を用いることができる。

しかし、**典札色に関しては**、司教協議会は、国民の必要と性質に適合するように、適応を規定して使徒座に提案することができる。

138) 第2バチカン公会議『典札憲章』128参照。

139) 同参照。

347[=310] 他の儀式を伴うミサは固有の色、または白、あるいは祝祭にふさわしい色で行う。種々の機会のミサはその日の色、または季節固有の色、回心を表す場合には紫色を用いる(たとえば、種々の機会のミサの **31**、**33**、**38**)。信心ミサは、そのミサに適切な色、もしくは、その日またはその季節固有の色をもって行う。

V その他の教会用具

348[=311] ある特別な材料が定められている祭器もしくは祭服のほかに、典礼的使用のため¹⁴⁰⁾、もしくは他の目的のために教会に受け入れられる備品は、品位あるものであって、それぞれの用途にあったものでなければならない。

349 典礼書、とりわけ朗読福音書と朗読聖書は、神のことばを告げるために定められ、そのため特別の尊敬を受けるものであり、典礼行為において天上のものゝ真のしるしであり象徴であるよう、またそれゆゑ品格、装飾、美しさによって特徴づけられるよう、特別な方法で配慮しなければならない。

350 さらに、祭壇と感謝の祭儀に直接に結びつけられたもの、たとえば祭壇十字架や行列で運ばれる十字架などには、細心の注意が払われなければならない。

351[=312] 芸術的にはそれほど重要な値打ちのないものではあっても、芸術の要請を適切に守るよう、また、品位ある簡素さと清潔さをつねに結び合わせるよう熱心に配慮しなければならない。

140) 教会堂内で使用する典礼用具の祝福については、ローマ儀式書『祝福集(規範版 1984年)』(*De Benedictionibus*)の第3部を参照。

第7章 ミサおよび各部の選択

352[=313] 朗読、祈願、聖歌の式文が、できるかぎり参加者の必要と心の準備、および能力によく適合したものであるとき、祭儀の司牧的効果も確かに上がるものである。それについては、以下に記す選択の多様な自由を適当に用いて実績を上げることができる。

したがって司祭は、ミサの式次第を考えるに際しては、自分の**好み**よりはむしろ**神の民の霊的共通善**に心を用いるものとする。さらに、このようなミサの式文の選択は、信者に直接関係のあることについては決して信者を無視することなく、[...]祭儀において役割を果たす他の人々と協調して行わなければならないということを忘れてはならない。

ただし、ミサの種々の部分を選択する多様な自由があるので、助祭、朗読者、詩編唱者、先唱者、解説者、聖歌隊、そして各人が、いわば不意を突かれることがないように、祭儀の前に、自分の分担に関して、どの式文が用いられるかをよく知っているようにする必要がある。調和のとれた式次第と儀式の執行は、感謝の祭儀への参加のために信者の心を整えるのに大いに力があるからである。

I ミサの選択

353[=314] 祭日には、司祭は、ミサがささげられる教会の暦に従わなければならない。

354[=315] 主日、待降節、四旬節、復活節の週日、祝日および義務の記念日には、

a) 会衆の参加するミサの場合、司祭はミサがささげられる教会の暦に従わなければならない。

b) **ただ一人の奉仕者が参加してささげられるミサの場合**、司祭はその教会の暦、もしくは固有の暦を選ぶことができる。

355[=316] 任意の記念日には、

a) 12月17日から24日までの待降節の週日、主の降誕の8日間、および灰の水曜日と聖週間を除く四旬節の週日には、[...]当日のミサが**ささげられる**。一般暦の中で、その日に記入されている記念については、灰の水曜日と聖週間以外は、その集会祈願を唱えることができる。**復活節の週日には、聖人の記念日は正規の方法で祝うことができる。**

b) 12月17日より前の待降節の週日、1月2日からの降誕節の週日、および復活節の週日には、[...]週日のミサ、その記念が行われる聖人、または聖人たちのうちの一人の聖人のミサ、その日の聖人伝に記されている聖人のミサを選ぶことができる。

c) 年間の週日には、[...]週日のミサ、その日に当たる任意の記念のミサ、その日の聖人伝に記されている聖人のミサ、および種々の機会のミサ、または信心ミサを選ぶことができる。

会衆とともにミサをささげる場合、司祭は[...]週日用の朗読聖書にそれぞれの日のため

に定められている朗読を、たびたび、しかも十分な理由なしに省かないよう注意する。なぜなら、教会は、神のことばのより豊かな食卓が信者のために備えられるように望んでいるからである¹⁴¹⁾。

同じ理由によって、死者のためのミサは控えめに行われなければならない。いかなるミサも、死者のためにも生者のためにもささげられるからであり、奉献文の中で死者の記念が行われるからである。

信者が聖母マリア、または聖人の任意の記念日を大切にしている場合には、信者の正当な信仰心を満たすように[...]しなければならない。

一般暦に定められている記念日と、教区もしくは修道会の暦の記念日との間に選択の自由がある場合には、伝統によって、他の点で違いがなければ、特別な記念日を優先的に選ぶものとする。

II ミサの各部の選択

356[=317] ミサの種々の部分の式文を選ぶにあたっては、季節と年間のミサであれ、聖人のミサであれ、次の基準を守らなければならない。

朗読

357[=318] 主日と祭日には三つの朗読、すなわち預言書、使徒書、および福音書が定められている。これらの朗読によってキリストを信じる民は、神の偉大な計画に導かれて、救いのわざが続いていることについて学ぶのである。これらの朗読は厳密に用いられなければならない。復活節には教会の伝統に従い、旧約の代わりに使徒言行録から朗読箇所を取る。

祝日には二つの朗読が割り当てられている。しかし、規則に基づいて祝日が祭日の等級に上げられるなら、共通の部からとられた第3の朗読が加えられる。

聖人の記念日には、固有の朗読がないなら、通常、週日に割り当てられた朗読が行われる。ある場合には、聖人の霊的生涯や業績の特別の側面に光を投げかけるふさわしい朗読が用意されている。これらの朗読の使用は、司牧的な理由から真に勧められる場合以外は強制されていない。

358[=319] 週日用の朗読聖書には、1年の全周期を通して各週のそれぞれの日のために、朗読が配分されている。したがって、祝われる聖人についてその中で言及している新約聖書の固有の朗読を持つ祭日、祝日、または記念日に当たらないかぎり、ほとんどの場合、これらの朗読が、その定められた日に行われる。

しかし、ある祭日かある祝日、あるいはある特別な祭儀のために継続朗読が週の間で中断されることがあれば、司祭は、その週全体の朗読配分を念頭において、省くべき部分を他のものと合わせるか、もしくは、どの部分が他のものに優先すべきであるかを定めることが許される。

141) 第2バチカン公会議『典礼憲章』51 参照。

特殊な集会のためのミサにおいては、司祭は、認可されている朗読聖書の中から、特殊な祭儀に適した箇所を選ぶことができる。

359[=320] ある秘跡または準秘跡が行われる他の儀式を伴うミサのため、もしくはある必要のためにささげられるミサのためには、朗読聖書の中には特殊な箇所を聖書から選んだものがある。

このような朗読聖書は、神のことばを聞くことによって、信者が、参加している神秘をより完全に理解するように、また、神のことばに対する愛を燃え立たせることを教えるように作成されたものである。

したがって、祭儀において読まれる箇所は、適当な司牧的配慮と、このことに関する選択の自由を念頭において決定すべきである。

360[=118] 同じ箇所が、長い形と短い形で用意されている場合がある。これら二つの形のどちらを選択するかは、司牧上の基準が念頭におかれなければならない。その際、長短いずれの朗読が信者の聞く力からみていっそう実り豊かなものとなるか、また説教によって説明される長文の箇所を聞く力があるかどうかという点に留意しなければならない¹⁴²⁾。

361 既定の二つの朗読箇所のうちいずれかを選ぶ自由が与えられている場合、または任意に選ぶことができる場合、参加者の利益を考慮すべきである。すなわち、使用する朗読箇所についてはどちらが分かりやすいか、あるいは集まった会衆にどちらがよく合っているかを考える。同じ箇所を繰り返して用いるか、または後日のために取っておくかについては、その箇所がある祭儀に固有のものとして指示されているのか、あるいは司牧上有益なので任意にそれを用いるのかを考えるべきである¹⁴³⁾。

このようなことが起こるのは、同一の箇所をたとえば主日と次の週の週日のように近日中にもう一度朗読しなければならないか、もしくはあるキリスト信者の集会で聖書のある箇所に困難を感じることを懸念される場合である。しかし、聖書の箇所の選択に際しては、その部分が永続的に除外されることがないように配慮しなければならない。

362[=325] 前述したふさわしい式文の選択の自由以外にも、特殊な場合には、朗読のためのある適応を指示する権限が司教協議会に与えられる。ただし、本文は正式に認可された朗読聖書から選ぶものとする。

祈願

363[=323] どのミサにおいても、別の注記がないかぎり、そのミサに固有の祈願が唱えられる。

聖人の記念日においては、集会祈願は固有のもの、またはそれがなければ共通のものからふさわしいものが唱えられる。奉納祈願と拝領祈願は、固有のものがない場合、共通のもの、もしくはその季節の週日から選ぶことができる。

142) ローマ・ミサ典礼書『朗読聖書の緒言（規範版第2版1981年）』80（*Ordo lectionum Missae, Praenotanda*）。

143) 同81。

「年間」の週日には、前の主日の祈願以外に、「年間」の他の主日の祈願、またはミサ典礼書に掲載されている種々の機会のミサの祈願の一つを選ぶことができる。また、そのミサの中から、ただ集会祈願のみを用いることもつねに許される。

このようにして式文がより豊かに提供され、**それによって信者の祈る心がいっそう豊かに養われる。**

すでに、このような適応は、年の重要な季節のためには、ミサ典礼書の中に毎日のために定められている季節固有の祈願によって行われている。

感謝の祈り(奉献文)

364[=321] 多くの叙唱によって、ローマ・ミサ典礼書は豊かになったわけであるが、それは、奉献文における感謝の**主題がいっそう十全に明らかになり**、救いの神秘の種々の面が豊かな光に照らされることをめざしているのである。

365[=322] ミサの式次第における奉献文の選択は、次の基準によって行われる。

a) 第1奉献文すなわちローマ典文は、いつでも**唱える**ことができるが、固有の「全教会の交わりの中で…」が定められている日、もしくは固有の「わたしたち一奉仕者と…」がある日、さらに奉献文の中に名前が出てくる使徒と聖人の祝祭、また司牧上の理由から**第3奉献文**が採用されるのでないかぎり、主日に用いるのが適当である。

b) 第2奉献文は、その特徴から、週日または特殊な事情において用いるのが適当である。固有の叙唱を備えているが、他の叙唱、とりわけ救いの神秘をまとめて述べているもの、たとえば**共通の叙唱**とともに用いることができる。ミサが特定の死者のためにささげられる場合、該当の箇所、すなわち「また、復活の希望をもって…」の前に記されている特別な祈りのことばを用いることができる。

c) 第3奉献文は、どの叙唱とともに用いることができる。主日と祝日には優先的に用いられる。この**奉献文が死者のためのミサで用いられる場合**、該当の箇所、すなわち「あなたの子がどこにいても…」の後に記されている死者のための特別な祈りのことばを用いることができる。

d) 第4奉献文は、いつも同じ叙唱があり、救いの歴史のかなり完全な要約を備えている。固有の叙唱のないミサの場合、**および「年間」の主日**に用いることができる。この奉献文には、その構成上、死者のための特別な祈りのことばを入れることができない。

[=322 e] […]

歌

366 ミサの式次第の中に入れられた歌、たとえば「平和の賛歌」のような歌は、他の歌で代えることはできない。

367[=324] 朗読の間の歌、また入祭の歌、奉納の歌、拝領の歌の選択にあたっては、該当の箇所に定められている基準を守らなければならない(40-41、47-48、61-64、74、86-88 参照)。

[=325] […]

第 8 章 種々の目的のためのミサと祈願、死者のためのミサ

I 種々の目的のためのミサと祈願

368[=326] 秘跡および準秘跡の典礼は、よい心構えをもった信者のために、人生のほとんどあらゆるできごとを、過越の神秘からわき出る神の恩恵によって聖化する働きをもっており¹⁴⁴⁾、また、感謝の祭儀は諸秘跡中の秘跡であるから、ミサ典礼書は、全世界、もしくは全教会、または地方教会の必要に応じて、キリスト者の生活の種々の機会に用いることのできるミサと祈願を備えている。

369[=327] 朗読と祈願を選択する広範な自由を考えれば、種々の目的のためのミサは控えめに、すなわち、それが適切である場合に用いることが望ましい。

370[=328] 種々の目的のためのすべてのミサにおいて、明確に別の注意がないかぎり、またその祭儀に相当であるなら、週日の朗読および朗読の間の歌を用いることが許される。

371[=329] このようなミサには、他の儀式を伴うミサ、種々の機会のミサ、種々の目的のためのミサ、および信心ミサが含まれる。

372[=330] 他の儀式を伴うミサは、ある秘跡または準秘跡の執行と結びついている。待降節と四旬節と復活節の主日、および祭日、主の復活の 8 日間、死者の日、灰の水曜日、聖週間には禁止される。なお、儀式書またはミサ典礼書に記載されている規則を守らなければならない。

373[=331] 種々の機会のミサまたは種々の目的のためのミサは、不定期あるいは定期的に生じる事情に応じて用いられる。これらの中から、嘆願のためのミサを権限ある権威者が選ぶことができる。それは、1 年の流れに応じて司教協議会が定めるものとする。

374[=332] ある重大な必要時に際して、または司牧上有益であれば、**教区司教**の命令または許可によって、祭日および待降節と四旬節と復活節の主日、主の復活の 8 日間、死者の日、灰の水曜日、聖週間を除くすべての日に、この必要に適合したミサをささげることができる。

375[=329 ハ] 信心ミサは、[…]主の神秘、もしくは聖母マリア、**天使**、およびある特定

144) 第 2 バチカン公会議『典礼憲章』61 参照。

の聖人、あるいはすべての聖人の崇敬のために、信者の信心に応じて、年間の週日に、またその日が任意の記念日に当たっていてもささげることができる。しかしながら、主あるいは聖母マリアの生涯の神秘のためにささげられるミサは、無原罪の聖マリアのミサを除いて、信心ミサとして執り行うことはできない。それは、これらの祭儀は典礼暦年の展開と密接に結びついているからである。

376[=333] 義務の記念日に当たる日、または12月16日までの待降節、1月2日からの降誕節、主の復活の8日間後の復活節の週日には、種々の機会のミサと種々の目的のためのミサと信心ミサは原則として禁じられる。しかし、それが真に必要なあるいは司牧上有益であるならば、会衆が参加するミサにおいて、教会責任者または司式司祭自身の判断によって、その必要性または有益性に応じるミサを用いることができる。

377[=334] 任意の記念日が当たるか、週日の「教会の祈り」が行われる年間の週日には、種々の目的のためのどのミサをささげること、また、その中のどの祈願を用いることも許される。ただし、他の儀式を伴うミサを除く。

378 土曜日に行われる聖マリアの記念はとくに勧められる。なぜなら、あがない主の母に対しては、教会の典礼において、とりわけすべての聖人に優先して崇敬が行われるからである¹⁴⁵⁾。

II 死者のためのミサ

379[=335] キリストの復活の感謝のいけにえを、教会が死者のためにささげるのは、キリストのすべてのからだは互いに結ばれているので、ある人には霊的援助を嘆願し、ある人には希望に満ちた慰めをもたらすためである。

380[=336] 死者のためのミサのうちで葬儀ミサは首位を占める。それは、法の規定に従って守るべき他のすべてのことに留意して、守るべき祭日、聖木曜日、過越の3日間および待降節と四旬節と復活節の主日を除いて、すべての日に行うことができる¹⁴⁶⁾。

381[=337] 死去の知らせを受けたとき、または死者の最終的埋葬の日、または1周年の祈念日には、主の降誕の8日間でも、義務の記念日でも、また、灰の水曜日あるいは聖週間以外であれば週日にも死者のためのミサをささげることができる。

その他の死者のためのミサ、すなわち「毎日の」ミサは、それが真に死者のために適用される場合にかぎり、任意の記念日が当たるか、週日の「教会の祈り」が行われる年間の週日に行うことができる。

145) 第2バチカン公会議『教会憲章』54、教皇パウロ6世使徒的勧告『マリアーリス・クルトゥス(1974年2月2日)』9 (*Marialis cultus*: AAS 66 [1974] 122-123) 参照。

146) とくに、教会法第1176-1185条、ローマ儀式書『葬儀(規範版1969年)』参照。

382[=338] 葬儀ミサにおいては、通常どおり短い説教が行われる。ただし、いかなる種類の儀礼的賛辞も排除するものとする。[…]

383[=339] 信者、なかでも死者の家族の者は、死者のためにささげられる感謝のいけにえに、拝領によっても参加するよう勧められる。

384[=340] ミサが葬儀と直接結びつけられる場合、拝領祈願がすんでから、閉祭を省いて葬送すなわち告別が行われる。この儀式は、遺体(あるいはお骨)が安置されているかぎり行われるものとする。

385[=341] 死者のためのミサ、とりわけ葬儀ミサの選択可能な式次第とその部分、たとえば祈願、聖書朗読、共同祈願などを選ぶにあたっては、死者およびその家族、または会葬者についての司牧的配慮を念頭におかなければならない。

さらに司牧者は、葬儀の機会に、典礼祭儀に列席する人々、または福音を聞く人々にとくに配慮しなければならない。こうした人々の中には、カトリック信者以外の人々、あるいはカトリック信者ではあっても決して、あるいはほとんど感謝の祭儀に参加しない人々、あるいは信仰を失っていると思われる人々があり、司祭はすべての人のためにキリストの福音の奉仕者であるからである。

第9章 司教と司教協議会が行うことのできる適応

386 第2バチカン公会議の教令の規定に従って現代に行われたローマ・ミサ典礼書の刷新は、すべての信者が、感謝の祭儀において、充実した、意識的かつ行動的な参加を果たすことができるよう、たえず考慮してきた。こうした参加は、典礼自体の本質から要求されるものであり、参加については信者が自らの身分によって、権利と義務を持っている¹⁴⁷⁾。

しかし、祭儀が聖なる典礼の規則と精神に十全にこたえるために、本総則とミサの式次第において、いくつかの他の適応が以下に示されている。それらは、教区司教もしくは司教協議会の判断にゆだねられている。

387 教区司教は、自らの牧する群れの大祭司とみなされ、その信者のキリストにおける生活は、いわば司教から導き出され、司教に依存している¹⁴⁸⁾。司教は自教区において、典礼生活をはぐくみ、指導し、監督しなければならない。本総則では、共同司式の原則を定めることについて(202、374 参照)、祭壇で司祭に仕える役割について(107 参照)、両形態による拝領について(283 参照)、教会堂の建築とその配置について(291 参照)、それぞれの基準を定めることは司教にゆだねられている。しかし、司教が第一に行わなければならないことは、司祭、助祭、および信者のうちに聖なる典礼の精神を育てるよう努めることである。

388 以下で述べる、より広範囲にわたる調整が求められる適応は、法の規定に従って、司教協議会において決定されるべきである。

389 司教協議会は、使徒座の承認を得て、関係する地域で使用するために、第一に、本ローマ・ミサ典礼書の公認の国語による版を準備し認可する権限を持っている¹⁴⁹⁾。

ラテン語によるものであれ、合法的に認可された国語版であれ、ローマ・ミサ典礼書は完全な形で出版されなければならない。

390 司教協議会は、本総則とミサの式次第で示された以下のような適応をミサ典礼書自体に導入することについて、使徒座の承認を得て、決定する。

- ・信者の動作と姿勢(43 参照)
- ・祭壇と朗読福音書に対する表敬の動作(273 参照)
- ・入祭の歌、奉納の歌、拝領の歌の歌詞(48、74、87 参照)
- ・特別な状況で用いる聖書の朗読箇所(362 参照)
- ・平和のあいさつの形式(82 参照)

147) 第2バチカン公会議『典礼憲章』14 参照。

148) 同 41 参照。

149) 教会法第 838 条第 3 項参照。

- ・聖体を受けるための方法(160、283 参照)
- ・祭壇と備品、とくに祭器の材質、および祭服の材質、形、色(301、326、329、339、342-346 参照)

司教協議会が有益と判断した教書や司牧指針は、あらかじめ使徒座の承認を得て、ローマ・ミサ典礼書のふさわしい箇所に挿入することができる。

391 ミサの祭儀で用いる聖書本文の訳に特別の配慮をすることは、同じ司教協議会の務めである。それは、聖書から朗読が行われ、これが説教によって説明され、聖書から詩編が歌われるからである。そして、行為とするしはその意義を聖書から受けるために、典礼の祈りや祈願や聖歌は聖書のいぶきと感動からわき出たのである¹⁵⁰⁾。

聖書の諸書で用いられたさまざまな話法に固有な特徴は保ちながら、用いられることばは、信者の理解力に応じたもので、公に告げられるにふさわしいものが選ばれなければならない。

392 同様に、他の式文の翻訳を細心の注意を払って準備することは司教協議会の役割であろう。こうして、各言語の特徴を保ちつつ、もとのラテン語の式文の意味が十全かつ忠実に伝えられる。この仕事を行う際、ミサで用いられている異なる文学類型、すなわち公式祈願、交唱、応唱、答唱、連願形式の嘆願などについて考慮することが有益である。

式文の翻訳は第一に、黙想することではなく、むしろ祭儀の行為の中で声に出して告げられ歌われることをめざしていることを念頭におかなければならない。

用いられることばは地域の信者に適したものが選ばれなければならない。しかし同時に、品位と文学的質を備えており、いくつかの単語や表現の聖書的かつキリスト教的意味について何らかのカテケジスの必要性がつねに残るようにする。

同じ言語を持つ地域では、典礼式文、とくに聖書の本文とミサの式次第のために、できるかぎり同じ翻訳を持つことが勧められる¹⁵¹⁾。

393 祭儀の中で歌が占める重要性、すなわち典礼の必要不可欠の部分であることに留意して¹⁵²⁾、とくにミサの式次第の式文、会衆の答唱と応唱、そして典礼暦年を通して現れる特別な儀式のために、ふさわしい旋律を認可することは司教協議会の務めである。

同様に、司教協議会は、どのような音楽様式、旋律、楽器が典礼に導入できるか、それらがどれほど真に聖なる用途にかなっており、適合しうるかを判断することができる。

394 それぞれの教区が、独自の暦とミサの固有の部を持つようにしなければならない。司教協議会としては、使徒座の承認を得て、その国に固有の暦を作るか、あるいは他の司教協議会とともにより広い管轄地域のために暦を作るべきである¹⁵³⁾。

150) 第2バチカン公会議『典礼憲章』24 参照。

151) 同 36・3 参照。

152) 同 112 参照。

153) 「典礼暦年と典礼暦に関する一般原則」48-51 (*Normae Universales de Anno liturgico et de Calendario*)。教皇庁典礼聖省指針『カレンダリア・パルティクラリア (1970年6月24日)』4、8 (*Calendaria particularia*: AAS 62 [1970] 652-653) 参照。

この仕事を果たす際には、主の日が根源の祝日として最大限守られ、保たれなければならない。そのため、他の祭儀は、真にきわめて重要なものでない限り、主日に優先させてはならない¹⁵⁴⁾。同様に、第2バチカン公会議の教令によって改定された典礼暦年が、二次的な要因によって覆い隠されないように注意しなければならない。

国の暦を作る際には、祈願日と四季の斎日が明らかにされ(373 参照)、これらの祭儀の形式と式文¹⁵⁵⁾、および他の特別な決定を念頭におかなければならない。

ミサ典礼書の出版に際しては、全国あるいは全管轄地域に固有の祭儀は、一般暦の祭儀の該当する箇所に挿入されることがふさわしい。ただし、ある地域や教区に固有の暦は、付録の特別な箇所に入れられる。

395 最後に、信者の参加と彼らの霊的善が多様性といっそう根本的な適応を必要とするなら、聖なる祭儀が異なる民族の特質と伝統にこたえるために、司教協議会は使徒座の同意を得てそれらを導入するため、とくに人々に福音がより身近なものとして告げられるために、『典礼憲章』第40条の規定に従って、それを使徒座に提示することができる¹⁵⁶⁾。『ローマ典礼とインカルチュレーション』についての指針によって示された特別な基準が守られるよう留意する¹⁵⁷⁾。

以上のことを進めていくためには、次のことが守られなければならない。

まず優先する計画が使徒座に個別に提示されなければならない。必要な許可が与えられてから個々の適応が進められるためである。

この計画が使徒座によって正式に承認されると、特定の時間と場所のもとで試みが行われる。適当であれば、試みの期間の終了後、司教協議会は適応をさらに進めていくことを決定し、その最終案を使徒座に提示し判断をあおぐ¹⁵⁸⁾。

396 しかし、新しい適応、とくにより根本的な適応にとりかかる前に、賢明かつ秩序をもって教役者と信者の相応の養成が進められ、すでに与えられた権限が効果的に活用され、祭儀の精神にふさわしい司牧的基準が十全に実施されるように、慎重に配慮しなければならない。

397 また、各部分教会が普遍教会と一致していなければならないのは、信仰の原則と秘跡のしるしに関することに限られない。誤りを避けるためだけでなく、信仰がことごとく伝えられるために、使徒から継続した伝統によって認められた普遍的な慣習に関するについても、普遍教会と一致していなければならない。それは、教会の祈りの法は信仰の法にかなうものだからである¹⁵⁹⁾。

154) 第2バチカン公会議『典礼憲章』106 参照。

155) 「典礼暦年と典礼暦に関する一般原則」46 (*Normae Universales de Anno liturgico et de Calendario*)、教皇庁典礼聖省指針『カレンダリア・パルティクラリア (1970年6月24日)』38 (*Calendaria particularia: AAS 62 [1970] 660*) 参照。

156) 第2バチカン公会議『典礼憲章』37-40 参照。

157) 教皇庁典礼秘跡省指針『ローマ典礼とインカルチュレーション (1994年1月25日)』54、62-69 (*Varietates legitimae: AAS 87 [1995] 308-309, 311-313*) 参照。

158) 同 66-68 (*AAS 87 [1995] 313*) 参照。

159) 同 26-27 (*AAS 87 [1995] 298-299*) 参照。

ローマ典礼様式は典礼の宝の際立った卓越したカトリック教会の遺産を作り上げ、その豊かさは普遍教会にとって有益なものとなっている。そのため、それが損なわれることは普遍教会にとって大きな損失である。

ローマ典礼様式は、時代の流れの中で、ローマ市に源を発する典礼の習慣を保持するだけでなく、深く、有機的かつ調和的な方法でそれ自体のうちに他のいくつかの様式を組み込んできた。それらは、異なる民族および西と東のさまざまな部分教会の慣習と特質から導き出されるもので、こうしていわば地域を超えた特徴を獲得したのである。現代においては、教皇の権限によって発布された典礼書の規範版と、司教協議会によってその管轄地域のために認可され使徒座によって承認された版にふさわしい典礼書において、ローマ典礼様式の独自性と唯一の表現が見いだされるのである¹⁶⁰⁾。

398 第2バチカン公会議の基準によって、典礼の刷新における改革は、真に教会のために確実に役立つものとして要求されているものでなければ行わないように、また、すでに存在している形態から、新しい形態が、いわば有機的に生じるように、慎重に配慮することが定められている¹⁶¹⁾。この基準は、ローマ典礼様式自体のインカルチュレーションを果たすためにふさわしいものでなければならない¹⁶²⁾。さらに、インカルチュレーションは、性急さと不注意によって正統の典礼の伝統が損なわれないように、相応の時間を必要とする。

最後に、インカルチュレーションの探求は、決して新しい典礼様式を作り出そうとするものではない。それは、ミサ典礼書に導入された適応、あるいは他の典礼書と調和した適応が、ローマ典礼様式固有の特質と矛盾しないような方法で、与えられた文化の必要にこたえようとするものである¹⁶³⁾。

399 こうして、ローマ・ミサ典礼書は、言語の違いと若干の習慣の多様性があっても¹⁶⁴⁾、将来にわたって、いわばローマ典礼様式の完全さと一致の道具でありその卓越したしるしとして保たれなければならないのである¹⁶⁵⁾。

160) 教皇ヨハネ・パウロ2世使徒的書簡『ヴィチェシムス・クイントゥス・アンヌス(1988年12月4日)』16(*Vicesimus quintus annus*: AAS 81 [1989] 912)、教皇庁典礼秘跡省指針『ローマ典礼とインカルチュレーション(1994年1月25日)』2、36(*Varietates legitimae*: AAS 87 [1995] 288, 302) 参照。

161) 第2バチカン公会議『典礼憲章』23 参照。

162) 教皇庁典礼秘跡省指針『ローマ典礼とインカルチュレーション(1994年1月25日)』46(*Varietates legitimae*: AAS 87 [1995] 306) 参照。

163) 同 36 (AAS 87 [1995] 302) 参照。

164) 同 54 (AAS 87 [1995] 308-309) 参照。

165) 第2バチカン公会議『典礼憲章』38、教皇パウロ6世使徒憲章『ミサレ・ロマーヌム』(*Missale Romanum*) 参照。

索引

数字は「ローマ・ミサ典礼書の総則(暫定版)」の番号

→は参照項目

ア

アーメン 54, 77, 79, 89, 124, 127, 146, 147, 151,
154, 161, 165, 167, 175, 180, 249, 259, 286, 287
あいさつ 31, 35, 46, 50, 90, 124, 167, 170, 175,
254, 257
あがない 2, 16, 55, 79
アナムネシス →記念
アミクトゥス 119, 336
アルバ 92, 119, 209, 336-339
アレリヤ(アレリヤ唱) 37, 43, 61-64, 131, 132, 175,
212, 261 →詠唱, 福音前の唱句
あわれみの賛歌 46, 52, 125, 258
案内係 105

イ

位階 5, 16, 91, 94, 114, 294
いけにえ(奉献) 1, 2, 4, 5, 7, 11, 13, 17, 27, 30, 43,
55, 72, 73, 75, 77-79, 93, 94, 95, 96, 140, 144, 146,
199, 215, 221, 222, 226, 227, 230, 231, 233, 277,
296, 363, 365, 379, 383,
意向 70, 71, 94, 99, 138, 171, 177, 197, 264, 309
椅子 311
一般告白 51
祈りへの招き(「皆さん、このささげものを…」) 43,
147
遺物 277, 302
色 118, 304, 345, 346, 347, 390
インカルチュレーション 26, 395, 398
→地方教会, 適応, 部分教会, 文化

ウ

ヴェステイス・コラーリス 310
受け皿 118, 287
歌 24, 32, 37, 39, 40, 41, 43, 44, 47, 48, 50, 52, 55,
62, 74, 81, 86, 87, 96, 103, 104, 115, 121, 124,
131, 132, 139, 142, 159, 175, 198, 261, 313, 366,
367, 370, 390, 393

エ

栄光の賛歌 37, 46, 53, 126, 258
栄唱 79, 81, 147, 151, 180, 236
詠唱 62, 131, 132, 175, 261 →アレリヤ, 福音前
の唱句
枝の主日 →受難の主日
エピクレシス →聖霊の働きを求める祈り
演奏者 103

オ

応唱 34, 35, 38, 52, 54, 59, 60, 62, 68, 77, 79, 89,
127, 130, 142, 146, 147, 151, 153, 165, 180, 238,
259, 266, 392, 393
お知らせ 90, 166, 184
オステンソリウム 329
オルガン 32, 142, 313
オルガン奏者 103
音楽 22, 41, 52, 111, 393

カ

開祭 29, 46-54, 120-127, 172-174, 188, 189, 194,
195, 210, 211, 256-259
解散 →散会
会衆の参加するミサ 115-198
会衆のための祈願 90, 167, 185
会食 72, 80, 84, 281, 284, 304, 319

回心(回心の祈り) 31, 36, 45, 46, 51, 52, 125, 258,
347
解説者 105, 352
カズラ 119, 209, 336, 337
楽器 32, 313, 393
合唱指揮者 104
合唱団 →聖歌隊
可動祭壇 298, 300, 301
「神に感謝」 128, 168
神のお告げ(祭日) 137
神のことば 28, 29, 31, 46, 55-57, 59, 61, 67, 69,
93, 94, 96, 101, 295, 309, 349, 359
神の民 2, 4, 5, 9, 16, 19, 27, 42, 89, 97, 199, 288,
294, 296, 352
からだと血 1, 2, 5, 17, 72, 73, 79, 80, 83, 84, 244,
249, 287, 304
カリス 73, 83, 84, 118, 139, 142, 143, 150, 151,
155, 157, 158, 160, 163, 171, 178-180, 182, 183,
190, 191, 207, 215, 222, 227, 230, 233, 241, 243,
245-249, 267, 268, 270, 271, 274, 276, 279,
284-287, 306, 324, 327, 330
簡易ローマ聖歌集 48, 61, 87
慣習 →習慣
感謝の祈り →奉献文
感謝の祭儀 1, 5, 19-22, 46, 67, 79, 80, 83, 91-94,
99, 112, 114, 140, 171, 199, 200, 288, 295-297,
303, 320-323, 335, 350, 352, 368, 385, 386
感謝の賛歌 37, 43, 79, 147, 148, 216, 217
感謝の典礼 3, 28, 72-84, 139-165, 178-183,
190-193, 214-249, 265-271
灌水 51, 118
簡素 42, 292, 325, 351

キ

機械設備 311
祈願 24, 30, 35, 38, 45, 54, 71, 77, 89, 90, 96, 352,
363, 368, 369, 377, 385, 391
祈願の結び 54, 77, 89
祈願日 394
季節 →典礼季節

記念(アナムネシス) 2, 4, 17, 27, 72, 79
記念唱 37
記念日 354, 355, 357, 358, 363, 375, 376, 377, 381
跪拝 →ひざまづくこと
義務の記念日 354, 376, 381
旧約(聖書) 57, 357
教役者 310, 396
教会音楽 41
教会会議 10, 11, 199
教会主管者司祭 107
教会責任者 111, 376
教会堂(聖堂) 45, 73, 105, 199, 202, 210, 283,
288-295, 297, 303, 309-312, 314, 315, 318, 325,
387
教会に平和を願う祈り 154, 266
教区委員会 291
教区会議 199, 203, 204
教区司教 22, 25, 149, 283, 291, 315, 374, 386, 387
共同祈願(信者の祈り) 36, 43, 55, 69, 94, 99, 138,
139, 171, 177, 178, 190, 197, 264, 309, 385
協働司教 149, 203
共同司式 66, 114, 199-207, 212, 274, 283, 310,
387
共同司式司祭 66, 83, 206, 208-218, 220, 222-224,
227, 228, 230, 231, 233, 234, 236-240, 242-244,
246-251, 294
共同体 15, 33, 35, 42, 50, 51, 70, 71, 78, 81, 113,
114, 283, 318
共同体のミサ 114, 283
行列 44, 47, 74, 86, 105, 117-122, 160, 186, 188,
193, 210, 274, 276, 341, 350
行列用十字架 117, 119, 120, 122, 274,
清め(手を洗うこと) 76, 118, 145, 278
「キリストのからだ」 161, 249, 287
「キリストの血」 249, 286, 287 →両形態

ク

管 245
グレゴリオ聖歌 41

ケ

芸術 22, 289, 291, 325, 351
継続朗読 358
結婚 70
献金 73, 105
献香 49, 75, 119, 123, 134, 144, 145, 150, 173,
174, 175, 178, 179, 190, 211, 276, 277
堅信 70
現存 3, 7, 16, 27, 29, 50, 55, 60, 72, 93, 316

コ

香 75, 119, 120, 132, 134, 135, 144, 150, 173, 175,
178, 179, 212, 276, 277
公式祈願 30, 392
交唱 48, 87, 198
降誕節 346, 355, 376, 381
香炉 100, 119, 120, 133, 144, 175, 179, 190, 277
香炉係 120, 175
声 11, 32, 38, 81, 83, 86, 134, 142, 148, 154, 175,
218, 220, 223, 228, 231, 234, 306, 311, 392
小鐘 150
国語 11-13, 389
国民性 38, 40, 43, 83
試み 395
小声 11, 175, 218
固定祭壇 298, 300, 301, 303
ことばの典礼 28, 31, 46, 55-71, 92, 128-138,
175-177, 196-198, 212, 213, 260-264, 309
小びん 118, 142
固有式文 65
固有の部 394
暦 353-355, 394
コルポラーレ 73, 118, 139, 141, 142, 151, 163,
183, 190, 248, 249, 297, 306
混和(パンの一部をぶどう酒の中に入れること) 83,
155, 241, 267

サ

祭器 98, 162-164, 171, 178, 183, 192, 255, 279,

284, 306, 327-330, 332-334, 348, 390
祭器卓 73, 118, 163, 175, 178, 192, 207,
247, 249, 255, 270, 279
祭具室(香部屋) 45, 119, 193, 280, 334
祭具室(香部屋)係 105
最後の晩さん 2, 72, 79, 83
祭日 53, 68, 137, 305, 313, 346, 353, 357, 358,
372, 374, 380
祭壇 43, 44, 49, 72-76, 90, 94, 98, 100, 107, 109,
117, 120-123, 132, 133, 139-146, 158, 162, 163,
165, 169, 171-175, 178, 182, 183, 186, 188-190,
194, 195, 210, 211, 215, 242, 244, 246-249, 251,
255, 256, 268, 270, 272-277, 279, 284, 294-308,
310, 315, 339, 350, 387, 390
祭壇十字架 122, 188, 277, 350
祭壇の脇 76, 142, 144, 145, 248, 249, 270, 287
祭壇奉仕者 98, 100, 116, 120, 139, 140, 162, 178,
187-193, 247, 249, 279, 284, 339
祭服 105, 114, 119, 120, 171, 194, 209, 335, 336,
339, 342-346, 348, 390
杯 72, 85, 233
サクラリウム 280, 334
ささげもの 2, 43, 72, 73, 75, 140, 146, 178, 190,
222, 227, 230, 233, 277
さじ 245
参加 5, 11-14, 17-20, 22, 35, 36, 41, 42, 61, 66, 79,
85, 91, 92, 95, 103, 104, 112, 114, 115, 140, 282,
288, 294, 303, 310, 311, 312, 318, 352, 354, 359,
383, 386, 395
賛歌 39, 61, 86, 164
散会(解散) 31, 90, 163, 170, 183, 272
賛美の歌 88, 164
賛美の応唱(「キリストに賛美」) 134, 175, 262

シ

式次第 6, 23, 43, 352, 365, 366, 385, 386, 390, 392,
393
式典係 106
四季の斎日 294
司教 4, 5, 12, 22, 25, 43, 48, 61, 66, 82, 87, 91, 92,

107, 108, 112, 117, 147, 149, 154, 167, 175, 199,
202-204, 212, 283, 291, 315, 373, 374, 386-395,
397
司教会議 199
司教協議会 25, 48, 82, 147, 154, 273, 342, 343,
386, 389-392, 395, 397
司教高座 310
司教座聖堂 106, 290
司教叙階式 199
司教典礼書 300
司教の記念日 203
司教の代理者 149, 204
司教の訪問 203, 204
司祭 2, 4, 5, 13, 19, 22, 24, 27, 30-35, 38, 40,
42-44, 47-51, 52-54, 59, 66, 68, 69, 71-73, 75-79,
81, 83-95, 98, 100, 107, 108, 111, 114, 116,
118-120, 122-124, 127, 128, 132-138, 140-165,
167-175, 177-186, 189-194, 197, 199-201, 203,
204, 207, 210, 212, 215-217, 220, 236, 252, 256,
257, 259, 262-264, 266-272, 274-279, 283, 284,
287, 294, 295, 306, 311, 321, 324, 331, 335, 337,
340, 341, 352-355, 358, 376, 385, 387
司祭叙階式 199
司祭団 22, 112
司祭の拝領 33, 158, 244, 268
指示 12, 23, 31, 38, 43, 105, 171
司式司祭 24, 59, 66, 71, 116, 162, 171, 294, 310,
337, 376
司式者 27, 31, 32, 33, 59, 92, 114, 140, 149, 162,
310
死者 79, 223, 228, 346, 355, 365, 379-381, 383,
385
死者のためのミサ 346, 355, 365, 380, 381, 385
死者の日 204, 372, 374
四旬節 53, 62, 66, 305, 313, 346, 354, 355, 372,
374, 380
姿勢 42, 43, 94, 96, 390 →動作
実体変化 3
使徒 2, 39, 72, 79, 83, 94, 321, 346, 357, 365, 397
使徒座 12, 147, 235, 273, 283, 329, 342, 346, 389,

390, 394, 395, 397
詩編 39, 48, 61-63, 87, 88, 99, 102, 129, 135, 164,
261, 391
詩編唱者(詩編の歌唱者) 61, 99, 102, 129, 196, 352
集会(集い) 4, 18, 27, 30, 31, 40, 62, 93, 283, 294,
303, 310, 358, 361
集会祈願 30, 43, 46, 54, 127, 128, 259, 261, 355,
363
習慣(慣習) 43, 82, 150, 273, 301, 302, 311, 314,
316, 332, 334, 342, 346, 347, 399
十字架 2, 27, 49, 50, 72, 75, 100, 117, 119, 120,
122-124, 134, 144, 167, 173, 175, 178, 188, 190,
211, 222, 257, 274, 276, 277, 296, 297, 308, 350
週日 40, 66, 354, 355, 357, 358, 361, 363, 365,
370, 375-377, 381
修道院ミサ 114, 199, 283
祝日 11, 13, 40, 53, 66, 115, 117, 119, 305, 313,
346, 354, 357, 358, 365, 394
祝福 31, 51, 60, 90, 92, 107, 120, 132, 135, 142,
144, 167, 168, 170, 175, 185, 199, 212, 222, 254,
275, 277, 290, 300, 309, 310, 313, 314, 333, 335,
主司式 108
主司式司祭 209-219, 221, 223, 225, 226, 229, 232,
236-244, 246, 248-251, 274
主日 11, 13, 40, 51, 53, 66, 68, 113, 115, 117, 119,
305, 313, 346, 354, 357, 361, 363, 365, 372, 374,
380, 394
種々の機会のミサ 15, 347, 355, 363, 371, 373,
376
種々の目的のためのミサ 369, 371, 373, 376
受難 17, 79, 109, 222, 227, 274, 308, 346
受難の主日(枝の主日) 346
主任司祭 107
主の祈り 36, 41, 81, 152, 153, 237, 266
主の降誕(祭日) 137, 204
主の受難 109, 308, 346
主の晩さんの夕べのミサ 199, 203, 204
「主は皆さんとともに」 134, 148, 167, 175
殉教者 302, 346
準備 24, 46, 60, 73, 77, 80, 84, 94, 98, 101, 111,

118, 119, 178, 207, 255, 256, 285, 294, 352, 389,
392,
準備室 45, 209
準秘跡 359, 368, 372
昇階唱 61
小教区共同体 113
小教区聖堂 290
小聖堂 315
承認 119, 283, 329, 389, 390, 394, 395, 397 →認
可, 認証
叙階(叙階式) 91, 94, 106, 114, 147, 199, 203, 309,
336
食卓 28, 57, 73, 96, 355, 296
食卓布 117, 297, 304
食物 80, 321
書見台 260, 309
助祭 22, 38, 40, 42-44, 47, 49, 50, 59, 66, 71, 73,
75, 83, 90, 94, 98, 100, 107, 109, 112, 116, 118,
119, 171-173, 175-186, 189-194, 197, 208, 212,
215, 239, 240, 244, 246-249, 251, 253, 274, 275,
279, 283, 284, 294, 295, 310, 311, 331, 335, 338,
340, 352, 387
助祭職 94
叙唱 4, 31, 79, 147, 148, 216, 364, 365
諸聖人の祭日 346
神学生 283
信仰心 →信心
信仰宣言 36, 41, 43, 55, 67 →信条
信者席 295, 311
信者の祈り →共同祈願
信条 67, 68, 137, 138, 263, 275 →信仰宣言
信心(信仰心) 106, 289, 294, 318, 355, 375
信心ミサ 347, 355, 371, 375, 376
信徒の奉仕者 43, 50, 100, 112, 133, 139, 169, 335,
339
神秘(秘義) 1, 3, 5, 8, 11, 12-14, 16, 22, 47, 50, 55,
65, 67, 79, 89, 92, 151, 288, 294, 318, 345, 359,
364, 365, 368, 375
新約(聖書) 4, 358

ス

崇敬 274, 282, 307, 318, 375, 378
スータン 114, 336
過越 1, 72, 80, 368,
過越の3日間 380
すすぎ(すすぐ) 163, 171, 183, 192, 247, 248, 249,
270, 271, 279, 284, 306,
勧めのことば 24, 48, 51, 71, 138, 254
スタチオ 203
ストラ 92, 119, 209, 336-338, 340
スルプリ 114, 336
座る 43, 61, 128, 139, 188, 195, 212

セ

聖画 318
聖歌集 118
聖歌隊 48, 52, 53, 62, 68, 83, 87, 103, 104, 114,
155, 216, 294, 312, 313, 352
聖金曜日 274, 346
聖香油(聖香油のミサ) 4, 199, 203, 204
聖週間 355, 372, 374, 381
聖書賛歌 102
聖書朗読 →朗読
聖人 61, 203, 275, 277, 302, 318, 346, 355-358,
363, 365, 375, 378
聖人の遺体 384
聖人の部 61
聖性 5, 226, 294
聖像 318
聖体拝領 →拝領
聖体奉仕者 100, 284
制定の叙述(のことば) 79, 324
聖堂 →教会堂
聖ひつ 274, 310, 314-316
聖別 3, 11, 43, 78, 79, 85, 147, 150, 151, 157, 160,
163, 178, 179, 218, 243, 275, 276, 324, 327, 331
聖木曜日 3, 4, 199, 204, 380
聖霊 9, 16, 53, 54, 56, 78, 79, 93, 124, 167, 275
聖霊降臨 64, 346

聖霊の働きを求める祈り(エピクレシス) 79, 179
席 50, 71, 105, 118, 124, 136, 138, 164, 165,
174, 178, 183, 188-190, 195, 207, 211, 212, 214,
246, 249, 250, 256, 294, 310, 311
説教 13, 29, 43, 45, 55, 56, 65-67, 94, 136, 171,
213, 309, 360, 382, 391
接吻 49, 90, 123, 134, 169, 173, 175, 186, 211,
251, 256, 262, 272, 273 →あいさつ, 表敬
先唱者 48, 52, 53, 62, 68, 71, 83, 86, 87, 104, 116,
138, 352
選任 60, 98-101, 162, 191, 192, 247, 249, 279, 284,
335
旋律 41, 147, 218, 393
洗礼 18, 51, 69, 75

ソ

葬儀(葬儀ミサ) 70, 154, 346, 380, 382, 384, 385
荘厳な祝福 90, 167, 185
装飾 292, 295, 304, 305, 318, 344, 349
続唱 64
供えもの 44, 73-75, 77, 79, 144, 146, 178, 276,
306
供えものの準備 33, 43, 72, 73, 77, 214

タ

待降節 53, 66, 305, 313, 346, 354, 355, 372, 374,
376, 380
大修道院長の祝福式 199
対面 299, 310
対話(対話句) 34, 147, 310
多声音楽 41
立つ 43, 50, 60, 62, 71, 105, 124, 131, 133,
135-138, 142, 144, 146, 148, 158, 160, 163, 165,
171, 179, 180, 212, 215, 246, 257, 286, 287
他の儀式を伴うミサ 15, 347, 359, 371, 372, 377
ダルマチカ 119, 336, 338

チ

地方教会 16, 112, 203, 368
チングルム 119, 336

沈黙 33, 43, 45, 51, 54-56, 66, 71, 78, 84, 88, 120,
127, 128, 130, 132, 134, 136, 141-145, 147, 155,
156, 158, 163-165, 175, 178, 212, 241, 244, 246,
262, 267, 268, 271, 277

ツ

通常式文 41, 65

テ

テカ 329
適応 12, 15, 23-26, 31, 43, 48, 325, 342, 346, 362,
363, 386, 388, 390, 395, 396, 398 →インカルチ
ュレーション, 地方教会, 部分教会
天使 346, 375
伝統 11, 26, 42, 43, 54, 59, 273, 301, 318, 320, 321,
325, 346, 355, 357, 395, 397, 398
典礼季節(季節) 47, 48, 61-63, 79, 131, 305, 313,
347, 356, 363
典礼書 8, 46, 105, 111, 333, 349, 397, 398
典礼注記 31, 38, 62, 125, 147, 149, 167, 258, 263,
341
典礼の刷新 398
典礼暦年 203, 345, 375, 393, 394

ト

動作 42, 43, 44, 83, 93, 94, 96, 217, 222, 311, 390
→姿勢
答唱 35, 40, 61, 129, 146, 392, 393
答唱詩編 37, 43, 57, 61, 196, 309 →朗読の間の
歌
導入 1, 31, 46, 71
特殊な集会 358
土曜日 378
取り次ぎ(取り次ぎの祈り) 79, 228, 231, 234
トロープス(あわれみの賛歌に挿入する短い句) 52

ナ

内陣 154, 188, 195, 207, 274, 294, 295, 307, 310,
314

ニ

入祭 46-48
入祭唱 48, 256
入祭の歌 37, 47, 48, 50, 74, 121, 124, 198, 367,
390
任意の記念日 355, 375, 377, 381
認可 48, 67, 87, 147, 291, 358, 362, 389, 393, 397
→承認, 認証
認証 147, 235 →承認, 認可

ネ

年間 346, 355, 356, 363, 365, 375, 377, 381

ハ

灰の水曜日 355, 372, 374, 381
拝領(聖体拝領) 5, 13, 14, 33, 37, 43-45, 72, 79, 80,
85-89, 100, 118, 156, 158-163, 165, 166, 182, 191,
240, 242, 244, 246-249, 268, 274, 278, 279,
281-287, 311, 321, 324, 327, 383, 387 →両形態
拝領祈願 30, 89, 165, 166, 184, 271, 363, 384
拝領後の感謝 21, 43, 45, 88, 164, 271
拝領唱 87, 198, 269
拝領の歌 37, 86, 87, 159, 198, 367, 390
拝領前の祈り 156, 241, 268
拝領前の個人的準備 84, 155, 156, 158, 241, 244,
246, 267, 268
拝領前の信仰告白(「神の小羊の食卓に…」) 157,
243, 268
パテナ 84, 118, 141, 151, 155, 157, 160, 163, 178,
180, 242, 243, 249, 267, 268, 278, 279, 306, 327,
329, 331
花 305
パラ 118, 139, 142, 190, 306
パン 14, 27, 37, 72, 73, 75, 79, 80, 81, 83, 84, 85,
93, 100, 118, 140-142, 150, 151, 155, 157, 160,
161, 163, 178-180, 183, 190, 191, 222, 227, 230,
233, 240, 241, 243, 245, 249, 267, 268, 274, 276,
278, 280, 284, 285, 287, 319-321, 323, 324, 327,
329, 331

パンのかけら 163, 183, 278
パンの分割(パンを裂くこと) 37, 72, 80, 83, 155,
240, 267, 278, 321, 323

ヒ

美(美しさ、優美さ) 22, 42, 44, 96, 106, 288, 292,
294, 314, 318, 344, 349
秘義 →神秘
ピクシス 118, 160, 163, 306, 329
ひざまづくこと 43, 137, 157, 160, 179, 242, 246,
248, 249, 268, 274 →表敬
秘跡 2, 3, 13, 14, 18, 51, 82, 86, 92, 159-161, 282,
283, 287, 296, 312, 359, 368, 372, 397
秘跡書 2, 8
浸す(パンをぶどう酒に) 191, 245, 249, 285, 287
→両形態
備品 294, 325-351, 390
表敬 49, 123, 173, 175, 186, 211, 251, 256, 262,
272-274, 277, 390 →ひざまづくこと, 礼

フ

福音 29, 43, 44, 59, 60, 62, 63, 84, 94, 99, 130,
132-135, 171, 175, 196, 212, 262, 275, 276, 306,
385, 395
福音書 44, 61, 117, 119, 120, 122, 133, 134, 172,
173, 175, 194, 195, 162, 272, 273, 277, 306, 349,
357, 390 →朗読福音書
福音前の唱句 37, 62-64 →アレレヤ, 詠唱
福音朗読 33, 62
副文 81, 153, 266
復活賛歌 309
復活の主日(復活祭) 64, 204
復活節 51, 66, 346, 354, 355, 357, 372, 374, 376,
380
復活徹夜祭 199, 204, 274
復活のろうそく 277
ぶどう酒 27, 72, 73, 75, 79, 94, 100, 118, 140, 142,
163, 178, 190, 233, 279, 319, 322-324, 327
部分教会 22, 397
普遍教会 113, 397

プラネタ 119, 209, 337
プリフィカトリウム 73, 118, 139, 163, 190, 249,
279, 286, 306
プルビアーレ(カッパ) 92, 341
文化 9, 398 →インカルチュレーション

へ

閉祭 28, 90, 166-170, 184-186, 250, 251, 272, 384
平和のあいさつ 82, 83, 154, 181, 239, 266, 390
平和の賛歌 37, 43, 83, 155, 240, 267, 366
ベール 118

ホ

奉献 19, 78, 79, 93, 277, 290, 299, 300, 302, 303
奉献文(感謝の祈り) 2, 13, 30, 31, 43, 72, 77-79,
147-149, 151, 152, 179, 180, 216-219, 226, 229,
232, 235, 236, 355, 364, 365
奉仕(奉仕職) 4, 5, 7, 33, 75, 93, 94, 97, 98, 100,
109, 171, 284
奉仕者 17, 27, 40, 42-44, 47, 49, 50, 59, 60, 75, 90,
91, 98, 100, 106, 110, 112, 115, 116, 118-120, 122,
124, 133, 139, 140, 142, 144, 145, 150, 154, 162,
163, 169, 171, 175, 181, 187, 188, 191, 193-195,
208, 252-254, 256, 257, 259, 261-264, 266-270,
272, 274, 286, 287, 294, 295, 309, 310, 311, 331,
335, 336, 339, 354, 385 →祭壇奉仕者, 信徒の奉
仕者, 聖体奉仕者, 臨時の奉仕者, 朗読奉仕者
奉納 43, 73, 74, 77, 140, 306, 327
奉納祈願 30, 43, 77, 146, 215, 363
奉納の祈り 143, 145, 275
奉納の歌 37, 74, 139, 142, 367, 390
補佐司教 149, 203
保存 163, 289, 314, 315, 317, 323
翻訳(訳) 391, 392

マ

交わりの儀 80, 89, 237-249, 152-165, 266-271
招き 45, 77, 78, 81, 84, 146, 152, 181, 237, 264
守るべき祭日 380
守るべき祝日 40, 66, 115, 117

マリア 275, 318, 346, 355, 375, 378

ミ

ミサ典礼書 1, 2, 6-8, 10, 15, 25, 31, 43, 48, 73, 87,
111, 118, 139, 147, 179, 190, 198, 215, 218, 256,
306, 363, 364, 368, 372, 386, 389, 390, 394, 398,
399
水 72, 100, 118, 142, 145, 178, 279, 280, 319, 324,
334
水の祝福 51
民族 26, 43, 91, 289, 325, 395, 397 →インカルチ
ュレーション, 適応

ム

無原罪の聖マリア(祭日) 375
胸掛十字架 92

モ

黙想(黙想会) 45, 56, 61, 128, 203, 283, 392

ユ

ゆるしのことば 51
ゆるしの秘跡 51

ヨ

8日間 355, 372, 374, 376, 381

ラ

ラテン語 12, 41, 389, 392
ラテン典礼(ラテン教会) 1, 9, 320
ランプ 316

リ

両形態(両形態による拝領) 3, 7, 14, 161, 162, 182,
192, 248, 281, 283, 284, 285, 387
臨時の奉仕者 98, 162, 191

レ

礼 43, 49, 90, 122, 132, 135, 137, 143, 169, 173,
175, 185, 186, 195, 211, 222, 227, 230, 233, 251,

256, 262, 272, 274, 275 →表敬

霊歌 39

礼拝 3, 16, 28, 288, 315

礼拝堂 199, 202

連願 392

□

朗唱 38, 48, 61, 87, 102, 198

ろうそく 100, 117, 119, 120, 122, 133, 175, 188,
274, 277, 297, 307

ろうそく台 117, 119, 122, 307

朗読(聖書朗読) 24, 29, 31, 38, 43, 45, 55-63, 65,
67, 99, 101, 102, 109, 128, 130, 135, 176, 196,
260, 261, 276, 309, 352, 355, 357, 358, 360-362,
367, 369, 370, 385, 390, 391

朗読者 →朗読奉仕者

朗読書 117

朗読聖書 61, 62, 118, 120, 128, 349, 355, 358, 359,
362

朗読台 44, 58, 61, 71, 105, 118, 128, 130, 133-136,
138, 175, 177, 196, 197, 260, 309

朗読の間の歌 55, 102, 132, 367, 370 →答唱詩編

朗読福音書 44, 60, 117, 119, 120, 122, 138, 172,
173, 175, 194, 195, 273, 277, 306, 349, 390 →福
音書

朗読奉仕者(朗読者) 38, 40, 48, 59, 71, 87, 99, 101,
109, 116, 120, 128-130, 135, 138, 176, 194-198,
309, 311, 339, 352

ローマ儀式書 309, 310, 313, 314, 335

ローマ聖歌集 48, 61, 62, 87

ローマ典礼 26, 41, 42, 395, 397-399

ローマ・ミサ典礼書の総則(暫定版)

日本カトリック司教協議会認可

編集 日本カトリック典礼委員会

© カトリック中央協議会 2009年